資料3-1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102
		の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格K0102の65.2に定める方法
<u> </u>	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度 に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

T

項目		基準値				
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
В	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	_
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ以上	_
備老	則定方法	規格K0102の 12.1 に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 21 に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料 10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ・・・・・のように連続した4段階(試料量が 0.1mℓ以下の場合は 1mℓに希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群場性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mℓ中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群場性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌

群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目		基準値
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら	0.03mg/ℓ以下
1.70,21	の餌生物が生息する水域	0.00mg/ t 2/
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場	0.02mg// N.F.
土物村石	(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生	0.02/# 177
土物D	物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生	
生物特B	物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が	0.03mg/ℓ 以下
	必要な水域	
		規格K0102の53に定める方法(準備操作
測定方法		は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法に
		よることができる。また、規格K0102の53で
		使用する水については公共用水域告示付表
tti. Ia		9の1(1)による。)

備考

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域にこれに準ずる。)。

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

T

項目		基準値				
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
В	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ以上	_
	則定方法	規格K0102 の 12.1 に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K0102 の17に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目	利用目的の適応性	基準	性 値
類型	不り中日ロック通りい土	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
III	水道3級(特殊なもの)及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下
	測定方法	規格K0102 の 45.2, 45.3 又は 45.4 に定め る方法	規格K0102 の 46.3 に 定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

- 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
類型		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

2 海域

T

項目		基準値				
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	検出されないこと。
В	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	l	検出されない と。
С	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	_	_
ì	則定方法	規格K0102 の 12.1 に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K0102 の 17 に定める方法 (ただし、B類型 の工業用水及び 水産2級のうちノ リ養殖の利水点 における測定方 法はアルカリ性 法	規格K0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	公共用水域告示 付表 10 に掲げ る方法

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mℓを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mℓを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmoℓ/ℓ)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mℓとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mℓを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmoℓ/ℓ)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

 $COD(O_2mg/\ell) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 $(10 \text{mmo} \ell/\ell)$ の滴定値 $(\text{m}\ell)$

(b): 蒸留水について行った空試験値(mℓ)

 $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液 $(10 \text{ mmo}\ell/\ell)$ の力価

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目	利用目的の適応性	基達	準値
類型	不引力 ロロック通小い主	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及 び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種水浴及び Ⅲ 以下の欄に掲げるもの(水産2種及 び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及び IV の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下
	測定方法	規格K0102の45.4に 定める方法	規格K0102の46.3に 定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
類型		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

資料3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

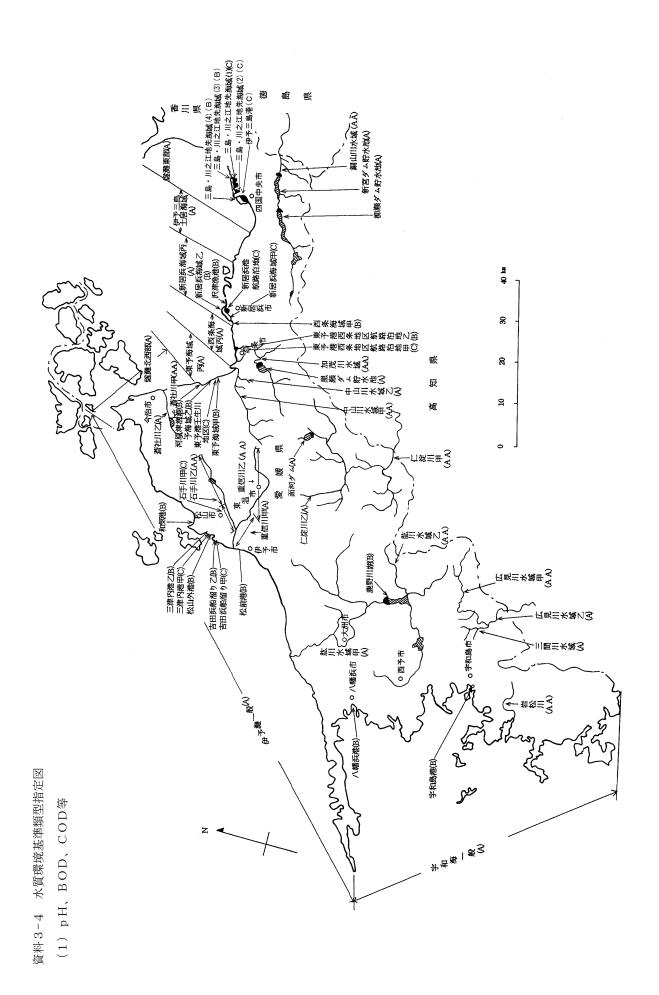
	水 域	該当類型	達成期間	備考
<u> </u>	燧攤北西部	A	1	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号
	伊予三島港 三島・川之江地先海域(1) 三島・川之江地先海域(2)	С	П	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示第 33 号
<u> </u>	三島・川之江地先海域(3) 三島・川之江地先海域(4)	В	口	然死自口///// 00 /J
	燧 攤東部	A	D	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	1	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	新居浜港航路泊地	С	イ	
	新居浜海域甲	С	口	m 40 F 0 B C B
新居浜海域	沢津漁港	В	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	新居浜海域乙	В	口	交/效/K 日 4 7 / 110 4 /
	新居浜海域丙	A	口	
	東予港西条地区航路泊地甲	С	イ	
西条海域	東予港西条地区航路泊地乙	В	口	昭和48年3月6日
日本何以	西条海域甲	В	口	愛媛県告示第 246 号
	西条海域丙	A	口	
	東予港壬生川地区	С	イ	
	東予海域甲	В	口	W 40 K 0 H C H
東予海域	東予海域乙	В	口	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予海域丙	A	イ	交/級/N 日 / 1 / / / 110 / /
	河原津漁港	В	口	
	三津内港(甲)	С	口	
	三津内港(乙)	В	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	С	口	
(丑子,凇	吉田浜船溜り(乙)	В	口	昭和 49 年 4 月 12 日
伊予灘	和気港	В	П	愛媛県告示第 421 号
	松山外港	В	口	
	松前港	В	口	
	伊予灘(一般)	A	イ	
	八幡浜港	В	口	III to to to to to
宇和海	宇和島港	В	口	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	宇和海(一般)	A	イ	Ø∞小口小⁄77 121 万

	水域	該当類型	達成期間	備考
	石手川(甲)	С	口	
 重信川水系	石手川(乙)	AA	イ	昭和49年4月12日
里 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	重信川(甲)	A	口	愛媛県告示第 421 号
	重信川(乙)	AA	イ	
	肱川水域(甲)	A	口	W = 50 / 5 1 00 1
肱川水系	肱川水域(乙)	AA	イ	昭和 50 年 5 月 23 日 愛媛県告示第 511 号
	鹿野川湖	В	イ	发放水口小 刀 011 勺
加茂川水系	加茂川水域	AA	イ	昭和 51 年 6 月 25 日
加及川小糸	黒瀬ダム貯水池	A	イ	愛媛県告示第 677 号
中山川水系	中山川水域(甲)	AA	イ	昭和 51 年 6 月 25 日
中田川小糸	中山川水域(乙)	A	イ	愛媛県告示第 677 号
	広見川水域(甲)	AA	イ	PTT- 54 Ft 0 Ft 65 Ft
渡川水系	広見川水域(乙)	A	イ	昭和 51 年 6 月 25 日 愛媛県告示第 677 号
	三間川水域	A	イ	发
	銅山川水域	AA	イ	III to to to to to
銅山川水系	柳瀬ダム貯水池	A	イ	昭和 52 年 9 月 20 日 愛媛県告示第 1034 号
	新宮ダム貯水池	A	イ	发放水口小 切 100年 7
	仁淀川(甲)	AA	イ	III to to to to to
仁淀川水系	仁淀川(乙)	A	イ	昭和 52 年 9 月 20 日 愛媛県告示第 1034 号
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川(甲)	AA	イ	昭和 53 年 12 月 8 日 愛媛県告示第 1377 号
富江川小 希	蒼社川(乙)	A	イ	
岩松川水系	岩松川	AA	1	昭和 53 年 12 月 8 日 愛媛県告示第 1377 号

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成期間	備考
燧灘東部	П	直ちに達成	平成 15 年 3 月 27 日
燧灘北西部	П	直ちに達成	環境省告示第35号
燧灘中西部	П	直ちに達成	平成9年4月25日
伊予灘一般	П	直ちに達成	愛媛県告示第 843 号
宇和海一般	П	直ちに達成	



資料3-5 地下水の環境基準(28項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格K0102
	17HC4 V & VCo	の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	シス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方 法、トランス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に 定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格K0102 の 34.1 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)(注 (6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度 に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

;	
i	
1	及び湖沼
_	及び
-	三三回

アルキル水銀	Κľ	ى ا د			\simeq	\simeq	12	I۶	1		1		1	1		ğl	١			I		I		-	ļ		J	J	J		- [3	잃								0.0005	잃	0.0005	Ιl		8
#	展 (0.000	cono.u	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005								< 0.0005															- 1	0.0005								0.0	< 0.0005	0.0			10000
	د ،	.7 0	.7	7	7	5	7	2								7			1											1	-	4	t	t						7	7	7	П		,
	ا ٰ	\\ _\ `	\	`	\	\	\	_								\																								_	\	\	H		`
+	7	+	+	2	0	9	0	0	10	1.0	16	1.0	1.5	10	H	0	\dashv	+	10	10	10	\dashv	10	10	10	10	10	10	10	+	+	0	١,	1.5	1.0	10	10	2	10	_	0	0	Н		,
世十	最入值	0.000	0.000	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0000	0.0005	0 0005	0.0005		0.0005			0.0005	0.0005	0.0005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005		0.0000	0.0005	1000	0000	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	H		1000
総大銀	岡,	۷,	<i>></i>	\ \	\ \	>	\ \ \	\ \	\ \ \							\ \			\ \	\ \	\ \		\ \		\ \	\ \	\ \	\ \	\ \			\ \	,			\ \ \	\ \ \) >	\ \ \	\ \	\ \	\ \	H		,
额	د ه	7	7	7	2	2	2	2	9	9	٠	2	ی ا	2		2			7	2	2		4	2	2	7	7	7	7		7	4	۰	7 ~	7	2	2	2	2	2	2	2	П		ŀ
	٠ ع)	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0			0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0			0	0	0	/ 0	0	0	0	0	H		
+	+	+	-	\rightarrow	\rightarrow		_	⊢	-	╄	+	_	┿	-				1	-	_	_		_	\rightarrow	_	_	-	_	-	-	_	_	+	+	+	-	_	\vdash	-	\rightarrow	_	_	Н		╀
计方法	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0.005	0.00	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.00	0.005	0 005	0.005		0.005			0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	200	0.00	0.005	0.005	0.008	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	H		100
H	+.	<u> </u>	4	× 	×	×	×	×	\ 	' \ <u> </u>	· \	/ _	′ \	· ~		×		_	<u>~</u>		×		×	×	×	× 	× 	×	<u> </u>	4	+	<u> </u>	1	<u> </u>	′ ∨	\ 		~	~	<u>~</u>	×	×	H		Ì.
砒素		0.00	0.00	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0 005	0.005	0 005	0.005		0.005			0.005	0.006	0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	1000	0000	0.005	0.005	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	H		1000
 -	H	4	~	~	~	~	~	~	~	· ~	· \~	/ ~	/~	· ~		~			V		~		~	~	~	~	~	~	\vee	_	<u> </u>	<u> </u>	l	/\~	· ~	~		~	~	~	~	~	Ц		Ì
1	١	7	7	2	2	/ 2	7	/ 2	/ 2	7	1	2	1	7		/ 2			9	9 /	/ 2		4	2	/ 2	7	2	7	2		7	4	,	10	7	4	4	/ 2	/ 2	2	7	/ 2	H		,
1	٤	9	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0		0			0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		9	0		-	, 0	0	0	0	0	0	0	0	H		,
19		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		0.02	000			0.02			0.02					0.02			0.02	0.02	0.02			0.02	6	20.00	0.02			0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	П		1
计方征	+	~ \ ~ \	~	$\overline{\ \ }$	$\overline{}$	<i>></i>	\ \ '	\ \	\ \ '	\ 		\ \ ~				~								~				\ \	$\sqrt{}$			\sim						\ \	\ \	~	~	\ \	H		
六価クロム	版入值	0.02	n.uz	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		0.02	800			0.02	٦	٦	0.02			٦	٦	0.02		T	0.02	0.02	0.02	T		0.02	0	200	0.02			0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	П		
削	耐、	~ \ ~ \	~	$\overline{\ \ }$	$\overline{}$	<i>></i>	\ \ '	\ \	\ \ '	\ 		\ \ ~	1			~								~				\ \	$\sqrt{}$			\sim						\ \	\ \	~	~	~	H		,
'\	ב י	7 (7	7	,	, 2	, 2	2	2	7		, 2	١			, 2			7					2			7	2	7			2	٥	۷ ٫	7			, 2	, 2	2	2	, 2	П		,
	٤١،	٥	0	0	0	0	0	0	0	0						0			0					0			0	0					(0	0	0	0	0	H		,
+	+	+	S	92	0.005	_	0.005	0.005	02	3	5	0.005	15	32		0.005			0.005	02	02	7	02	0.005	0.005	02	0.005	0.005	0.005		3	0.005	Į,	3 15	2	92	02	05	0.005	\rightarrow	02	0.005	П		100
计方法		0.002	0.005	0.002	9.0	0.0	0.0	0.0	0.005	0.005	0.005		0 005	0.005		- 1			9.	0.005	0.005		0.005	0.0	0.0	0.005	9.	0.0	9		- 1	- 1	2000	0000	0.005	0.005	0.005	0.005	0.0	9	0.005	0.0	H		
H	+	υ i	<u>د</u>	2	2	2	2	5	2	5	2	5 5	5 7	5		2	-	-	2	2	2	-	2	2	2	2	5	2	2	-	_	2	\ U	5 12	5	5	2	2	2	2	2	2	H		,
细井	斯人恒,	0.00	0.002	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.00	0.005	0 005	0.005		0.005			0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	100	0005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	H		1000
⊢	1	<u> </u>	4	× 2	× 2	5	× 2	×	2	· ~	\ \ \	/ V	\ \ \	×		× 2		_	× 2	~	× 2		4	× 2	× 2	× 2	× 2	× 2	× 2	-	-	4	•	1 0	· ~	×	×	2	×	× 2	× 2	~	Н		,
,	,	7	7	7	7	/	/	/	/	7				7		7			7	/ 2	7		7	7	7	7	7	7	7		7	7			7	/	/	/ 2	/	7	7	/ 2	H		,
_		9	+	0	0	0	0	0	0	0	c	0	0	0		0			0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	•		0	0	0	0	0	0	0	0	Ц		,
世	大個 (5 3	- -	-:	0.	0.1	0.1	0.1	0.1	9		0.1	=			0.1			0.1					0.1			0.1	0.1	- -				5	3 5	9			0.1	0.1	0.	0.1	0.1	H		3
アニ	\neg	<u> </u>	× 7	7	7	2 <	2	2	2	· ~	+	2	~	-		2	\dashv	-	7			+		7			× 2	7	7	+	+	4	•	1 ~	7 2			2 <	2	7	7	2	Н		
쒜.			`	`		'	_					'				`			`									`										,	`			`	H		,
	٤	ه اد	9	0	0	0	0	0	0	0		0	0			0			0					0			0	0	0			0	0	9	0			0	0	0	0	0	Ш		,
担		0.00	0.00	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	000	0.00	0 00 1	0.001		0.002			0.001	0.001	0.001		0.001	0.001	.00	.00	00.	0.001	0.00		0.001	0.001	,	000	0.00	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	Н		300
计为话	# (\ \ 	> ~	°	\ \	>	0 ~	 	0 V	0	\ \ \			\ \ \		\ \ \			° ~	\ \ \	\ \ \		\ \	\ \	< 0.00	0.00	00.0	0	\ \			<u>~</u>		/ / ~	0	0 ×	0 	o >	0 ×	\ \ \	°	\ \ \			,
7[0.001	0.00	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.00	0.00	0 00	0.001		0.002		7	0.001	0.001	0.001	\exists	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		0.001	0.001	,	0.00	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	П		3
カドミウム	M M	ار ا	آر ارخ	ૢૼ	9	0.0	0	0	0	Ö	Č	0	ĕ	Ö		0			<u></u>	0	9		9	9	9	0.	9	0.0	9		- 1	> 	,	- 1	Ö	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			,
		7 0	7	7	7	2	2	2	2	~	Š	7 ~	Ť	2		2		1	7	2	2		4	7	7	2	7	7	7			4	,		2	2	2	2	2	~	7	2	Н		
			0	0	0	/ 0	/ 0	0	0	0		0		0		\ 0			0	/ 0	\ 0		/ 0	0	/ 0	0	0	\ 0	0		0				0	\ 0	\ 0	/ 0	/ 0	0	\ 0	\ 0			
	-	+	_	_	7	3	2	8		7	4	+	╀	╄	22	_	63	64	_	_	23	_	25 (_	_	23	_	_	_	_		+	+	+	_	_	2	_	_	_	7	_	25	24	ľ,
40년 미	r	ָר ו		1	,	1	1	1	ï		'				- 5	9 -	9 -	9 -	1	- 5	- 5	-	- 5	-	- 51	- 5	-	1	- 51		١	- 56		, ,	,	1	1		1	-	1	ī	2	- 5	
书 朱	# ,	- ,	7	က	က	3	4	4	2	2	LC.	2 12	l c	2	5	2	2	2	_	7	7	8	8	6	9	9	Ξ	12	13	23	2	5 3	2 5	<u> </u>	. ∞	201	201	210	212	501	501	503	503	503	3
	\dagger	\dagger	†	1				Г			t	\dagger	t	Ŋ		,	\dashv	1	\dashv	-7	φ.	1		\dashv		1	1	1	1	\rightarrow	†	\dagger		T	T	_				Ť			П		f
			1											版川水域St-15		野村ダムサイト				加茂川水域St-7	加茂川水域St-8	上消					高知県境上流			新宮ダム流入河川(中ノ川)						砥部川水域St-1	砥部川水域St-2								
佑		. <u>1</u>	Š	川口大橋	権	中川原橋	拝志大橋	梔	祇園大橋	梅	卓	ト中和権	梅	大人	ダム直下	ダム		谷	加茂川橋	¥	当	三		衛橋	幅	梔	県境			4.流入;	<u>.</u>	回路タムピッ株	E].		美	景	川之江橋	梔	ダム堰堤	ダム中央	堰堤	縆	凝	9
地点名	_ E	H H H H H	τ Η		出合橋	Ξ	拝志	重信橋	祇園	肱川橋	干油棒	\ 	牛力棒	展川	ÃΥ	野村	明間	畑ケ谷	加沃	甘茂	甘茂	中山川橋上流	落合	中山川水域(乙) 新兵衛橋	広見川水域(甲) 鏡川橋	藤三橋	高知	泉橋	寺尾	新宮ダ	上 	副部分が	È ‡	松口	三二二	砥部	砥部	三六	城下橋	¥ 7	¥ Z	ダム堰堤	柳瀬ダム貯水池 翠波橋	下長瀬	1
	T	T	T								L		L		(F								((2)			$\overline{(2)}$	7	7	T	T	T	T	Γ	Γ					1		が光	当	大治	11.1
	ĺ	台井川(甲) 74 ≒ (1)	白手川(乙)	重信川(甲)	重信川(甲)	重信川(甲)	重信川(乙)	(2) (3)	肱川木域(甲)	肱川水域(甲)	第三大神(田)	版三大藝(中)	斯二大博(甲)	版川水域(甲)	肱川水域(甲)	肱川水域(甲)	肱川水域(甲)	肱川水域(甲)	加茂川水域	加茂川水域	加茂川水域	中山川水域(甲)	中山川水域(甲)	子萸	子英	広見川水域(甲)	広見川水域(乙)	三間川水域	御口川水換	御口川水域	調口川水域	盤コニそ換	国日三个政门第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		岩松川水域	砥部川水域	砥部川水域			鹿野川湖	鹿野川湖	柳瀬ダム貯水池	4形	柳瀬ダム貯水池	111111111111111111111111111111111111111
水域名	- 1 >											a - 📆						31							- •		1		1	<u>1</u>	<u>.</u> 1.		-11-	-1 -	-ı <u></u> -	د ن	ن ،	金生川	国領川			. 1	التي	, 1	ı.

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度) 健康項目(27項目)

(単位:mg/lg)

河川及び湖沼

						ı											1				
梅	卟	u / r	n 最大値	\ ع	n 最力	最大値	平均值一	_ n	最大値	平均值	3	- C	最大値 平	平均值	٤	n 最7	最大値一平	垣	ر د	最大値 平均値	平均值
-	- 51	_	Ľ	-	~	Ť	0.002	\		2	1	_	0.0004	< 0.0004	0	~		1	\	< 0.004	< 0.004
2	-	-	-	-	· ~	0.002	-		· ~	· ~	-	· ~	0.0004	0.0004	-	· ~	· ~	-		< 0.004	< 0.004
က	-	0 / 2	-	/ 0 90	~	0.002	-	0 / 2	~	~	-	2 <	-	< 0.0004	· 0	~	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
က	- 2	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	~	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	> 0.0004	< 0.0004	\ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
3	- 3	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
4	- 2	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
4	ر ا	0 / 2	2 < 0.0005)2 0 /	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0	2	0.0004	< 0.0004	0	2 < 0	0.002	0.002	/ 2	< 0.004	> 0.004
2	1	\	~		~	0.002 <	-	0 / 2	~	~	-	~	0.0004	< 0.0004	_	~	~	-	_	< 0.004	< 0.004
2	- 2	0 / 2	~	/ 0 9	2 < 0	0.002	-	0 / 2	~	~	02 0 /	2 <	⊢	< 0.0004	0	2 < 0	~	⊢	/ 2	< 0.004	> 0.004
2	- 4						-				-				_			⊢			
2	- 5	0 / 2	2 < 0.0005)2 0 /	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	0	2 < 0	0.002	0.002	/ 2	< 0.004	> 0.004
2	9 -		· \	ـــ	· ~	0.002	0.002		· ~	· ~	-	· ~	-	1		· ~	· ~	—		0.00	× 0.004
版川水域St-15 5	- 52			-			_				-							-			
2	- 55																				
2	- 62	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 20	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
2	- 63																				
2	- 64																				
7	-	0 / 2	< 0.0005)2 0 /	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	0	2 < 0	0.002	0.002	/ 2	< 0.004	< 0.004
加茂川水域St-7 7	- 52																				
加茂川水域St-8 7	- 53																				
∞	-																				
80	- 52																				
6	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 < (0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
10	- 51																				
10	- 53																				
Ξ	-	0 / 2	2 < 0.0005	> 0	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	~	02 0	2	\rightarrow	< 0.0004	\ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
12	-	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 9	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2	0.0004	< 0.0004	\ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
13	- 51	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 20	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
新宮ダム流入河川(中ノ川) 13	- 53																				
13	- 54																				
13	- 56	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 < (0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
13	- 57																				
14	- 4	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
17	- 52	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 20	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 < (0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
18	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 6	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
砥部川水域St-1 201	-																				
低部川水域St-2 201	- 2																				
210	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
212	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 20	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 < (0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
501	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
501	- 2	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 9	2 < 0	0.002	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2	0.0004	< 0.0004	\ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
503	- 1	0 / 2	2 < 0.0005	/ 0 90	2 < 0	0.002 <	0.002	0 / 2	< 0.0002	2 < 0.0002	02 0 /	2 <	0.0004	< 0.0004	/ 0	2 < 0	0.002	0.002 0	/ 2	< 0.004	< 0.004
503	- 52																				
503	- 54																				
504	- 1	0 / 2	0000	/ 0 40	0 / 6	/ 6000	0000	6 / 0	/ 0000	60000 / 6	/ 0 60	' '	/ 10000	10000		\	/ 6000	0 000	٠ /	7000	7000
					,	_	200.0	\	/	/	-	/	_		_		/	-	\		

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

河川及び湖沼

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度) 健康項目(27項目)

(単位:mg/lg)

炽
叛
Ĭ
及
Ξ
巨

		-			1	.123.7			۲ ۲	Ť = +			1	·	r		1		17	#6.P4 20 当	五元が用記	新なすの事	L	,	#	
(中)	水域名 地点名			2	L	\vdash	平均值	2		大信一・	平均值	-	<u> </u>	╌	+	-	<u> </u>	\vdash	+		一十二十二	東江東ボ 中が値	-	_	<u> </u>	石
			۱ ا	+	` ~	<u>~</u>	0.0003	0	'\	H.	0.002		'_	_	+		\ \ \	· ~	-		2.9	2.3	0	_	-	0.45
(中)		4	١	-	· ~	> 0000	0.0003	-	\ <u>\</u>),002	0.002		· ~	<u> </u> ~	-	-	· ~	· ~	-		6.0	0.58	0		01.	0.09
(中) 中川原統				/ 0	~	> 0000	0.0003	-	~).002 <	0.002	\	· ~	~	+	\	~	~	-	_	1.6	1.6	/ 0		112	0.10
(4.4.) 日			ı	\ 0	~	> 6000	0.0003	-	~	> 2007	0.002	\	~	~	Н	\	~	~	-	\	2.1	1.9	\ 0		.23	0.18
	(1	/ 0	~	> 6000	0.0003	-	~	> 200ر	0.002	/	~	~	Н	/	~	~	\vdash	/	1.9	1.6	/ 0	~	> 80.0	0.08
			ı	/ 0	~	> 6000	0.0003	-	~	> 200.0	0.002	\	~	~	Н	\	~	~	\vdash	/	0.98	0.89	Н	~	> 80.0	0.08
			1	0	~	> 6000	0.0003	⊢	~).002 <	0.002	\	~	~	⊢	\	~	~	⊢	_	1.5	1.2	0	~	× 80:0	0.08
				\ 0	~	> 6000	0.0003	⊢	~).002 <	0.002	\	~	~	-	\	~	~	-	_	7.0	0.76	_	~	× 80:	0.08
子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子			ı	\ 0	~	> 0000	0.0003	⊢	~	7.002	0.002	\	~	~	⊢	\	~	~	⊢	_	0.72	0.70	0	~	× 80:	0.08
1	L		1					₩																		
1		検回	ı	-	~	> 0000	0.0003	-	~	7.002	0.002	\	~	~	-	\	~	~	-	\	1.0	-	0		0.13	0.12
能力を表している 2 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 - 25 -	_		١.	⊢	<u>~</u>	> 0000	0.0003	₩	~	-	1	\	<u> </u>	<u> </u>	-	\	~	<u>~</u>	⊢	_	0.95	0.92	0	<u>~</u>	× 80.0	0.08
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	_	2	ı																							
接換	_		1																0	\		0.65				
機能性			1	_	~	> 6000	0.0003	0	~	_	ı	\	~	~	_	\	~	~	⊢	\		0.64	\ 0	~	⊢	0.10
1		2	1																0	\	1.6	96.0				
1			1																0	/	1.7	0.89				
		毒	1	/ 0	~	> 6000	0.0003	_	~	_	°	\	~	~	_	\	~	~	\vdash	\	0.47	0.44	/ 0	~	> 80.0	0.08
1			-																							
中山川橋上端 8 - 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2		φ -	1																							
																							0	~	-	0.08
(甲) 藤川磯 10 - 51			1												\rightarrow				\rightarrow							
(5) 高知機能上流。 11 - 5 5		ψŒ		0	~	> 0000	0.0003	0	~	7.002	0.002	\	V	\vee	\rightarrow	\	~	\vee	\rightarrow	\	1.2	0.91				
(4) 藤川橋 10 - 53			1		-				1					+												
National			ı	\rightarrow																						
操機		1	- 1	\ 0	~	\rightarrow		-	~	\rightarrow	- 1		\vee	\vee	_	\	~	\vee	\rightarrow	\	0.30	0.30	\ 0	\vee	\rightarrow	0.08
中国		11,	1	\rightarrow	~	> 0000	0.0003	\rightarrow	~	7.002 <	0.002	\	~	~	\rightarrow	\	~	~	\rightarrow	\	0.63	0.62	\ 0	~	> 80	0.08
Ferroracy 13 - 53 14 15 15 15 15 15 15 15		2		_	\vee	> 0000	0.0003	-	~	>.002	0.002	\	\vee	~	\rightarrow	\	~	~	\rightarrow	\	0.74	9.0	\ 0	V	> 0.08	0.08
上小川 13 - 54 60 / 2 00003 00002 00001 0001 00002 00002 0001 00002 00002 00001 00002 00002 00001 00002 <td></td> <td>\rightarrow</td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> <td>\</td> <td>0.76</td> <td>0.62</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		\rightarrow	1																0	\	0.76	0.62				
			ı																							
別子橋		_1	ı	_	V	> 0000	0.0003	-	~	\rightarrow	- 1	\	~	~	\rightarrow	\	~	~	\rightarrow	\	0.37	0.25	-	~	\rightarrow	0.08
特別			1		-									1	1				0	\	0.31	0.25				
		1,		_	\vee	> 0000	0.0003	-	\vee	\rightarrow	- 1	\	\vee	<u> </u>	\rightarrow	\	~	~	\rightarrow	\	0.44	0.36	\dashv	\vee	× 80:	0.08
E島 18 - 1 0 / 2 0 00003 0 000		+-	1	\rightarrow	\vee	> 0000	0.0003	_	~	>.002	0.002	\	\vee	~	\rightarrow	\	~	~	\rightarrow	\	-	0.89	\rightarrow		0.2	0.19
提前 大域St-2 201 - 2 日本 1 日本		_	- 1	\ 0	~	> 0000	0.0003	\rightarrow	~	>.002	0.002	\	~	~	-	\	~	~	_	\	0.4	0.38	\rightarrow	~	× ×	0.08
一切			- 1																							
地方橋 10 2 6 0 <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>			1																							
域下橋 212 - 1 0 / 2 <t< td=""><td>川之江</td><td></td><td></td><td>/ 0</td><td>></td><td>> 6000</td><td>0.0003</td><td></td><td>~</td><td>-</td><td></td><td>/</td><td>></td><td>></td><td></td><td>/</td><td>></td><td>></td><td></td><td>/</td><td>2.1</td><td>1.4</td><td>/ 0</td><td>~</td><td>> 80.0</td><td>0.08</td></t<>	川之江			/ 0	>	> 6000	0.0003		~	-		/	>	>		/	>	>		/	2.1	1.4	/ 0	~	> 80.0	0.08
女人振慢 501 - 1 0 / 2 0 / 2003 0 / 2003 0 / 2	城下橋			/ 0	~	> 6000	0.0003	_	~	_		/	>	~	-	/	~	~	-	/	1.4	1.1	/ 0		111	0.10
发ム中央 501 - 2 0 / 2 <			11 - 11	/ 0	~	> 6000	0.0003	-	~	> 200.0	0.002	/	~	~	Н	/	~	~	Н	/	0.95	0.59	/ 0	~	Н	0.10
労工権援 503 - 51 0 / 2 0.0003			ı	/ 0	>	> 6000:	0.0003	_	~	> 200.0	0.002	/	>	>		/	~	>		/	1.1	0.65		>	> 01.	0.10
要波橋 503 - 52			3 - 1	/ 0	~	> 6000	0.0003	-	~	> 200ر	0.002	/	~	~	-	/	~	~	Н	/	0.40	0.25	/ 0	~	> 01.	0.10
下長瀬 503 - 54 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			ı																0	/	0.46	0.28				
ダム堰堤 504 - 1 0 / 2 < 0.0003 < 0.0003 0 / 2 < 0.0000 0 / 2 < 0.0002 < 0.000 0 / 2 < 0.000 0 / 2 < 0.001 < 0.001 < 0.001 < 0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.003 < 0.0	,貯水池 下長瀬		1																0	/	0.36	0.28				
	、貯水池 ダム堰			/ 0	~	_		_	~	_		\	~	~	_	\	~	~	-	\	0.54	0.31	/ 0	~	⊢	0.08
	40	盂		\				⊢				\			-	\			⊢	\			\		⊢	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

き存み	* 1.0	厾	岻	Н		ı	₩	まう素					4	ジオキサン	Ÿ	
у, ф	地區石	梅		ᆫ	ر ا	٦	ႌ	最大値	平均值	Н	٦	٦		最大値	1/1	平均值
石手川(甲)	中坪	-	1	21	o	7		0.31	0.21	\vdash	Ô	, 2	~	0.005	~	0.002
石手川(乙)	石手川ダム	7	1	-	ò	7		0.03	0.0	\dashv	ò	7	~	0.005	~	0.005
重信川(甲)	川口大橋	က	1		ò	7		0.55	0.31	\dashv	ò	7	~	0.005	~	0.005
重信川(甲)	出合橋	က	,	\dashv	ò	7		0.14	0.11	\dashv	ò	7	$^{\vee}$	0.005	\vee	0.005
重信川(甲)	中川原橋	က	1	က	ò	7		0.05	ö	0.04	ò	7	~	0.005	~	0.005
重信川(乙)	拝志大橋	4		7		7		0.04	ö	0.03	Ò	7	\vee	0.005	\vee	0.005
重信川(乙)	重信橋	4	1	3	0	, 2		0.08	0.0	0.06	0	, 2	~	0.005	~	0.005
肱川水域(甲)	祇園大橋	2	1	_	0	, 2		0.03	0.0	0.03	0	, 2	~	0.005	~	0.005
肱川水域(甲)	肱川橋	2	1	2	0	, 2		0.03	0.0	0.03	0	, 2	>	0.005	>	0.005
肱川水域(甲)	天神橋	2	1	4												
肱川水域(甲)	下字和橋	2	ı	5	0	, 2		0.02	0.0	0.02	0	, 2	>	0.005	>	0.005
肱川水域(甲)	生々橋	2	1	9	0	, 2		0.04	0.0	0.03	0	, 2	>	0.005	>	0.005
肱川水域(甲)	肱川水域St-15	2	1	52												
肱川水域(甲)	1 単ワダ	2	1	22												
肱川水域(甲)	1/47を対価	2	1	62	0	2	>	0.10	0.	0.10	0	2	~	0.005	~	0.005
肱川水域(甲)	開開	2	1	63												
ボニオ域(甲)	1000年	L.	-	94						H	l	l	╙		L	
古林三大草		,	١,	╀	Ĉ	,		0.03	5	0 03		,	~	0.005	\	0005
はおことは	1	٦		- 6		1		200	Ś	+		1	+	0.0	1	200
11小河	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ا -	T	7 5						t			1			
加太川小場	加太川小坂のt-8	-	1	+					- 1	1			4			
中山川水域(甲)	中山川橋上流		,	+		7	\vee	0.02	< 0.02	2			4		\perp	
中山川水城(甲)	物	∞	1	22						+			4			
中山川水域(乙)	新兵衛橋	6	,	_						7	ò	7	\vee	0.005	\vee	0.005
方見川水域(甲)	鏡川橋	9	1	21									4			
太見川水域(甲)	藤川橋	10	1	53						-						
広見川水域(Z)	高知県境上流	Ξ	ı	_	0	7	~	0.02	~ 0.0	0.02	0	7	~	0.005	~	0.005
三間川水域	泉橋	12	1	1	0	, 2	>	0.02	> 0.0	0.02	0	,	~	0.005	~	0.005
御山川水域	寺尾	13	1	51	0	2		0.05	Ö	0.04	Ô	2	~	0.005	~	0.005
台 台 日 日 日 日 日	新宮ダム流入河川(中ノ川)	13	1	53												
鍋山川木域	L/MII	13	1	54												
御山川 大城	富郷ダム	13	1	⊢	Ô	4	\ \	0.02	0.0	0.02	lò	7	\ <u></u>	0.0005	\ <u>\</u>	0.0005
御山川木城	別子橋	13	1	-					1	+		1	-		╙	
(田)三県二	###	14	ı	4	0	2	~	0.02) 	0.02	o	2	~	0.005	~	0.005
	松	1	1	+		0	\ <u>\</u>	0.02	o	⊢		7	\ <u>`</u>	0.005	· ~	0.005
岩松川木域	当三	82	1	+	0	2	~	0.02	\ \ \	⊢	0	2	~	0.005	\ \	0.005
既部川水域	低部川水域St-1	201	1	-												
既部川水域	研部川木域St-2	201	1	2												
金生川		210	١,	┢	6	7		0.03	Ö	0.03	Ô	2	~	0.005	\ <u></u>	0.005
国領川	城下橋	212	1	-	0	7		0.02	ō	⊢	Ô	7	~	0.005	~	0.005
鹿野川湖	ダム堰堤	501	1	_	0	2	~	0.10	0.	-	o	7	~	0.005	~	0.005
	ダム中央	501	,	2	0	7	~	0.10	0.	0.10	Ô	7	~	0.005	~	0.005
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503	1	⊢	0	2	\ \	0.10	0	⊢	Ô	2	~	0.005	~	0.005
植瀬ダム貯水池	翌许椿	503	1	52		1				+		1	1		L	
柳瀬ダム貯水池		503	1	54						H			╙			
新宮ダム貯水池	が / 恒担	504	,	╀		,	Ŀ	600	,	╀	١,	(0000	ŀ	1000
127	1771	5	ı		` >	4	~	0.02		0.02	` >	7	_	200.0	~	0.000

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

角域

(単位:mg/x	アルキル水鉱	最大																								
(年	アル	u / m																								\
١		最大値	0.0005	0.0005	0.0005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
	総水銀	L	1 <	1 <	1 <		-	2 <	12 <	12 <	2 <		1	2 <	2 <	> 9	1 <	1 <		1 <	1 <	1 <	1 <	1 <	·	51
		/ w	/ 0	/ 0	/ 0		0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	\ 0	/ 0
		平均值	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	砒素	最大値	0.005	0.005	30000	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005		0.005	0.002	0.005	0.005	0.005	30000		30000	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
		۲	1	-	1	2 <	-	2 <	2 <		2		-	2 <	2	2 <	-	-		-	1	-	1	1	-	7.6
		/ w	/ 0	/ 0	/ 0	0	0	/ 0	/ 0		0		0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	0	/
		平均値	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	기디	最大値 3	0.02	0.02	0.02		> 20.0	> 20.0	0.02		0.02	> 20.0	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	> 20.0	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	六価クロム	n 最;	1 <	1 <	1		~	2 <	12 <		> 2	12 <	٦ >	2 <	2 <	2 <	1	1	7 <	1	1 <	1 <	1 <	1	٠ ٧	50
		/ w	/ 0	/ 0	/ 0		\ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	_
•		平均値 r	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	_
		_	0.005 <	0.005 <	0.005 <	0.005	0.005	0.005	0.005		0.005		0.005 <	0.005 <	0.005 <	0.005	0.005 <	0.005		0.005	0.005 <	0.005 <	0.005	0.005 <	0.005	
	船	最大値	0 >	0 >	0	~	о У	~	~		~		· 0	~	~	~	· 0	0 >		0 >	0 >	0 >	0 >	, 0	\ \ 0	L
		u / u	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 2	0 / 1	0 / 2	0 / 2		0 / 2		0 / 1	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 1	0 / 1		0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0 / 1	76 / 0
		最大値「	0.1	0.1	0.1		0.1	Q	QN		Q		0.1	QN	QN	QN	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	_
	全シアン	u 層	1 <	1	1		-	2	2		2		1	2	2	2	1	1		1	1 <	1	1 <	1	٠ -	25
	**	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		0	/ 0	/ 0		/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	0	/ 0
		平均值	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
	カドミウム	最大値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		0.001		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	Ŧ.	-C	1	1 <	1 <	2 <	-	2 <	12 <		2		-	2 <	2	2 <	-	1 <		1 <	1	1 <	1	1 <	-	37
		/ w	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	0	/ 0	/ 0		/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	\ 0	/ 0	/ 0
	40(卟	- 1	- 3	- 1	-	-	- 1	- 1	- 1	-	-	- 4	- 7	- 1	- 14	- 18	- 24	- 51	- 1	- 2	- 19	- 28	- 2	-	
	丑	梅	909	010	611	613	919	622	623	624	625	626	628	628	628	628	628	628	628	629	630	631	8 631	634	636	
	李九夕	· 日 日	新居浜海域St-8	新居浜海域St-3	西条海域St-5	西条海域St-1	東予海域St-4	松山海域St-6	松山海域St-9	松山海域St-10	松山海域St-2	松山海域St-8	波方·大西·菊間海域St-4	北条海域St-1	松山海域St-3	松山海域St-11	松前海域St-2	長浜海域St-2	松山海域St-15	八幡浜·保内海域St-5	宇和島海域St-2	吉田海域St-2	内海御荘海域St-3	伊予三島川之江海域St-9	伊予三島川之江海域St-1	☆
	4 0 0	中水小	新居浜港航路泊地	新居浜海域(丙)	東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域(甲)	東予港壬生川地区	三津内港(乙)	吉田浜船溜り(甲)	早田浜船溜り(乙)	和気港	松口外滞	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	八幡浜港	宇和島港	宇和海一般	宇和海一般	(大海域(1)	燧灘東部	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

チフン	平均值	0.004	0.004	0.004		0.004	0.004	0.004		0.004		0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004		0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
2ージクロロエチレン	最大値 平	> 0.000	> 0.000	0.004		0.004	0.004	> 400.0		0.004		0.004 <	> 400.0	> 0.004	0.004 <	0.004	> 400.0		0.004	0.004	> 4000	0.004 <	0.004	0.004 <	
-	n 最フ	1 < 0	1 < 0	1 < 0		- V	2 < 0	2 < 0		2 < 0		1 < 0	2 < 0	2 < 0	2 < 0	1 < 0	1 < 0		1 ~	1 ~	1 < 0	1 < 0	1 < 0	1 < 0	25
シスー1	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		\ 0	/ 0	/ 0		\ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	· 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	0
Fレン	平均值	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1ージクロロエチレン	最大値	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1, 1—;	u ,	, 1	1 /	1 /		-	. 2	. 2		2		1 /	, 2	. 2	. 2	1 /	1 /		1 /	-	1 /	1 /	1 /	1 /	7 25
	'n	0	0	′ 0 ·		0	0	0		0		0	′ 0 ·	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	c
ダン	平均值	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	
2ージクロロエタン	最大値	0.0004	0.0004	0.0004		0.0004	0.0004	0.0004		0.0004		0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004		0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	
1, 2-	u	1	1	1 <		-	2 <	2 <		2 <		1	2 <	2 <	2 <	1	1		-	-	1	1 <	1	1	25
	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		0	/ 0	/ 0		0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		\ 0	0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	0
	平均値	0.0002	0.0002	0.0002		0.0002	0.0002	0.0002		0.0002		0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002		0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
四塩化炭素	最大値	0.0002	0.0002	0.0002		0.0002	0.0002	0.0002		0.0002		0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002		0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
Ē	n j	1	1	1 <		~ -	2 <	2 <		2		1	2 <	2 <	2 <	1	1 <		٠ ٧	~ -	1	1 <	1	1	25
	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		0	/ 0	/ 0		\ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	\ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	\ 0
	平均值	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
ロロメタン	最大値	0.002	0.002	0.002		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
ジク	u	-	1	1		-	2 <	12 <	12 <	2		1	2 <	2 <	> 9	1	1		-	-	1	1	1	1	7
	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		0	/ 0	/ 0	/ 0	0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	`
ω	最大値	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	ND	QN		9		< 0.0005	QN	QN	QN	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
PCB	u	1	1	1		-	2	2		2		1	2	2	2	1	1		1	-	1	1	1	-	25
	/ w	/ 0	/ 0	/ 0		\ 0	/ 0	/ 0		/ 0		/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0		/ 0	\ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	`
4 [[- 1	- 1	- 3	- 1	- 1	-	- 1	- 1	- 1	-	- 1	- 4	- 7	- 11	- 14	- 18	- 24	- 51	- 1	- 2	- 19	- 28	- 2	- 1	
书	乗	909	610	611	613	616	622	623	624	625	626	628	628	628	628	628	628	628	629	630	631	631	634	989	
Ď.	Ę.	新居浜海域St-8	新居浜海域St-3	西条海域St-5	西条海域St-1	東予海域St-4	松山海域St-6	松山海域St-9	松山海域St-10	松山海域St-2	松山海域St-8	波方·大西·菊間海域St-4	北条海域St-1	松山海域St-3	松山海域St-11	松前海域St-2	長浜海域St-2	松山海域St-15	八幡浜·保内海域St-5	宇和島海域St-2	吉田海域St-2	内海御荘海域St-3	伊予三島川之江海域St-9	伊予三島川之江海域St-1	#
± 1.4	T D		新柜	_	西条	区東予	松山			松口	松山	波方・	北条	松山	松山	松市	長洋	松口	八番:	中和	計田	内海		伊予三	4
女主	- 44 T	新居浜港航路泊地	F居浜海域(丙)	東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域(甲)	ום	三津内港(乙)	吉田浜船溜り(甲)	吉田浜船溜り(乙)	和気港	松山外港	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	八幡浜港	宇和島港	宇和海一般	宇和海一般	三島川之江地先海域(1)	燧灘東部	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

大	李山女	君心		1, 1,	1-FJ/5E	ートリクロロエタン		1, 1, 2-		エタン		FJ	トリクロロエチレン	ý		テトラく	テトラクロロエチレン	ý	-	3-1	3ージクロロプロペン	パペ		Ŧ	チウラム	
H-86-17	בייים		٦	/ n	最大値	平均値	m	_ n /	最大値	平均值	_ m	n	最大値	平均值	_ m	n	最大値	平均値	_ _	'n	最大値	平均値	_ m	n	最大値	平均值
新居浜港航路泊地]新居浜海域St-8	006 – 1	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	/ 1 /	900000	> 0.0006	/ 0	1	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	1	0.0002	< 0.0002	2 0 /	1 <	> 90000'0	0.0006
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610 - 3	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	1	900000	> 0.0006	/ 0	1	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	1	0.0002	< 0.0002	7 0 7	1 <	> 90000'0	0.0006
東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域St-5	611 - 1	0	1	< 0.0005	5 < 0.0005)2 0 /	-	900000	> 0.0006	0	-	0.002	< 0.002	0	-	0.0005	< 0.0005	0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ -	> 90000.0	0.0006
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1																								
東予港壬生川地区	《東予海域St-4	616 - 1	0	- 1	< 0.0005	5 < 0.0005	0 9	-	9000:0	> 0.0006	0	-	0.002	< 0.002	0	-	0.0005	< 0.0005	\ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ -	> 9000.0	9000.0
三津内港(乙)	松山海域St-6	622 - 1	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	/ 2 <	900000	> 0.0006	/ 0	2 <	0.002	< 0.002	/ 0	2 <	0.0005	< 0.0005	/ 0	2 <	0.0002	< 0.0002	2 0 /	2 <	> 900000	0.0006
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	/ 2 <	900000	> 0.0006	/ 0	2 <	0.002	< 0.002	/ 0	2 <	0.0005	< 0.0005	/ 0	2 <	0.0002	< 0.0002	7 0 7	2 <	> 90000'0	0.0006
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1																								
和気港	松山海域St-2	625 - 1	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	/ 2 <	900000	> 0.0006	· 0	2 <	0.002	< 0.002	\ 0	2 <	0.0005	< 0.0005	· 0	2	0.0002	< 0.0002	2 0 /	2	> 90000.0	9000.0
松山外港	松山海域St-8	626 - 1																								
伊予灘一般	波方·大西·菊間海域St-4	628 - 4	0	1	< 0.0005	5 < 0.0005	0 9	- \	900000	> 0.0006	\ 0	-	0.002	< 0.002	\ 0	-	0.0005	< 0.0005	\ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ -	> 90000.0	0.0006
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	0 9	/ 2 <	900000	> 0.0006	0	2	0.002	< 0.002	0	2	0.0005	< 0.0005	\ 0	× 2	0.0002	< 0.0002	2 0 /	× 2	> 90000.0	9000.0
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	/ 2 <	900000	> 0.0006	/ 0	2 <	0.002	< 0.002	/ 0	2 <	0.0005	< 0.0005	· 0	2	0.0002	< 0.0002	2 0 /	2	> 90000'0	9000.0
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0	/ 2	< 0.0005	5 < 0.0005	0 9	/ 2 <	9000:0	> 0.0006	0	2	0.002	< 0.002	0	2	0.0005	< 0.0005	\ 0	2	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ ~	> 90000.0	9000.0
伊予灘一般	松前海域St-2	628 - 18	0 8	1	< 0.0005	5 < 0.0005	0 9	- \	900000	> 0.0006	\ 0	-	0.002	< 0.002	0	-	0.0005	< 0.0005	\ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ -	> 90000'0	9000.0
伊予灘一般	長浜海域St-2	628 - 24	0	1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	- \	9000:0	> 0.0006	\ 0	-	0.002	< 0.002	\ 0	-	0.0005	< 0.0005	\ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	~ -	> 90000.0	9000.0
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51	_																							
八幡浜港	八幡浜·保内海域St-5	629 - 1	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	/ 1 /	900000	> 0.0006	/ 0	-	0.002	< 0.002	/ 0	-	0.0005	< 0.0005	\ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	٠ -	> 90000.0	9000.0
宇和島港	宇和島海域St-2	630 - 2	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	/ 1 /	900000	> 0.0006	/ 0	1	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	1	0.0002	< 0.0002	2 0 /	1 <	> 90000'0	0.0006
宇和海一般	吉田海域St-2	631 - 19	0 6	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	/ 1 <	900000	> 0.0006	/ 0	-	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	1	> 90000.0	0.0006
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631 - 28	0 8	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	/ 1 <	900000	> 0.0006	/ 0	1	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	1	0.0002	< 0.0002	7 0 7	1 <	> 90000'0	0.0006
三島川之江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 9	/ 1 <	900000	> 0.0006	/ 0	-	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	-	0.0002	< 0.0002	2 0 /	1	> 90000.0	0.0006
燧灘東部	伊予三島川之江海域St-1	636 - 1	0	/ 1	< 0.0005	5 < 0.0005	/ 0 90	1	900000	> 0.0006	/ 0	1	0.002	< 0.002	/ 0	1	0.0005	< 0.0005	/ 0	1	0.0002	< 0.0002	7 0 7	1 <	> 9000'0	0.0006
	福		0	/ 25			0	/ 25			/ 0	25			/ 0	25			/ 0	25			/ 0	25		

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)健康項目(27項目)

新

子真么 苦山水	岩		ツ	シャジン		11,	チオベンカルブ	ルブ		ハベ	メンガン			セフン		帥	骏性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	骏性窒素		ふっ素	
	-	/ w	n 最7	最大値 平	平均値 n	m / n	最大値	平均值	_ m	n 最;	最大値 平	平均値 r	m / r	n 最大値	直 平均値	〕値 m	/ n	最大値	平均值	m / n	最大値	平均値
居浜港航路泊地 新居浜海域St-8	606 – 1	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003 0) / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.002	~	0.002 0	/ 1	0.53	0.53			
新居浜海域(丙) 新居浜海域St-3	610 - 3	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003 0) / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.002	~	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
東子港西条地区航路泊地(甲) 西条海域St-5	611 - 1	/ 0	1 < 0	> 0.000.0	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.002	~	0.002 0	/ 1	0.05	0.02			
西条海域(甲) 西条海域St-1	613 - 1																					
東予港壬生川地区 東予海域St-4	616 - 1	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 1	0.11	0.11			
三津内港(乙) 松山海域St-6	622 - 1	/ 0	2 < 0	0.0003	0.0003	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	2 < (0.001	0.001	7 / 0	2 < 0.002	~	0.002 0	/ 2	0.23	0.21			
吉田浜船溜り(甲) 松山海域St-9	623 - 1	\ 0	2 < 0	0.0003	0.0003	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	\ 0	2 < 0	0.001	0.001	/ 0	2 < 0.0	0.002 < 0	0.002 0	/ 2	0.15	0.095			
吉田浜船溜り(乙) 松山海域St-10	624 - 1																					
松山海域St-2	625 - 1	\ 0	2 < 0	0.0003	0.0003	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	\ 0	2 < 0	0.001	0.001	/ 0	2 < 0.002	~	0.002 0	/ 2	0.24	0.16			
松山外港 松山海域St-8	626 - 1																					
伊予灘一般	628 - 4	/ 0	1 < 0	0.0003 <	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	0.0 >	0.002 < 0	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
伊予灘一般 北条海域St-1	628 - 7	/ 0	2 < 0.	> 0.000.0	0.0003	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	2 < (0.001	0.001	7 / 0	2 < 0.002	~	0.002 0	/ 2	0.02	0.02			
	628 - 11	/ 0	2 < 0.	0.0003 <	0.0003 0	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	2 < (0.001	0.001	7 / 0	2 < 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 2	0.02	0.05			
伊予灘一般 松山海域St-11	628 - 14	/ 0	2 < 0.	0.0003	0.0003	0 / 2	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	2 < (0.001	0.001	7 / 0	2 < 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 2	0.02	0.02			
伊予灘一般 松前海域St-2	628 - 18	/ 0	1 < 0	0.0003 <	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
伊予灘一般 長浜海域St-2	628 - 24	/ 0	1 < 0.	0.0003	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
伊予灘一般 松山海域St-15	628 - 51																					
八幡浜港 八幡浜·保内海域St-5	629 - 1	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003 0	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0	0.002 0	/ 1	0.09	0.09			
宇和島港 宇和島海域St-2	630 - 2	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0	0.002 0	/ 1	0.02	0.02			
宇和海一般 吉田海域St-2	631 - 19	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003 0	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
和海一般 内海御荘海域St-3	631 - 28	/ 0	1 < 0	0.0003 <	0.0003 0	7 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 ×	0.001	0.001	0 / 1	< 0.0	0.002 < 0.	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
三島川之江地先海域(1) 伊予三島川之江海域St-9	634 - 2	/ 0	1 < 0.	0.0003	0.0003 0) / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.002	~	0.002 0	/ 1	0.03	0.03			
<u> </u>	636 - 1	/ 0	1 < 0.	0.0003 <	0.0003	0 / 1	< 0.002	2 < 0.002	/ 0	1 < (0.001	0.001	0 / 1	< 0.002	~	0.002 0	/ 1	< 0.02	< 0.02			
合計		/ 0	25		_	0 / 25			/ 0	25			0 / 2	25		0	/ 25			/		

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度) 健康項目(27項目)

新

単位:mg/0)	シ	平均値	< 0.005	< 0.005	0.010		< 0.005		< 0.005				< 0.005				< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
(単位	4.ジオキサン	最大値	0.005	0.005	0.010		0.005		0.005				0.005				0.005	0.005		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
	1_4	٦	Ť	-	1		-		2 <				-				-	1		-	1	-	1	-	1	15
		_	_	_	/		/		/				_				_	/		/	/	/	/	/	/	/
		٤	0	0	0		0		0				0				0	0		0	0	0	0	0	0	0
単位:mg/8)		平均値																								
(単位	ほう素	最大値																								
		u / m																								/
	地市		1 - 909	610 - 3	611 - 1	613 - 1	616 - 1	622 - 1	623 - 1	624 - 1	625 - 1	626 - 1	628 - 4	628 - 7	628 - 11	628 - 14	628 - 18	628 - 24	628 - 51	629 - 1	630 - 2	631 - 19	631 - 28	634 - 2	636 - 1	
	基几夕	5.5.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	新居浜海域St-8	新居浜海域St-3	西条海域St-5	西条海域St-1	東予海域St-4	松山海域St-6	松山海域St-9	松山海域St-10	松山海域St-2	松山海域St-8	波方·大西·菊間海域St-4	北条海域St-1	松山海域St-3	松山海域St-11	松前海域St-2	長浜海域St-2	松山海域St-15	八幡浜·保内海域St-5	宇和島海域St-2	吉田海域St-2	内海御荘海域St-3	伊予三島川之江海域St-9	伊予三島川之江海域St-1	습류
	4 4 4		新居浜港航路泊地	新居浜海域(丙)	東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域(甲)	東予港壬生川地区	三津内港(乙)	三田浜船溜り(甲)	吉田浜船溜り(乙)	和気港	松山外港	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	伊予灘一般	八幡浜港	宇和島港	宇和海一般	宇和海一般	三島川之江地先海域(1)	燧灘東部	7.2

資料3-7 環境基準達成状況(BOD及びCOD)

	22	0	×	×	0	×	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	72.2
	21 2	0	×	×	0	×	0	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	13 1	2
	20 2	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	^ O	0	0	0	0	0	17 1 18 1	94.4 72.
	19 2	0	×	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	15 1 18 1	~
	- 8	0		×	_		_	_	_	_	_	_	_	L		_	_	_	_	15 1 18 1	83.3 83.
	7 1.		×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0		77.8 83
	6 1	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	15 14 18 18	-
	15 1	0	×	O ×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	×	×	0	0		0		.2 83.3
		0 (0		_	L	0	0 (0	_		_	0	0	0	0		7 72.
	3 14	0	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	3 12 8 18	7.98 6.7
	2 13	0	×	×	×	×	0 (0	0	0	0 (0	0	×	0	0	0	0	0	8 18	83.3 72.
	1 12	0		×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	3 15	6
		0	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	_	×	0	0	0	0	_	13	8 72.
	10	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	18	3 77.8
	6	0	0	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15 15	8
	∞	0	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	8 77
	7	0	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	2 77
度)	9	0	×	×	0	×	0	0	0	0	×	0	0	×	0	0	0	0	0	13	3 72.
況(年)	5	0	×	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	15	8
達成状況	4	0	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14 18	9. 77.8
	က	0	×	×	0	×	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	×	EH 81	7 72.
	2	0	0	×	×	×	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	×	12 18	.99
	比	0	×	×	×	×	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	13	79.9
	63	0	×	×	×	×	0	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0	0	18	7.99
	62	0	×	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	14 18	77.8
	61	0	×	×	0	×	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	14	77.8
	09	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	0	0	18	77.8
	59	0	×	×	0	×	0	0	0	0	×	0	0	0	0	×	0	×	0	12 18	66.7
	58	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	<u>13</u> 18	79.9
	57	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	×	0	×	0	0	0	13 18	79.9
	56	0	×	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	0	0	0	0	0	14 18	77.8
	55	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	×	14	77.8
	54	0	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	0	0	13	79.9
	53	0	×	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	×	0	×	0	0	12 18	66.7
	52	0	×	×	×	×	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	_	Ι	ı	<u>8</u> 15	53.3
	51	0	×	×	0	×	0	0	0	0	×	×	×	_	-	Ι	-	-	-	<u>6</u> 12	50
	20	×	×	×	×	0	×	_	_	-	_	-	_	_	_	Ι	-	-	-	1 6	16.7
無神神明	和 地 市 市 市	2	2	3	3	10	1	3	2	1	2	1	1	2	4	1	2	1	1	(42)	1
	年 世 歴 上 一 本	49	49	49	49	20	20	51	51	51	51	51	51	52	52	52	53	53	53		
	期間	П	7	П	7	D	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
-	類型	С	AA	А	AA	А	AA	AA	AA	А	AA	А	А	AA	AA	А	AA	А	AA	数*	_
-	型指定水域名	(由)川(圭里	(2) (全生	重信川(甲)	重信川(乙)	版川水城(甲)	肱川水城(乙)	加茂川水域	8 中山川水城(甲)	9 中山川水域(乙)	10 広見川水域(甲)	広見川水城(乙)	12 三間川水城	13 銅山川水城	14 仁淀川(甲)	15 仁淀川(乙)	16 潜社川(甲)	17 着社川(乙)	岩松川	達成水城数	.%)率 华奉
水域	番 一 番 型	1石	2 石	3 重	4重	5 肱	9 ()	7 加	8	6	10 広	11 広	12 =	13 鍋	14 仁	15 仁	16 着	17 着	18		

注)〇:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

(9)

達成水城数

52 52 52

503

020

環境基準 地点数

指 所)

類型 達成期間

類型指定水域名

水統 籍域一号

100

100

大 製柜	产品和企业等人	電場		福压 操	環境基準																	達成状況	\sim	年度)																_
一番号			期間	年度 月	地点数	50	51	52	53	54	22	26	57	28	59	09	61	62	63 5	元	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18 1	19 20	21	22	_
605	605 伊予三島·土居海域	А	7	47	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	Н	0	0	0	_	$\overline{}$	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	_
610	610 新居浜海域丙	Α	П	47	9	×	×	×	×	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	
615	615 西条海城丙	Α	П	47	3	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0 0		0		_	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	^ ×	×	0	0	
619	619 東予海域丙	А	7	47	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	_
628	628 伊予灘(一般)	А	7	49	59	0	0	×	×	0	×	×	×	0	0	×	×	×	×	0	×	0	0	0	\vdash	×	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	_
631	字和海(一般)	A	7	49	33	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H	H	H	H			H	×	×	×	×	×	×	×	\vdash	×	H	0	×	0	×	_
632	632 燧灘北西部	Α	7	49	2	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	-				_	_		0	_	0	0	0	0	0	0	0	-	0			_	0	0	_
636	636 熔灘東部	Α	п	49	3	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	-	L	H			H	_	-	H		0	0	0	0	0	×	H	×		H		×	×	_
809	608 沢津漁港	В	+	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H	0	0	\vdash	0	0	0	
609	新居浜海城乙	В	П	47	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H		H	H	0	0	0	0	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0	_
612	612 東予港西条地区航路泊地乙	В	п	47	1	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	-		\vdash						H	_	0	0	0	0	0	×	0	0	0	-		0	0	_
613	613 西条海城甲	В	П	47	1	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0			0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
617	617 東予海域甲	В	П	47	2	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Н		H	Н		0	0	0	0	0	×	×	×	0		0	0	0	
618	618 東予海城乙	В	П	47	1	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	-		_	0	0	_	0	0	H	0	0	0	0	0	0	×	_	0		0		Ė	0	
620	620 河原津漁港	В	П	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0 (0	0	0	0	0	×	H	0				0	0	
622	三津内港(乙)	В	7	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\vdash	0	\vdash	┝	\vdash	\vdash	H	┝	\vdash	L	0	0	0	0	0	0	⊢	0	\vdash	\vdash	L	0	0	_
624	(乙)6陽陽域田早	В	П	49	1	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	× 0	×	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	
625	625 和気港	В	П	49	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×					×	0	0	0	0	×	0		0	0		0	0	0	
626	626 松山外港	В	П	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	$\overline{}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
627	627 松前港	В	П	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Н	0	×	×	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
629	629 八幡浜港	В	П	49	1	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0		0	0	_	0			H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	
630	字和島港	В	П	49	2	0	×	×	0	0	0	0	0	×	×	0	×			×				×		×	×	×	×	0	0	0		×				0	0	
635	三島・川之江地先海域(3	3) B	П	13	2	>							(((_		_	_		0	0	
638	三島・川之江地先海域(4	f, B	П	13	1	<))))))))))))))))))		0	0	0	×		0	×	
909	新居浜港航路泊地	С	7	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	
209	607 新居浜海城甲	С	П	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	
611	東子港西条地区航路沿地甲	С	7	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Н	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Н	0	0	0	0	_
616	616 東予港壬生川地区	С	1	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
621	三津内港(甲)	С	П	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	
623	吉田浜船溜り(甲)	С	П	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	_		-	_	0	0	0	0	0	0	0	-	0		-	0	0	0	_
633	伊予三島港	С	П	49	1	×	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	_
634	三島・川之江地先海域(1	1 C	п	13	1	×	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0			C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0	0	0	0	0	0	0	_
637	三島・川之江地先海域(2	2 C	П	13	1))))))))))	\dashv		\dashv	\dashv		\dashv	\dashv))))))	\dashv	_	\dashv	\dashv	0	$\overline{}$	0	_
	達成 木城数	製水			116	31	31	31	2 <u>0</u> 31	31	31	$\frac{26}{31}$	25 31	26 31	31	31	31	31	31 33	26 28 31 31	8 26 1 31	5 28 1 31	31	31 88	31	$\frac{26}{31}$	2 <u>7</u> 31	2 <u>7</u> 31	2 <u>7</u> 31	31	24 31	31	33	33 23	33 33	33 3	29 <u>27</u> 33 33	33	33 89	
	達成率(%)	(-			ı	58.1	67.7	58.1	64.5	74.2	"	83.9	9.08	83.9		83.9	6	87.1 9	90.3 83	83.9 90	90.3 83.9	.9 90.3	.3 90.3	3 90.3	3 87.1	83.9	ω	87.1	87.1	90.3	77.4	64.5	72.7 6	8 2.69	81.8 81	81.8	87.9 81.8	8 97.0	87.9	-

注) 〇:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

資料3-8 環境基準達成状況(全窒素及び全燐)

海域(全窒素)

類型指定水		達成	指定	環境基						達成	伏況(年度)					
域名	規至	期間	年度	準点数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
燧灘東部	П	イ	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燧灘中西部	П	イ	9	20	0	X	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燧灘北西部	П	イ	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊予灘一般	П	イ	9	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇和海一般	П	イ	9	33	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u>達</u> 成	水域	<u>数</u>		(95)	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>5</u>										
類型技	旨定水域	数		(00)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成	文率(%	<u>(</u>)		_	100	80	60	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(全燐)

<u> 海域(全鱗)</u>																		
類型指定水	類型	達成期	指定	環境基						達成岩	犬況(年度)					
域名	規至	期間	年度	準点数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
燧灘東部	П	1	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燧灘中西部	П	イ	9	20	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燧灘北西部	П	イ	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊予灘一般	П	イ	9	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇和海一般	П	1	9	33	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u>達成</u>	水域	<u>数</u>		(95)	<u>5</u>													
類型技	旨定水域	数			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成	文率(%	5)		_	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

資料3一9 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度) 生活環境項目

			1	Hd	DO(mg/lg	1g / g)				BOI	BOD(mg/l)	口题证为证			1	0	S(mg/g)	 	国艦区	大腸菌群数(MPN/100mg	- -
į	5点名	地点統一番号 類型	報		/~最大	c :	平均 最/	ト~最大	ε.		×	1	4.4	中	75%值	最大	٤	中	最小~最大	ε	n / #
石手川(甲) 湯渡橋 エキ川(田) 発立権		- 0	- 1	8.9 1 / 12	2 0 0 0 0 0	0 / 12		2.7	0 / 12	~ ≥ 0.0	2.7 0 /	12 0.0		5.5	8.1		0 0	4 4	2 2		
		1 - 51 5	7.4 ~	9.4 / 37	2.0′2	37		2	>						2.3		7 3	7 2		40000	37
	グム		1 1	/ 0	8.4 ~		V	2	/ 0	~	0.7				> 9:0		4 0 / 1	2 2			12
П		2 - 2 AA		8.7 1 / 12		0 / 12			8 /		1.9 8 /	Ш			1.3	2 -	4 0 / 1	2 2		Ш	. 12
(甲) 口大楠	KE	3 - 1	7.2	- 2	6.5 ~ 12	1 / 12	9.8	₹ ₹	0	<u> </u>		12 0.0				2 2	0 / 1	2 4		7900 9	12
	95	3 - 2	7.3 ~	\perp	2.2.2.	2 / 12	/_		4	/_	40 4				2.1.2	2 ≥	3 0 / 3	2 2		1	12 12
		4 - 1 AA	-	0	~			2	/ 0	_				~	0.5	2	5 0 / 1	2 2		Ш	12
	極	4 - 2 AA	4 7.6	- 1	8.3 ~				0	,	1				× ×	2	0 / 1	0 2		11000	2 5
	g g	4 - 3	7 7.3 ~	0	7.8 ~ 11	0 / 12			2 0	,					8.0	2 -	0	2 2			2 5
	Tile Tile Tile Tile Tile Tile Tile Tile	5 - 2 A		8.0 0 / 24	~ 6.9	3 / 24		2 2	0	3< 0.5 ≈	0 0				× 6.0	2 ≥	5 0 / 4	48 2			24
		2 - 3 P	7.7	0	8.2 ~	ļ			ô	> 0.5 ~	1.5				0.8	2	3 0	1 1		22000 9	12
ΙI		5 - 4 A	7.3	/ 0	~ 6′2			2	2 /	_					1.1	~	1 0 / 1	12 3		Ш	. 12
	如		7.2		2	0 / 12		2	3 /		2.8 3 /				1.9	~	35 1 / 1	2 9			. 12
域(甲) 生々橋		5 - 6 A	7.3	- 1		3 / 12		2	2 /		4.2 5 /				2.2	~	6 0 / 1	2 8		49000 12	. 12
	軭	5 - 7 A	4	7.8 0 / 12	2	2 / 12	ν,	2	- ;	ν,	2.1 1/				> 6.0	2	0 / 0	2 2			15
		2 - 8 V	8. 5	- 1		0 12		,	0	,	1.0 0/				> 9.0	_	200	- 0		23000 7	2 5
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	~ ;	8.6 1 / 12	8.3 ~ 15	0 0	10 < 0.5		0 / 12	× 0.5 ×	2.0 0 0				- 8	2	0 0	7 0		49000	2 5
		2 72	7.5	80 / 8	2 2	2 9		2 2	\ n		10 0				1 0.0	2	0 2	7 8		4900	7 9
(現(日) 女人首下 (本) 女人首下	 	55 - 55	5. 4.7 × 4.7	8.6	62 ~ 13	12	9.2		12	0.0 0 20	24	100	0.0		0.0	2 2	0 10	0 0		2800	100
		5 - 56	~ 0′2	8.0		4					2.4	4	1.7		2.0	3 ~ 5		2 8 8		40000	4
	鄭	2 - 60	~ 6′2	8.1 / 6	~ _	9 /	~	2	. \	6< 0.5 ~	1.3	9	0.8		17	-	/ 5	9		2400	9
ΙI		5 - 61	~ 9′′∠	7.7 / 6	7.4 ~ 11	9 /	9.3 0.6	₹	_		/ 9:1	9	1.0		1.	~ ~	/ 9	6 4		33000	9
	4+4r	5 - 62	€.8 ~	9.7 / 36	<0.5 ∼	/ 36		2	/		2.3	12	Ξ		7.3	~	3 / 5	6 4		2400	36
- 1			2.6 ∼	1	> 1.8	12		,		,	6:0	12	0.7		8.0	~	1	2 2		23000	7 5
- 1		5 - 04	2 €		8.7 ∼				1 / 19		6.1	100			7 2	2	0	1 3		11000	7 0
	1 00	7 - 1 AA	1.7	2 / 2	. 1.8 	0 / 12		2	1	/ ~	11	12 8.3		/ ~	0.5	2	0 / 1	2			12
		7 - 2 AA	1 7.8					2	2 / 12	> < 0.5 ~	2.0 2 /	12 16.7			> 6.0	~	1 0 / 1	1 1		3300 11	12
	極	7 - 3 AA	+	8.1 0 / 12	2	0 / 12	_	2	2 / 12	? < 0.5 ~	1.2 2 /	12 16.7			> 6.0	₹	3 0 / 1	2 1			. 12
	橋上流	8 - 1 AA	7 6.5	_		2 / 12		2	5/ 17	> 0.5 ~	1.7 5/	12 41.7			7.	≥ .	0 0	1 ,		13000 12	12
		8 - 2 AA	>	77 0 12	87 ~ 13	0 / 0	10 0.0	× × ×	4	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	4 4	12 33.3			7 2 1	2 2	7				2 4
	麵	4 - 6		7.9 0 / 12	5.4 ∼	4 / 12		2	5 / 12	2 < 0.5 ~	3.3 5 /	12 41.7			2.2		7 0 7	2 7		23000 9	12
中山川水域(乙) 新兵衛権		- 51	~ 0′′	/	7.6	7	8.3 < 0.5		4	4 < 0.5 ~	2.1	4			1.8	2 ~ 1	7 2	4 7		4900	4
- 1		-				1/1	V	2	0 / 12	? < 0.5 ~	/ 0 6:0	12 0.0			> 7.0	~	2 0 / 1	2 1		9200	. 12
	1	- 2	√ 7.6 ~	8.1 0 / 12				2	0 / 15	2 < 0.5 ~	0.6	12 0.0		_	> 2.0	2	1 0 / 1	1		13000 12	12
- 1	+			-	S	0 / 12		2	110	> 0.5 ~	1.1	12 0.6			0.7	≥	0	- 0		17000	12
	+	0			× ;	9 5		2	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	~ 0.0	6.0	0			0.7	2	4 -	7 0		48000	٥ :
- 1		13 - 1 A	7.3	78 0 / 12	× 5.0	1 1 12		≀ ≀		0.0 0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	15 3/	\perp			201	2 2	0 0	2 -		46000	1 2 2
	+	13 - 2 AA	√ 7.4 ~		\perp	0 / 12		0.0	0 / 12	> 0.5 ~	0 90	12 0.0		_	0.5		0	1 1			12 2
幸屠		- 51	7.7		2			2		1< 0.5 ~	0.7	┖			0.5	<u>~</u>	1	1 > 4		3300	4
新宮グ	Ξ	,	7.4 ~	7.9 / 12	8.2 ~ 15	/ 12		2	11.	? < 0.5 ~	/ 9.0	12	0.5	\ \	> 0.5	2	1 / 1	1 2	7.8 ~	7900	. 12
大人工		13 - 54	7.3 ~	8.0 / 12	8.4 ∼	/ 12	ν,	9.0 ~ 2	1,	2 < 0.5 ~	0.6	12	0.5	~	0.5	₹ .	3	1 7	130 ~	17000	12
	-	3 - 56	2 0.0	\		36		2 2	¥ .	0.5 ≈	90	72 5	0.6		0.0	2	2		^ ≥ S	2000	30 0
- 1	+	- 1	4.4	ò	× × ×	10			10	0.0 0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	0.0	\perp			0.0	2	0	/ 7 0	23 ≈	1300	2 2
	-	14 - 2 AA	7 0.9		6.0	1 / 12		2 2	1 / 12	0.5 ℃	11 0			/ ~	0.5	2 2	00	- 1-	20 €	4900 12	1 2 2
1 1		- 3	1.7	/ 0	8.5 ~	0 / 12		~ ~	0 / 12	> < 0.5 ~ <	0.5 0 /		~		0.5	~ <u>~</u>	1 0 / 1	2 < 1	33 ∽	2200 10	12
		4	1.7	\perp	2	0 / 12	ν,	2	0 / 12	2 < 0.5 ~	0.9	12 0.0		,	> 0.5	~ ~	1 0 / 1	2 < 1			12
			1.1	0	2.7	0		2 3	0	> 0.5 ~	1			<u>,</u>	0.5	2		2 - 2			2 5
		16 - 2 AA	7.5 ~	7.9 0 / 12	2 00 00	0 / 12		! ~	0 / 12	> 0.0 > 0.0	0.5	12 0.0	/_		0.5	! ~	0 0	12		35000 11	12
着社川(乙) かんペキ		-	4 7.0	0	8.1 ∼	0			/ 0	>< 0.5 ~	Ш	Ш			0.7	~		2 2		1 1	. 12
	\dashv	- 51	9.9		4.5 ~	/ 12		2	/ 12	2 0.6 ∼	2.1	9			0.1	₹	-	12 2		2800	9
	+	18 - 1	-	7.0 0 / 12	2 0	3 / 12			0	> 0.5 ~	0.8	12 0.0		~	0.5	2 2	0 /	7		7900 12	15
		١,	2 4.7	80 4	? ≀	1 4		2 2	,	3.5 ~	6.5	1 4	4.7		4.4	~ ~	, ,	- 2		10000	1 4
	t	13 - 1	~ 6.7		9.2 ~	4			4	~ 0.1	2.4	4	1.8		2.3	\ \		0 8		79000	4
	H	1 - 1		/	2.6 ∼	/ 1		2		~	/ 6:0	12	0.5	~	0.5 <	2	2 / 1	2 1		17000	. 12
	+			\	7.6 ∼				,	ν,	1.6	9	0.0		9. 1	-	6.	9 0		33000	9 0
阿 阿 阿 中 加 中 加 中 加 中 加 中 加 中 加 中 加		205 - 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	74 / 6	4.8	9 9	6.1 2.4	2.7		6 < 0.5 6 × 2 4 ×	12	9 9	E. 60	L. 8.2.	7.97	~ ~		9 9	5400 ~	33000	9 9
	1														!						
		\vdash	1	Hd	DO(mg/l)	(g / g)				COE	COD(mg/l)					SS	(mg/lg)		大腸菌	大腸菌群数(MPN/100mg)	mg)
(返三名樂) 勘	地点名地	地点統一番号 類型	期間 最小~最大	۲ ۲	最小~最大	L \	中日	最小~最大	د / ٤	4年~1年	,	日間平均値 - 8	되	毎年日	75%4	最小~最大	د / ع	計	最小~最大	Ε	n /
湖底野川湖堰堤		1 - 10	√ 6.9 ~	9.1 2 / 36	⟨0.5 ~ 13	7 / 36	7.5	2	1/ 36	-	3.8 0 /	12 0.0		2.9	3.1	1~	3 /	6 4	€.8 ~	9200	36
7. 二峰	湖中中 201	- 2	~ 0.2	9.1 3 / 36	0.8 ∼	6 / 36	8.1	~ 6	0				2.7	2.7	2.8	2	15 0 / 3	36	~ 4	5400	38

			\sim	\vee	~	\sim	\vee	~	\vee	
	到%92	3.1	2.8	2.2	2.4	2.4	1.7	3.2	2.0	
	中央値	2.9	2.7	2.0	2.2	2.1	1.5	2.3	1.8	
	本均	2.8	2.7	1.9	2.1	2.2	1.5	2.5	1.8	
西面	%	0.0	0.0	0.0	0.0			33.3	0.0	
11三十55亩	۸	12	12	12	12	12	12	12	12	
	/ ×	/ 0	/ 0	/ 0	/ 0	/	/	4 /	/ 0	
		3.8	3.0	2.3	2.6	3.5	1.9	4.6	2.3	
	最小~最大	~ 6.1	2.1 ~	~ =	~ 4.1	1.5 ~	1.2 ∼	1.2 ~	1.0 ∼	
	c	36	36	48	36	36	12	36	54	
,	E	1/	/ 0	1/	2 /	/	/	1/	/ 0	
		6.7	3.7	3.2	4.1	7.2	1.9	7.3	2.5	
1000	版小~版人	1.8 ~	~ 6.1	0.8 ∼	7.4 ∼	1.4 ∼	1.2 ~	~ 0.1	1.0 ∼	
4	2 +	7.5	8.1	9.7	7.8	8.7	10	7.9	8.6	
	_	36	36	48	36	36	12	36	24	
	E	1/	/ 9	17 /	11/	_	_	10 /	1	
+	3	13	13	12	Ξ	12	12	12	12	
+0.40	10/1/~18	<0.5 ∼	0.8 ~	2.1 ~	<0.5 ∼	<0.5 ∼	8.1 ∼	<0.5 ∼	7.4 ∼	5日数
	c	98 /	36	/ 48	98 ,	36	, 12	98 ,	0 / 24	y:総測定日 及び75%値
	Ε	2 /	3	0	1	_	_	1		数価をない
10.40	版小~版入	$6.9 \sim 9.1$	$7.0 \sim 9.1$	6.5 ~ 8.1	$6.7 \sim 8.7$	7.0 ~ 8.4	7.2 ~ 7.7	$0.6 \sim 9.9$	$6.6 \sim 7.9$	n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 中央値、75%値:日間平均値の年間の中央値2
100	ii E	1	+	-	1			1	+	と基準 円均価
温型		В	В	٧	٧			٧	۷	×:職場 :田三
地点统一番号 類型 活頭		1	2	-	1	52	54	1	-	体数 75%値
指 点 禁		501 -	501 -	- 203	203 -	203 -	203 -	- 204	205 -	n:総検体数 中央値、75%
指点名		鹿野川湖堰堤	鹿野川湖中央	黒瀬ダム堰堤	柳瀬ダム堰堤	翠波橋	下長瀬	新宮ダム堰堤	面河ダム中央	値を超える検体数 5均値の年平均値
はる三世	(# D W)	鹿野川湖	鹿野川湖	黒瀬ダム貯水池	柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム貯水池	新宮ダム貯水池	面河ダム	m:環境基準値を 平均:日間平均

			樹		Ha		Ĭ	DO(mg/l)					200	COD (mg/l)					田名	}(mg/l)		大腸菌群数(MPN/	数(MPN/100mg)	mg)
木城名(河川名等)	地点名	地点統一番号	型型	最小~最大	Ε	c /	最小~最大	_	n 平均	最小~最大		u / m	大器~小器	*	日間平均	龜。	中 中 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	市 75%信	最小~最大	c \	中均	最小~最大	Ε	n 中
伊予三島土居海域	上居海域ST-1 + FF 指 ST-2	605 - 1	< <	8.2 ∼	8.3	12 5	6.5 ~ 10	2/2	12 8.7		2.2	1/ 12	-	2.2	1 / 12	8.3	 . 	-	9 9	4 / 0		2 2	1.8	4 <
17.7—11周十四年秋	Ln 新扱い - 2 + 平	605 - 3	1	2 2	8.3	10	≀ ≀			9.0	1.0	. .	9.0	0. 1.	0 / 12		1	ľ	2 2	4 4	1	2 ~		4 4
4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	Thinky of - 5	l.		8.2 ~	+	24	! ≀			0.0	2.0	0 / 24	5 -	1.9				ľ	2 2	0 / 0	/ ~			1 4
伊予三島土居海域	土居海域ST-5	605 - 5		8.2 ~	Н	/ 24				0.0	1.9	L	1.0	1.9				.5 1.6	Q	0 / 4	_	1.8 ~ <	1 1	× 4
伊予三島土居海域	±居海域ST−6	9 - 209		8.2 ~	8.4		$6.6 \sim 10$	Ш		1.0	1.9	/ 24	1.0	1.9	/ 12		_			/			/	
	新居浜海域ST-8	606 - 1	\rightarrow	4	4	24	2		_	8.0	2.7	J.	6.0	2.5							+	2		+
	寿用労削域ST-10 売回汽作件OT F	- 200	0 0	2 0	8.4	24		0	\perp	75	2.5	0 24	E 6	2.3	0 / 12					,	+	2	1	
光手// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	新店供有数51-2 新展详描域ST-7	- 609	0 00	\perp	8.4 4	24	2			0.8	2.5	L	0.8	2.4					QV	0 / 4		: ≀		
新居浜海域(乙)	新居浜海域ST-9	609 - 2	-	┖	⊢	7 24	≀			0.1	2.2	L	Ξ	2.2	L				2	0 / 4		1	-	
新居浜海域(乙)	新居浜海域ST-11	609 - 3	-	8.1 ~	8.3 0	/ 24	2			1.0	2.8	U	1.1	2.5	l					\			/	
新居浜海域(丙) 第四部	新居浜海域ST-1	610 - 1	-	4	+	24	2			0.9	2.2	2 / 24	0.9	2.1				7.	Q	0 / 4	+	2	_	4 .
新市沃苗城(四)	当中 沢浦 域の1ー2	610 - 2	+		2 6.4	57	.	4	\perp	8.0	0.2	0 / 54	6.0	B: C	7 / 1				9		1		70 047	4 4
新店法体域(内) 著居法治域(丙)	新西洪神域31-5 新居浜油域31-4	610 - 4	< <		8.4	24 6.6	≀ ≀			~ ~	2.1	1 / 24		2.0		0.0	0. 4.	0. 1.	2 2	0 / 4	/ ~	2 €	33 0 /	4 4
新居浜海域(丙)	斯居浜海域ST-6	610 - 5	ш	8.1 ∼	8.4 2	/ 24 6	2	5 /		0.7	2.1	2 / 24	0.8	2.0	0 / 12			1.8			_	~	1.8 0 /	× 4
新居浜海域(丙)		610 - 6	4	Ш	8.4 4	/ 24	2	Ш		0.8	1.8	0 / 24	9.0	1.8	_			Ĺ		/	_	~ ≥		4
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-14	610 - 7		8.1	8.3		2			6.0	2.6	/ 24	6.0	2.2						/		2	\	
東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域ST-5	611 - 1	0	<u>=</u>	4	24	2	0		0.	3.1	0 / 24	=	2.7	0 / 12	0.0		1 2.4		1	+	2	1	+
東小海由条地区航路沿地(乙)	13条前換ST-6 14を計算ST-6	612 - 1	+	4	8.4	24	2			0.0	2.8	0 / 24	0.1	2.7					2	0 / 4	+	2	1	
四米等級(平)	四米 神域のニーー	013-	+	4	+	7 24	2			2 8.0	3.3	47 / 1	6.0	7.7	,			0.2	2 2	4 4	,		+	,
四米等級(乙)	近米 神域のIー2 町外 前 真 CTー3	615 - 2	I C	27. 0	4.0	77	. ≀			2 0	2.5	6 / 24	6.0	0.7	0 / 12		0 1	2 0	2 2	9 0	1	2 2	9. 0	4 4
四米年後(万)	10米年近のIIIの 旧外指在CTI-7	615 - 3	+	+	+	74	2 2			2 0 0	0.7	8 / 24	2 5	9.7			- 0	6. 00	2 2	4 4			+	4 4
日外有後(五)	13×14×10 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	615 - 4	(_	+		2			~ 60	2.0	24	2 0	2.0					2	ò	_		+	+
東予港壬生川地区	東子海域ST-4	616 - 1	0	8.1 ×	8.4	24		/0	24 8.8	~ 6:0	3.3	0 / 24	=	3.0	0 / 12		L	2.5 2.5				1		
	東予海域ST-2	617 - 1	В	Ш	8.6 3	/ 12	2			-:-	2.5	0 / 12	1.1	2.5					ND	0 / 4		2	_	
	東予海域ST-3	617 - 2	\rightarrow	8.1 ∼	8.5 3,	/ 24	2			1.2	3.3	1 / 24	1.3	2.8						/		2	/	
東予海域(乙)	東予海域ST-6	618 - 1	8	_	4	12	2			Ξ	2.3	0 / 12		2.3					₽	0 / 4	+			+
東子前域(別)		619 - 1	۸.	8.5 ∼	8.5	24		3/	24 8.9	6	2.6	6 / 24	1.2	2.6	4 / 12	33.3		1.8 2.1	2	0 / 4	<u>,</u>	~ 2.0	4 0 0	4 .
果子苗域(内)	表	619 - 2	¥	8.2 ∼	8.4		2			6.0	2.5	5 / 24	0 9	2.3					9	0 4	4		4	4
光子神域に対していません。	表	- 610	0	4	4.0		,		┸	S -	0.2	47 / 1	2 5	2.4	7 / -				2		<u> </u>	2		+
11 班子斯(田)	大・海域のニー/	621 - 1	-	7.7	8.0	7 00	2			5 6	5 8	0 / 24	0.0	0 6	0 / 12				2	†		2		
	校正新練ST-6	622 - 1	9 9	7.8	╄	7	1				3.6	2 / 24	4	2.8					Q	9 / 0		2		
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623 - 1	С	8.0	\vdash			/ 0	24 7.9	1.2	2.2	0 / 24	1.5	2.1		0.0				/		≀	_	
吉田浜船溜り(乙)	公山海域ST-10	624 - 1	\rightarrow		8.2 0	/ 24	2		24 7.9	1.2 ~	3.1	1 / 24	1.4	2.4	0 / 12			1.9 2.0	QV	9 / 0		2	\	
	松山海域ST-2	625 - 1	п В	7.8 ~	8.2 0	/ 24		4	24 7.5	1.2 ~	3.8	2 / 24	1.4	2.7	0 / 12	\perp	2.0	.0 2.2	₽	9 / 0		2		
	11	626 - 1	+	4	+	24		4		~ 0.1	2.2	0 / 24	E.	2.2	0 / 12	1	1.5	1.5	Q.	9 / 0	+	2	1	1
	公里 神域の二つの	+	n \	4	0 0	80 0	~ 6.8	0	8.8	~ ? ?	7.0	0 0	2 4	6.	0 / 0	0.0	1		¢(0)	0 / 0	ļ			
	87.人四.光三角级31-1-14. 并显为其51-2	+	< <	2 6	+	00	7.4 ~ 9.4	1	0.0	R 6	4. 0	0	2 2	2 5		0.0	7 .	5 0	2	7 /0	1	2 2	9. 0	7 0
(中光学一般	歩ん 大田・地西浦東の一 Z おれ・大田・神聖神其STー3	+		1	╀	0 00	Π.	ò			5 4	0 0	~ 80	4	0 / 0	000	- 6	4 6	g	0 / 0		· ~	79	7 6
	成分·大西·華間海域ST-4	- 829	¥	~	╙	8	2	L			4.	0 / 8	0.7	4.1	0 / 4	0.0		Ľ	Q	0 / 0		2		
	タカ・大西・新聞 海域 ST 5	- 829	2 Y	2.0	╙	8	2	4			1.4	0 / 8	0.7	1.4	0 / 0	0.0	1.2		2	0 / 2		1		
	皮方・大西・菊間海域ST−6	628 -	1 A 1	8.1 ~		8 /	$7.1 \sim 9.2$	2 /	8 8.2	0.7 ~	1.4	0 / 8	0.7	1.4	0 / 4	0.0		1.2	QN	0 / 2		2		
	比条海域ST-1	- 879	7 A 1	8.1	-	/ 12	2	4 /	12 8.0		1.9	0 / 12	1.0	1.9	9 / 0	0.0			Ð	9 / 0	<u> </u>	2	49 0 /	9
	比条海域ST−2	- 829		- 1	-	12		4	12 7.9		1.8	0 / 12	1.0	8:	9 / 0	0.0			9	9 / 0	+	2	_	9
	比条海域ST-3	- 829			-	/ 12	2		12 7.9		1.8	0 / 12	1.0	1.8	9 / 0	0.0			Ð	9 / 0	~	2	_	9
	公日	+	- 1		+	12	2	3		- 1	9.	0 / 12	= :	9.1	9 / 0	0.0			9	9 / 0	+	2	4	9
	公日神MST-3	Ţ		- 1	+	12		4	1	- 1	2 9	0 / 12	7.5	2 9	9 0	0.0	1	4. 4	9	9 0	+		4	9 0
17.7 雅一数 由光禁一些		J.	< <	2 €	8.2	19	6.6 ~ 0.9	4 6	12 8.0	? ?	0,0	1 / 12	= =	0 0	/0	0.0	4. 1.	0. 0.	2 2	0 0			7400	ی م
	公山 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加	628 - 14		8.1 ∼	8.2	12		4 /	ľ	1	2.1	2 / 12	4.	2.1	1 / 1	16.7	1.5	1.5	9	9 / 0		2	240 0 /	9
	公山海域ST-12	Ü	ш	8.1 ∼	Н	/ 12	2	4 /			1.9	0 / 12	1.1	1.9	9 / 0	0.0	1.4	4 1.4	Ð	9 / 0		2	100	9
	公山海域ST-13	628 - 16		2.0	-	12	2	2 /			2.1	1 / 12	1.2	2.1	1/ 6	16.7		1.6	9	9 / 0	+	2	/ 0 06/	9
	公司 対 対 対 が は が に の は の に に に の に に に に に に に に に に に に に	628 - 17		20.8	+	80 0	7.0 ~ 9.7	4	8 8.2	- 1	2.0	0		200	0 0	0.0	1	1	100		+	2		•
	位用 体成 21 — 2 伊米 省 4 CT — 1	Ι.			+	0 0		3 / 2	0 0	2 2 1 1 1	1.7	0 0		1.7		0.0	ľ	ľ	0.0	000			0 0	7 0
	47年前後31	628 - 20	. v	2 0.0	9 6	0 00	! ≀	9 6	8 8 2		. «	0 0			0 / 0	0.0	ľ	ľ	0.0	7 (0		! 2		7
	双海海域ST-1	١.		1 1	8.1 0	8	1 1	3 /	8 8.0	0.8 ∼	1.6	0 / 8		1.5	0 / 4	0.0	Ĺ	1.3	<0.5	0 / 2	_	> ~ 1.8	1.8 0 /	2 <
	双海海域ST-2	١,	2 A 1	8.0 ~	8.1 0	8 /	$5.4 \sim 8.9$	4 /			1.9	0 / 8		1.8	0 / 4	0.0		_		/			_	
伊予灘一般	長浜海域ST-1	,l		- 1	\rightarrow	8	2	2/	8 8.4	0.1	9.1	0 / 8		1.5	0 / 4	0.0		4.1.4		-	-		1	-
	表演海域ST-2		¥ .	1	+	8	2	2/2	\perp		9.	0		9.	0 / 4	0.0		4 1.4	<0.5	0/2	1	-> 8.	2.0 0 /	2
	水油 大京 大京 大京 大京 大京 大京 大京 大	628 - 29	4 4	2 ≥	8.3	0 00	69 ~ 9.2	/7			1.7	2 0	8.0	8, 1,	0 / 0	0.0	ľ			,		2		
	サカ海域ST-1	١.		2.5	⊢	8	≀	3/	1		2.1	1/8	=	1.9	0 / 4	0.0	ľ	Ĺ		. \		1		
	額戸海域ST-1	١,١		8.1 ∼	Ш	8 /		1/	H		1.9	0 / 8	1.1	1.7	0 / 4	0.0		ľ	<0.5	0 / 2	_	1.8 ∼	49 0 /	2
	三季海域ST-1	d	A .	2.0	+	8	2	2 /			9:1	0 / 8	= 1	1.5	0 / 4	0.0				,		2	1	
4.4.4.1.6.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	波方·大西·新聞海域ST-7 - 中条油はCT-7	628 - 30		2. 2.	4.0	7 8 7	7.1 ~ 9.1		12 8.2	50 -	5. 7	8 5	2 0.0	1.3	4 4			6. 6			+	≀ ≀	1	+
	T	١.		1	8.1		2				. 8	8	- 2	- 81	4		ľ					! ≀		
	長浜海域ST-5	Ш	7	8.1 ∼	8.3		2	_	8 8.3		1.8	8	6.0	1.7	/			Ĺ		_		2	\	
	類戸海域ST-3	Л	1	%1.	8.2						1.7	8	0.	1.7	4						$\frac{1}{2}$	2		$\frac{1}{1}$

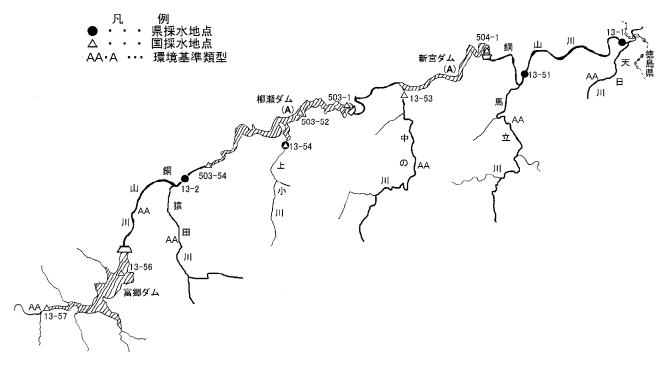
			M		I	-	00/20	(0)					COD (mg / 0)				-	中心(100	(0/00	#	大陽南畔数(MPN/100mg)	/100m0)	
木城名(河川名等)	超過的	地点統一番号	世典			╀							200	日間平均	1億				<u>.</u>			(20)	1
				最小~最大	ε	ロ 最小~	最小~最大 m	u ,	平均 最	最小~最大	ε	n最小	最小~最大	x / y	96	平均 中央値	75%値	最小~最大	m / n #\$	3 最小~最大		u / u	中
八幡浜港	八幡浜·保内海域ST-5	629 - 1	Н	8.2 ~	8.3 0 /	~ 6.9 8	9.6	8		2	.2 0 /	6.0	2	0 / 4				<0.5		2		/	
宇和島港	宇和島海域ST-1	630 - 1	1 В п	8.1 ~	8.4 4 /	8 8.0 ~	9.7	8 /	9.1 1.2	~			~ 3.4	1/ 4		2.2 2.1	2.1	<0.5	0 / 2	2		/	
宇和島港	宇和島海域ST-2	630 - 2	2 B D	8.1 ∼	8.3 0 /	8 7.1 ~		8 /		2	70 %	1.4	2	0 / 4		2.2 2.3	2.6	<0.5	0 / 2	2		/	
中 和 一 般	三崎海域ST-2	631 - 1	1 4	8.1 ~ 8	8.2 0 /	8 7.0 ∼		8		₹	2.4 1 /	1.4	₹	0 / 4	0.0	1.7 1.7	1.7	<0.5	0 / 2	^ 1.8 ×	7.8	0 / 2	4.8
宇和海一般	瀬戸海域ST-2	1		2	\rightarrow	7.2		8		2		1.0	2	1 / 4	0.0				,	≀		,	
· 计对第一表	伊方海域ST-2 伊士湾井ST-2	631 - 3			8.3 0 /	2.4 ∼	1.6	80 0	8.1 0.8	2	2.2	6.0		4	0.0	1.5	4	<0.5	0 / 2	2 8 €	7.8	0 / 2	4.8
十九年一版	147年後の1一5	١,	4 4 4 4	≀ ≀	+		- e	0 0				2 0		4						2 2			
子加佛 胶 小利斯一勢	八届许-华内省博公工—1			2	+	5 6		0 00				0.0		4		1.7		<05	0 / 0	· ~ 021	1600	1 / 0	890
小	八届ボ・保内補類ST-2			5	╀	6.7	0.00	0		2		60	2	1/1				200	i \		8		9
- 小名第一卷	//臨洪·保乃補減ST-3	631 - 8		1	⊢		9.2	8				6.0	1	2 / 4	25.0					2			
小和第一卷	八幡浜·保内箱域ST-4			2			9.6	8		2		6.0	2	1/4	25.0			<0.5	0 / 2	15 ~	23	0 / 2	19
平和第一級	八幡浜·保内海域ST-6	631 - 10) A 1	8.2 ~ 8	8.2 0 /	8 7.2 ~	9.6	8 /		~ 3.3			2	1 / 4			1.6		/	2		/	
字和海一般	三瓶海域ST-1	631 - 11	1 A 1	8.1 ~ 8	8.4 3 /	8 7.3 ~	9.5	8 /		2		1.3	2	2 / 4		2.2 2.0		<0.5	0 / 2	× 1.8 ×	1600	1 / 2	800
宇和海一般	三瓶海域ST-2	631 - 12	2 A 1	2	8.4 2 /	8 7.1 ∼	9.5	8 /		2		1.6	2	1 / 4					/	2		/	
中和海一般	三瓶海域ST-3	631 - 13	3 A 1	2	4	8 7.2 ∼		8	8.1 1.3	2		1.4		1 / 4		1.8				₹		/	
宇和海一般	明浜海域ST-1		4 \	2	-		0	8		2	1.8 0 /	6.0	2	0 / 4					\	2		,	
宇和海一般	明浜海域ST-2	,		2	-	7.0	Ξ	8			1/	1.0	₹	1 / 4	0.0			<0.5	0 / 2	× 1.8 ×	23	0 / 2	12
小和第一歌	明浜海域ST-3		P 4	2	-	8 7.1 ∼	9.3	8		2		1.4	2	1 / 4	25.0				/	2		\	
小和第一家	明浜海域ST-4			2	+	9.9		8		~ 2.1	_	1.0		1 / 4		1.4		1	\	2		\	
宇和海一般	市田海域ST-1			2	4	7.3	0.6	88		2		6.0	2	0 / 4	0.0	_			,			,	
平和海一般	吉田海域ST-2	,		2	-	6.9	9.2	80	8.6 1.0	~ 2.9	.9			1 / 4		1.7 1.4	.5	<0.5	0 / 2	4.5 ∼	33	0 / 2	19
14 和 1 表	H田海域ST-3		_	2	4	2	9.5					=	≀		0.0				,				
14 村 1	平和馬海域ST-3		_	2	+	7.8					1	= :		1 4	0.0	1		<0.5	0 / 2	× 1.8 	33	0 / 2	17
		,		2	+	7.2	8.9	00 0		2		1.2	2	4	0.0				,	2		,	
	- の対東明世・明は十		- 1	2	+	٥	0.6			2		7.7	2		0.0				,	?	,	,	,
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平和島・洋島神域ST-2		1	2	+	6.4		0			2.8 3/			2 / 4	0.0	8	2.3	<0.5	2 0	~ 8.7	23	0 / 2	0
	HATIN 新加斯斯ST-3	631 - 25	V 4	~ 0.8	8.5 2 /	€9 0	6.9	80 0		2	/ 7	0.0	2	,	0.0			1	,	2		,	
子45/4 数	子は、部件はから一一日子が、一日子が、一日子が、一日子が、一日子が、一日子が、一日子が、一日子が	П	_	. 2	+	-	0.0				òò	5 5		000	0.0			1	, ,	2			
十九/4 一数	万年 車計車列の 一2 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	١,		2	+	2 6	9.7	0 00			9 6	5 6			250	1 9 1	2 - 6	<0.5	0 / 0	2 8 2	33	0	02
子拉牌 · 談	F1年 再計算を0-0 日前・笹井油 持5T-7	١,		2	\perp	2.4	000	0 00		2	,	1 0	2		0.07			000	2	2	8	,	03
十九/4 受	124 124 124 134			! ≀	+	73	8.9	0 00	7.9		6	9 0		1 / 4	0.0			<0.5	0 / 0	78 ~	240	0 / 0	120
中和海一般	国海·城沿海域ST-2	l,		≀	⊢	6.8		80			2	=		1 / 4	0.0	1.7	80.						
平和第一級	西海·城辺海域ST-3	631 - 32	2 A 1	8.1 ~ 8	8.3 0 /	8 7.2 ∼	9.8	8		2	/ 0	7	2	0 / 4	0.0				/	2		/	
字和海一般	西海·城辺海域ST-4	631 - 33	3 A 1	2	8.4 1 /	8 7.0 ~	8.5	8 /	V	2	7 7	0.8	2	1 / 4	25.0	1.6 1.6			/	2		/	
宇和海一般	三島海域ST-3		7	2	8.3	7.1				2	\	1.2	2	4					/	₹		_	
小和海一般	八幡浜·保内海域ST-7		5	2	8.4	7.4				2	\	6:0	2	4			_		,	2		,	
小村浦一般 1250年		J	4	2	8.4	7.2		8		,	\	0 ;	2	4	+		1	1	,	₹		1	
十名1年一般 核雄七用名	万弟・毎 計 角 通 の 一 の	631 - 37	_		8.3	8 7.2 ~	0.0	200			3	- 0			0	4		1	,	2 1		,	I
経帯に関係	10年後21-1 小光神林ST-2	I.	V V	2	83 0 /			24	V	2 2		0.0		0 / 12	0.0			S	0 / 4	? ?	6	0 / 4	61
は田子兼徳	小小 小小 竹 小 十 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	١.	_	1	₽		9 0	36			ò	0.7		ļ		L		2	4 / 0	· · ·	-	0 / 4	00
は田井神徳	- ////	l.		1	╀	6 6	2 6	24		≀		0.8		0 / 12		11		9	ì		2		2
が開発を開発	4.沿海域ST-5	١,		5	╄	6.5		24		2	0	0.7	2			L		S	0 / 4	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	- 8	0 / 4<	- 00
(本) 大 () () () () () () () () ()	伊予三島・川之江海域ST-6	633 - 1	C	7.3 ~	⊢		9.6	36	7.7	2	8	36 2.5	2	1 / 12	16.7		6.4	1					2
三島川之江地先海域(1)	伊予三島・川之江海域ST-9	634 - 2	2 С п	7.0 ~	8.3 0 /	36 5.1 ∼	9.4	36		~	/ 9	2.5	~	1 / 12	0.0								
	伊予三島・川之江海域ST-2	635 - 1	\rightarrow	7.8 ∼	8.3 0 /		9.6	98		2		1.7	2		0.0	2.4 2.4		<0.5	0 / 4	?		\	
三島川之江地先海域(3)	伊予三島・川之江海域ST-5	635 - 2	2 В	~ 0.8	8.3 0 /	36 5.6 ∼		36		2	/ 9	2.0	2		16.7			<0.5	0 / 4			_	
烧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636 - 1	+	20.8	+	6.3	0 ;	36		2		5.		5 / 12	25.0	2.1 2.0	2.5	<0.5	0 / 4	2.0 ∽	33	0 / 4	91
第二年 日本	(サーニー・) スコース 1 1 1 1 1 1 1 1 1	636 - 2	+	~ 0.8	4	6.2	8.6	36		2	16/		2			1		<0.5	0 / 4		7900	4	2000
	伊子二郎・川乙江神瀬ST-8 田米一郎・二十二十二	636 - 3	+	2 5	+		0 8	98		2	12/	4 :			7	1		<0.5	0 / 4	2.0 ∼	1300	4	340
一時川 一時光神域(2)	(サナニ郎・川 Z江 神英SI ー4 年来 ニ 申・三 サ 洋 裕 井 S エー7	630 - 1	J 0	2 6.7 6.7	0.0	30 3.3		36	7.9	. ≀		7 -	2 2	5 / 12	16.7	2.0		70.5	, ,	2 2		+	
二角 人は地で麻べい	1.17.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11	- 000	-	£ 6.7	4	0.0	9.9	30			/01	-						200	1	!]

n:環境基準價を超える後体数 n:総後体数 x:環境基準に適合しない日数 y:総署定日数 p + b3: 1回年均6回の年中均6回 中央偏、28%偏:日陌中均信の年中均6回 中央偏、28%偏:日陌中均信の年間の中央偏及 C 25%。由 ND:稅は24元9/

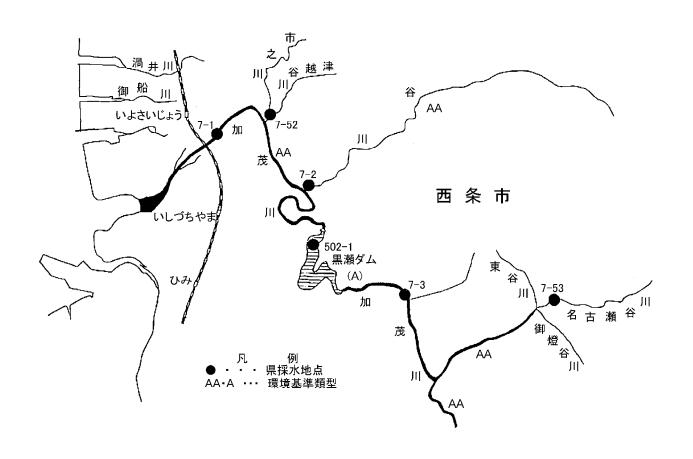
資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成22年度)生活環境項目(全窒素及び全燐)

		地点統一	類	達成	調査	採取		全窒	素(mg/l)				全烷	媒(mg/l)		
海域名	地点名	番号	型	期間	区分	水深	最小~最		m / n	平均	海域 平均	最小~』		m / n	平均	海域 平均
燧灘東部	伊予三島·川之江海域ST-1 伊予三島·川之江海域ST-3	636 - 1 636 - 2	1 II 2 II	1	年間	表層	0.07 ~ 0.08 ~	0.19	0 / 12 0 / 12	0.13 0.15	0.14	0.011 ~	0.028	0 / 12		0.016
	伊予三島・川之江海域ST-8 土居海域ST-1		3 II	1	"	"	0.10 ~ 0.09 ~	0.20	0 / 12	0.15 0.17		0.009 ~ 0.011 ~	0.024 0.027	0 / 12	0.015	
	土居海域ST-2	605 - 2	2 II	1	"	"	0.09 ~	0.21	0 / 12	0.17		0.011 ~	0.027	1 / 12	0.016	1
	土居海域ST-3 土居海域ST-4		3 II 4 II	1	"	"	0.09 ~ 0.10 ~	0.15	0 / 12	0.12		0.009 ~ 0.008 ~	0.025	0 / 12		
	土居海域ST-5	605 - 5	5 II	1	"	"	0.08 ~	0.15	0 / 12	0.12		0.009 ~	0.022	0 / 12	0.015	
	土居海域ST-6 新居浜海域ST-1	605 - 6 610 - 1	6 II 1 II	1	"	"	0.08 ~ 0.11 ~	0.15	0 / 12 0 / 12	0.11 0.15		0.009 ~ 0.010 ~	0.021	0 / 12		
	新居浜海域ST-2	610 - 2	2 II	1	"	"	0.10 ~	0.20	0 / 12	0.15		0.009 ~	0.025	0 / 12	0.017	
燧灘中西部	新居浜海域ST-3 新居浜海域ST-4		3 II 4 II	1	"	"	0.13 ~ 0.13 ~	0.26	0 / 12 0 / 12	0.17 0.18	0.17	0.011 ~ 0.010 ~	0.033	0 / 12		0.017
处殊中四印	新居浜海域ST-6 新居浜海域ST-12	610 - 5 610 - 6	5 II 6 II	1	"	"	0.09 ~ 0.09 ~	0.30 0.23	0 / 12 0 / 12	0.17 0.16	0.17	0.009 ~ 0.008 ~	0.035 0.025	0 / 12		0.017
	新居浜海域ST-14		7 II	1	"	"	0.09 ~	0.23	1 / 12	0.16		0.009 ~	0.050	1 / 12		
	西条海域ST-2 西条海域ST-3	615 - 1 615 - 2	+=	1	"	"	0.11 ~ 0.14 ~	0.32	1 / 12	0.20		0.009 ~ 0.015 ~	0.021	2 / 12		-
	西条海域ST-7	615 - 3	3 II	1	"	"	0.12 ~	0.57	2 / 12	0.24		0.014 ~	0.036	2 / 12	0.024	1
	西条海域ST-8 東予海域ST-1	615 - 4 619 - 1	4 II 1 II	1	"	"	0.14 ~ 0.17 ~	0.19	0 / 12 0 / 12	0.16		0.009 ~ 0.015 ~	0.027	0 / 12		
	東予海域ST-5 東予海域ST-8		2 II 3 II	1	"	"	0.10 ~ 0.13 ~	0.28	0 / 12 0 / 12	0.21 0.21		0.013 ~ 0.012 ~	0.029 0.027	0 / 12		
	東ア海域ST-8 今治海域ST-1	632 -	_	1	"	"	0.08 ~	0.30	0 / 12	0.21		0.012 ~	0.027	0 / 12	_	
燧灘北西部	今治海域ST-2 今治海域ST-3		2 II 3 II	1	"	"	0.09 ~ 0.08 ~	0.15 0.15	0 / 12 0 / 12	0.11 0.11	0.11	0.010 ~ 0.012 ~	0.027 0.027	0 / 12		0.018
WENE AD ED UIT	今治海域ST-4	632 - 4	4 II	1	"	"	0.09 ~	0.14	0 / 12	0.11		0.012 ~	0.026	0 / 12	0.018	1
	今治海域ST-5 波方・大西・菊間海域ST-1	632 - 5 628 - 1	5 II 1 II	1	"	"	0.08 ~ 0.09 ~	0.14	0 / 12	0.10 0.10		0.011 ~	0.025	0 / 12		
	波方·大西·菊間海域ST-2	628 - 2	2 II	1	"	"	0.08 ~	0.12	0 / 4	0.09		0.010 ~	0.020	0 / 4	0.015	1
	波方·大西·菊間海域ST-3 波方·大西·菊間海域ST-4		3 II 4 II	1	"	"	0.08 ~ 0.08 ~	0.12	0 / 4	0.10		0.011 ~ 0.011 ~	0.021	0 / 4		1
	波方·大西·菊間海域ST-5		5 II	1 1	"	"	0.09 ~	0.12	0 / 4	0.10		0.011 ~ 0.011 ~	0.021	0 / 4		
	波方·大西·菊間海域ST-6 波方·大西·菊間海域ST-7	628 - 30	II (1	"	"	0.08 ~ 0.08 ~	0.12 0.13	0 / 4	0.10 0.10		0.010 ~	0.021 0.022	0 / 4	0.015	1
	北条海域ST-1 北条海域ST-2	628 - 3 628 - 8	_	1	"	"	0.09 ~ 0.09 ~	0.17	0 / 6	0.11		0.015 ~ 0.015 ~	0.022	0/6		
	北条海域ST-3	628 - 9) II	1	"	"	0.10 ~	0.14	0 / 6	0.11		0.017 ~	0.022	0 / 6	0.019	1
	北条海域ST-4 松山海域ST-1	628 - 31 628 - 10		1	"	"	0.09 ~ 0.10 ~	0.14	0 / 6	0.10 0.14		0.015 ~ 0.016 ~	0.022	1/6		1
	松山海域ST-3	628 - 11		1	"	"	0.08 ~ 0.09 ~	0.24	0 / 6	0.13		0.015 ~ 0.016 ~	0.032	1/6		
	松山海域ST-4 松山海域ST-7	628 - 12 628 - 13		1	"	"	0.09 ~	0.15 1.2	0 / 6	0.11		0.016 ~ 0.017 ~	0.024	1/6		
	松山海域ST-11 松山海域ST-12	628 - 14 628 - 15		1	"	"	0.07 ~ 0.07 ~	0.20	0 / 6	0.13 0.11		0.017 ~ 0.017 ~	0.026	0 / 6		-
伊予灘一般	松山海域ST-13	628 - 16	3 II	1	11	"	0.07 ~	0.19	0 / 6	0.12	0.14	0.017 ~	0.026	0 / 6	0.020	0.017
	松前海域ST-1 松前海域ST-2	628 - 17 628 - 18	_	1	"	"	0.12 ~ 0.15 ~	0.28	0 / 4	0.17		0.013 ~ 0.015 ~	0.021	0 / 4		
	伊予海域ST-1	628 - 19	I (1	"	"	0.09 ~	0.22	0 / 4	0.13		0.011 ~	0.024	0 / 4	0.016	
	伊予海域ST-2 伊予海域ST-3	628 - 20 628 - 32		1	"	"	0.08 ~ 0.08 ~	0.18	0 / 4	0.11		0.010 ~ 0.010 ~	0.024 0.021	0 / 4		
	双海海域ST-1 双海海域ST-2	628 - 21 628 - 22		1	"	"	0.09 ~ 0.09 ~	0.19 0.24	0 / 4	0.12 0.14		0.010 ~ 0.010 ~	0.019	0 / 4		
	長浜海域ST-1	628 - 23	3 II	1	"	"	0.10 ~	0.17	0 / 4	0.14		0.010 ~	0.017	0 / 4	0.014	1
	長浜海域ST-2 長浜海域ST-3	628 - 24 628 - 25		1	"	"	0.16 ~ 0.12 ~	0.20	0 / 4	0.18 0.29		0.011 ~	0.019	0 / 4	0.010	ł
	長浜海域ST-4	628 - 26	3 II	1	"	"	0.11 ~	0.20	0 / 4	0.16		0.011 ~	0.017	0 / 4	0.014	
	長浜海域ST-5 伊方海域ST-1	628 - 33 628 - 27		1	"	"	0.11 ~ 0.12 ~	0.30	0 / 4	0.19		0.010 ~ 0.011 ~	0.018	0 / 4		
	三崎海域ST-1 瀬戸海域ST-1	628 - 28 628 - 28		1	"	"	0.09 ~ 0.10 ~	0.18 0.17	0 / 4	0.14 0.14		0.010 ~ 0.010 ~	0.018	0 / 4		
	瀬戸海域ST-3	628 - 34	4 II	1	"	"	0.09 ~	0.20	0 / 4	0.15		0.009 ~	0.019	0 / 4	0.014	
宇和海一般	伊方海域ST-2 伊方海域ST-3		3 II 4 II	1	"	"	0.13 ~ 0.15 ~	0.28	0 / 4	0.21 0.18		0.010 ~ 0.013 ~	0.017			
	伊方海域ST-4	631 - 5	5 II	1	"	"	0.16 ~	0.24	0 / 4	0.19		0.011 ~	0.022	0 / 4	0.016	
	三崎海域ST-2 三崎海域ST-3	631 - 1 631 - 34	1 II 4 II	1	"	"	0.12 ~ 0.12 ~	0.24	0 / 4	0.17 0.18		0.009 ~ 0.010 ~	0.018 0.018			1
	瀬戸海域ST-2 八幡浜・保内海域ST-1	631 - 2 631 - 6	2 II 3 II	1	"	"	0.14 ~ 0.18 ~	0.45 0.61	1 / 4	0.23 0.31		0.009 ~ 0.016 ~	0.045 0.041	1/4		1
	八幡浜·保内海域ST-2	631 - 7	7 II	1	"	"	0.15 ~	0.38	1 / 4	0.26		0.015 ~	0.025	0 / 4	0.019	1
	八幡浜·保内海域ST-3 八幡浜·保内海域ST-4		3 II 9 II	1	"	"	0.17 ~ 0.15 ~	0.68	1 / 4	0.32		0.016 ~ 0.019 ~	0.033	0 / 4		1
	八幡浜·保内海域ST-6	631 - 10	II (1	"	"	0.23 ~	0.44	2 / 4	0.33		0.019 ~	0.035	1 / 4	0.026	1
	八幡浜・保内海域ST-7 三瓶海域ST-1	631 - 35 631 - 11		1	"	"	0.16 ~ 0.15 ~	0.40 0.27	1 / 4 0 / 4	0.25 0.22		0.013 ~ 0.019 ~	0.018 0.027	0 / 4		1
	三瓶海域ST-2 三瓶海域ST-3	631 - 12 631 - 13		1 1	"	"	0.17 ~ 0.16 ~	0.28	0 / 4	0.21 0.21		0.017 ~ 0.017 ~	0.025 0.048	0 / 4	+	-
	明浜海域ST-1	631 - 14	4 II	1	"	"	0.13 ~	0.27	0 / 4	0.19		0.013 ~	0.019	0 / 4	0.016	1
	明浜海域ST-2 明浜海域ST-3	631 - 15 631 - 16	5 II 6 II	1	"	"	0.13 ~ 0.15 ~	0.25	0 / 4	0.21	0.21	0.014 ~ 0.013 ~	0.020			0.018
	明浜海域ST-4	631 - 17	7 II	1	"	"	0.13 ~	0.26	0 / 4	0.19		0.013 ~	0.019	0 / 4	0.017	1
	吉田海域ST-1 吉田海域ST-2	631 - 18 631 - 19		1	"	"	0.12 ~ 0.15 ~	0.16 0.22	0 / 4	0.14 0.19		0.010 ~ 0.017 ~	0.018 0.026	0 / 4		1
	吉田海域ST-3 宇和島海域ST-3	631 - 20 631 - 21		1 1	"	"	0.14 ~ 0.19 ~	0.27	0 / 4	0.19 0.22		0.014 ~ 0.022 ~	0.025 0.032	0 / 4		-
	宇和島海域ST-4	631 - 22	2 II	1	"	"	0.13 ~	0.18	0 / 4	0.15		0.013 ~	0.019	0 / 4	0.017	1
	宇和島海域ST-5 宇和海津島海域ST-1	631 - 36 631 - 23		1	"	"	0.15 ~ 0.16 ~	0.19 0.25	0 / 4	0.17 0.21		0.011 ~ 0.013 ~	0.020	0 / 4		ł
	宇和海津島海域ST-2	631 - 24	4 II	1	"	"	0.16 ~	0.33	1 / 4	0.25		0.021 ~	0.039	1/ 4	0.027	1
	宇和海津島海域ST-3 内海御荘海域ST-1	631 - 25 631 - 26		1	"	"	0.16 ~ 0.10 ~	0.23	0 / 4	0.19		0.018 ~ 0.007 ~	0.025	0 / 4		ł
	内海御荘海域ST-2	631 - 27	7 II	1	"	"	0.08 ~	0.13	0 / 4	0.11		0.007 ~	0.015	0 / 4	0.011	1
	内海御荘海域ST-3 内海御荘海域ST-4	631 - 28 631 - 29) II	1	"	"	0.13 ~ 0.13 ~	0.36 0.22	1 / 4 0 / 4	0.20 0.15		0.014 ~ 0.010 ~	0.019 0.016	0 / 4	0.014	1
	内海御荘海域ST-5	631 - 37	7 II	1	"	"	0.13 ~	0.16	0 / 4	0.15	l	0.007 ~	0.014	0 / 4	0.011	1

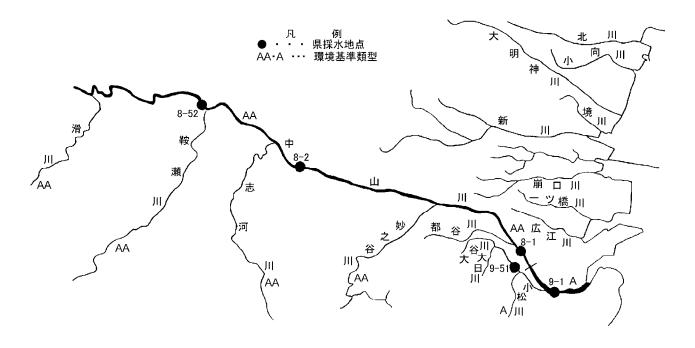
資料3-11 水質調査地点図 別図-1 銅山川水系



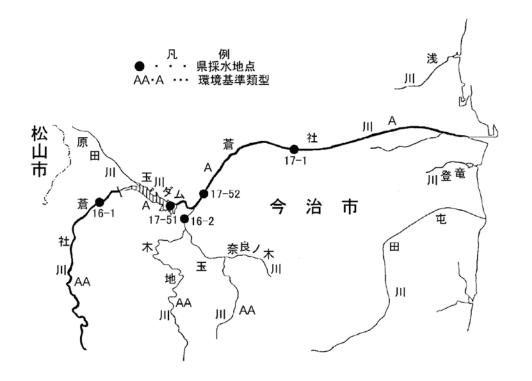
別図-2 加茂川水系



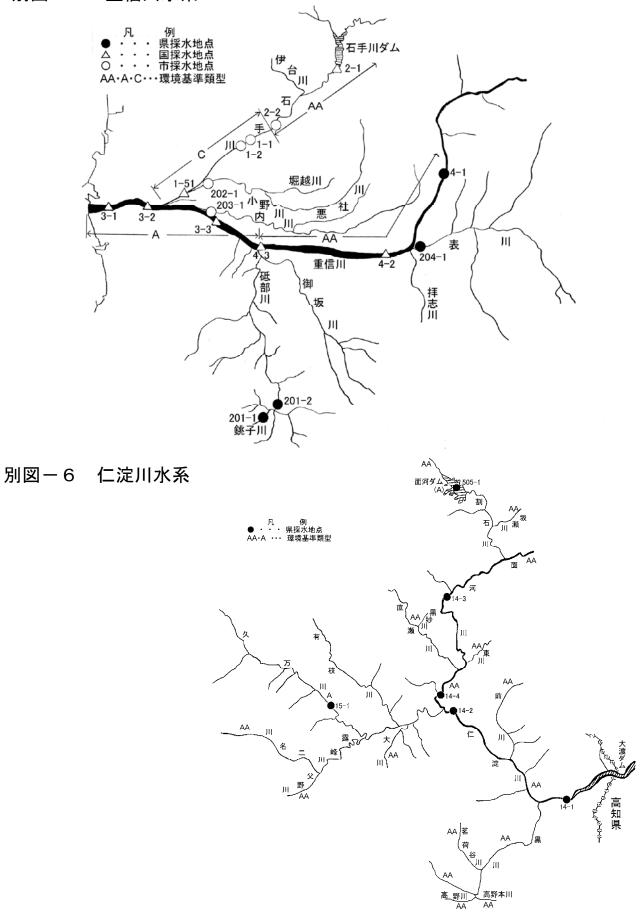
別図-3 中山川水系



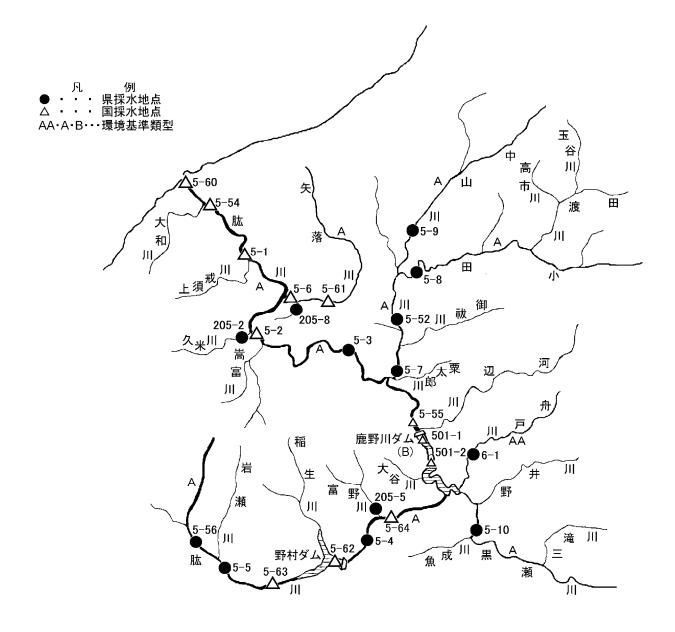
別図-4 蒼社川水系



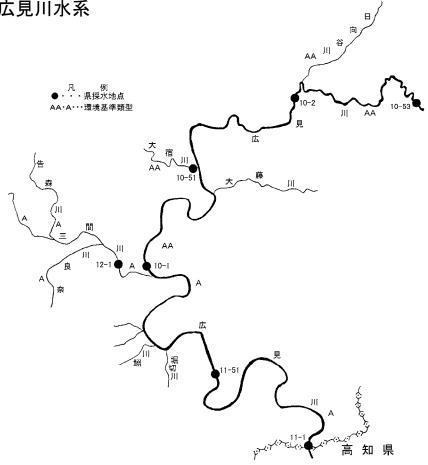
別図-5 重信川水系



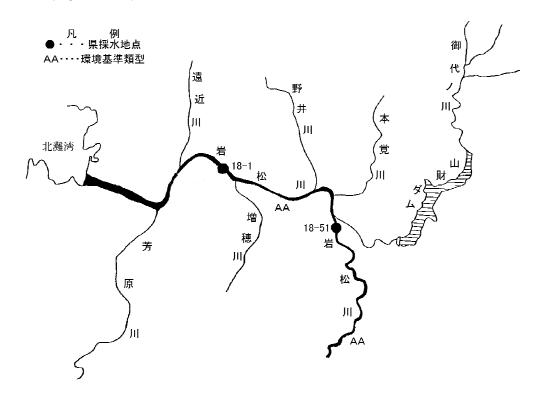
別図-7 肱川水系



別図-8 広見川水系



別図-9 岩松川水系



別図-10 四国中央海域

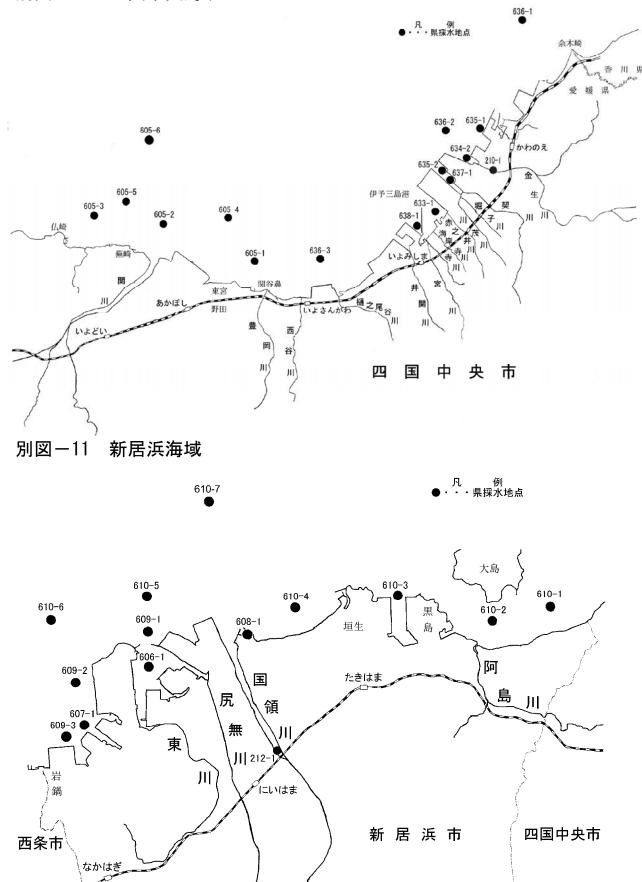
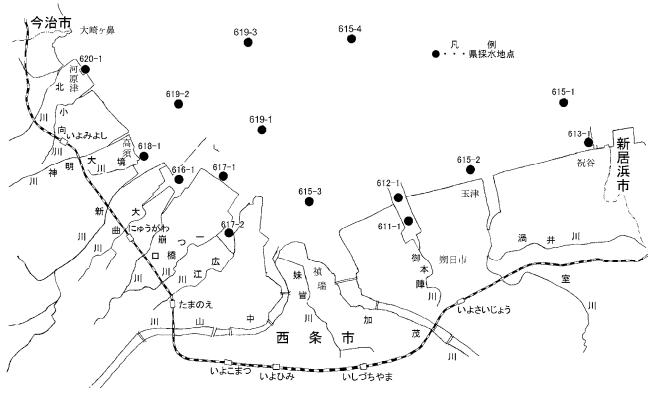
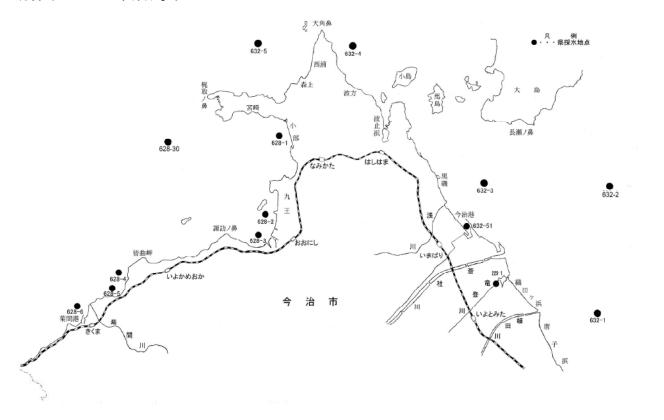
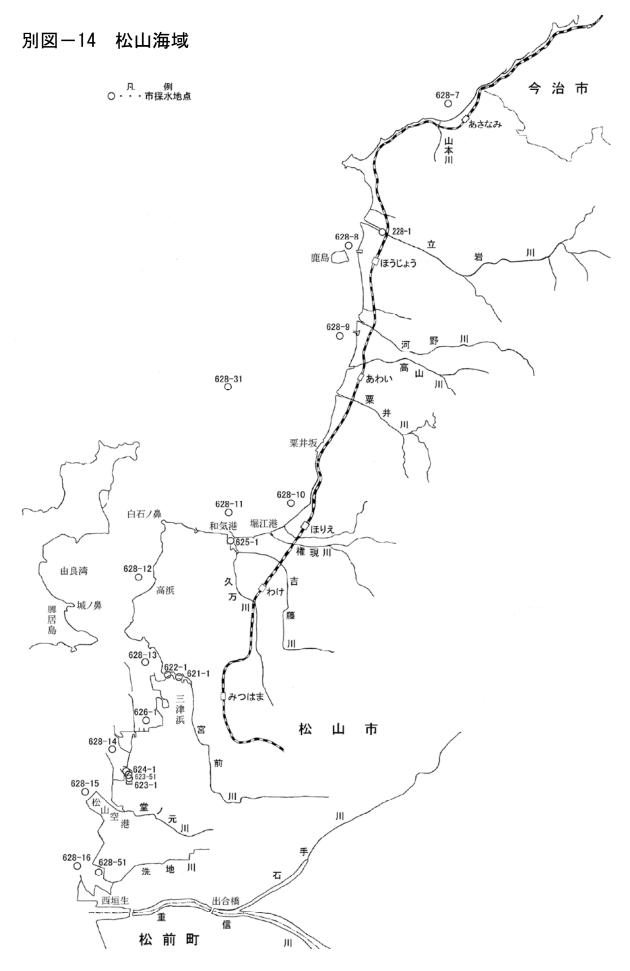


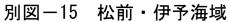
図-12 西条海域

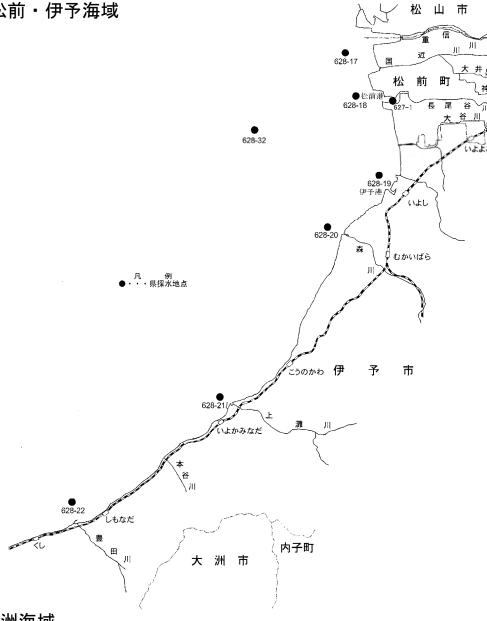


別図-13 今治海域

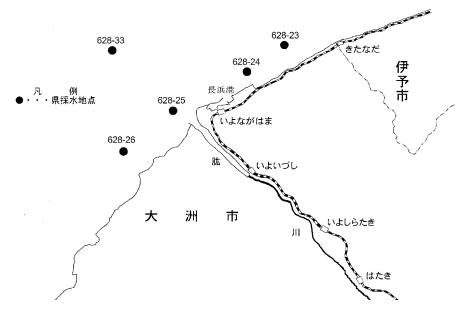




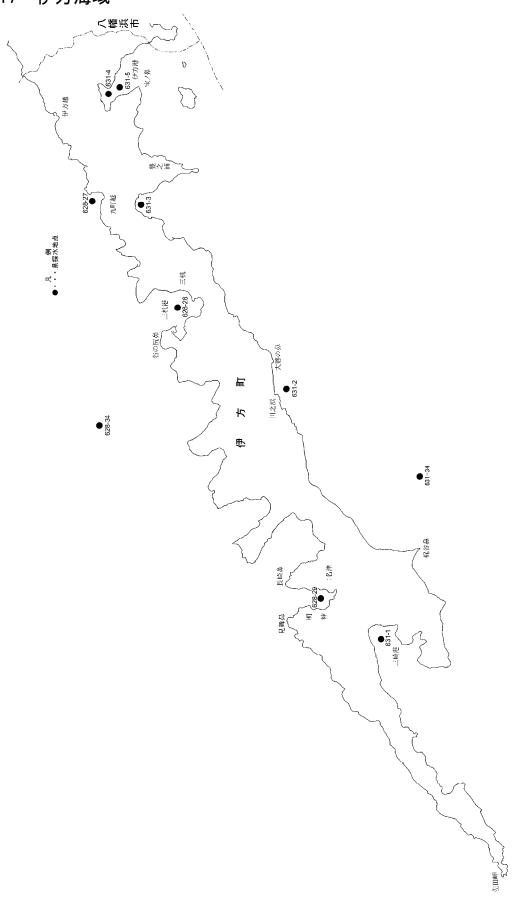




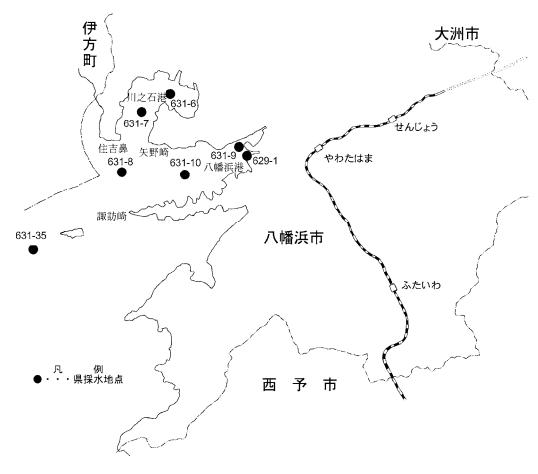
別図-16 大洲海域



別図-17 伊方海域



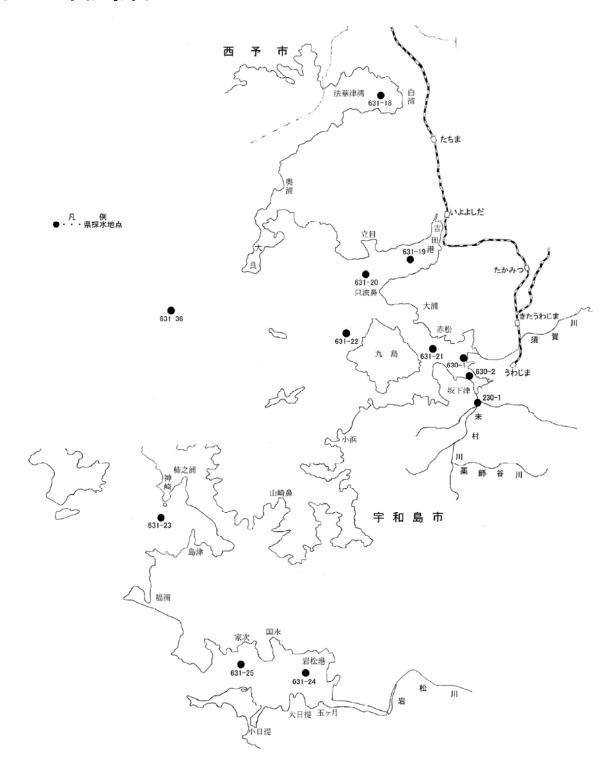
別図-18 八幡浜海域



別図-19 西予海域



別図-20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料3-12 地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査 (定期モニタリング調査) 〇調査項目: 砒素(環境基準: 0.01mg/l以下)

〇嗣宜項日:伽糸 (環境基準:0.01111g/ (以下)							
	調査	環境 基準	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]				
調査地域	地点数		砒素				
今治市	1	1	0. 015				
上島町	1	0					
宇和島市	1	0					
合計	3	1	0. 015				

〇調査項目:有機塩素系 テトラクロロエチレン(環境基準:0.01mg/Q以下)

調査地域	調査地点数	環基超地数	環境基準超過項目 [測定値(mg/Q)]
四国中央市	2	0	
新居浜市	3	0	
西条市	1	0	
今治市	2	0	
東温市	3	0	
松山市	8	1	0. 015
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	24	1	0. 015

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環基超地数 数	環境基準超過項目	環境基 準超過 測定値 (mg/l)
四国中央市	2	0		
新居浜市	1	0		
西条市	2	0		
今治市	5	0		
上島町	2	0		
松山市	12	0		
松前町	2	0		
伊予市	2	0		
久万高原町	2	0		
内子町	1	0		
大洲市	1	0		
伊方町	2	0		
八幡浜市	1	0		
西予市	2	0		
宇和島市	3	0		
愛南町	1	0		
鬼北町	1	0		
合計	42	0		

〇調査項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(環境基準:10mg/l以下)

調査地域	調査地点数	環基超 地 数	環境基準超過項目 [測定値(mg/Q)] 硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	0	
今治市	14	9	11~18
上島町	4	2	19~27
東温市	4	0	
松山市	9	6	11~24
松前町	1	1	16
砥部町	2	1	25
伊予市	4	2	12~18
内子町	1	1	21
大洲市	1	0	
伊方町	2	1	18
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	0	
宇和島市	1	0	
愛南町	1	0	
合計	49	24	11~27

資料3-13 水浴場の水質調査結果

貝付 0 10 小	資料 3 - 13 水俗場の水質調質結果					70 十尺					
				シーズン前					シーズン中		
名 称	市町村	ふん便性	COD	透明度		水質	ふん便性	COD	透明度		水質
		大腸菌群数	(mg/ℓ)	(m)	油膜	判定	大腸菌群数	(mg/ℓ)	(m)	油膜	判定
		(個/100ml)					(個/100ml)				
余木崎	四国中央市	3	2. 5	>1	なし	水質B	<2	2.0	>1	なし	水質AA
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	4	2. 2	>1	なし	水質B	<2	1.6	>1	なし	水質AA
マリンパーク新居浜	新居浜市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	2. 9	>1	なし	水質B
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	1. 9	>1	なし	水質AA	<2	2.6	>1	なし	水質B
志島	今治市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	28	2.6	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
大角海浜公園	今治市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	2	1.3	>1	なし	水質A
伯方ビーチ	今治市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	6	2.2	>1	なし	水質B
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
松原	上島町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
御三戸 (河川)	久万高原町	<2	1.8	>1	なし	水質AA	12	1.2	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
須賀	伊方町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	4	1.9	>1	なし	水質A
ムーンビーチ井野浦	伊方町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	6	1.6	>1	なし	水質A
川之浜	伊方町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	3	1.8	>1	なし	水質A
大早津	西予市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.7	>1	なし	水質AA	4	1.4	>1	なし	水質A
鹿島	愛南町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	88	1.1	>1	なし	水質A	23	1.7	>1	なし	水質A
鷲ヶ巣	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	4	1.5	>1	なし	水質A
長浜海岸	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA

- 1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質 C」、「不適」を判定し、「水質AA」又は「水質A」であるものを「適」、「水質B」又は「水質C」であるものを「可」とする。各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」である水浴場を「水質A」、「水質B」である水浴場を「水質B」とし、それ 以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
LEGA		不検出	油井が到 よと しょい	2mg/Q以下	全透		
適	水質AA	(検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	(湖沼は3mg/Q以下)	(または1m以上)		
旭	水質A	100/⊞ /100017 🛣	油膜が認められない	2mg/Q以下	全透		
	小貝 A	100個/100m0以下	個膜が認められない	(湖沼は3mg/Q以下)	(または1m以上)		
可	水質B	400個/100m0以下	常時は油膜が認められない	5mg/Q以下	1m未満~50cm以上		
HJ	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/Q以下	1m未満~50cm以上		
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/Qを超えるもの	50cm未満※		

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

- 2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。
- (1)「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100m ℓ を超える測定値が1以上あるもの。 (2)油膜が認められたもの。

県内の主要水浴場における放射性物質等の調査結果について

単位:マイクロシーベルト毎時

番号	水浴場名	市町名	空間放射線量率						海水等中の放射性物質 (セシウム134,セシウム137,ヨウ素131)
			測定日	測定時間	天候	地面高1cm	地面高50cm	地面高1m	結果 (表層及び下層)
1	余木崎	四国中央	6/30	14:12	晴	0.058	0.053	0.052	不検出
2	寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央	6/30	13:03	晴	0.070	0.061	0.065	不検出
3	マリンパーク新居浜	新居浜市	6/30	11:10	晴	0.074	0.070	0.069	不検出
4	国民休暇村瀬戸内東予	今治市	7/1	9:50	雨	0.075	0.071	0.069	不検出
_	志島(南)	今治市	7/1	10:30	雨	0.079	0.071	0.067	不検出
5	 志島 (北)	今治市	7/1	11:05	雨	0.076	0.069	0.069	不検出
6	唐子浜	今治市	7/1	11:40	雨	0.080	0.069	0.067	不検出
7	大角海浜公園	今治市	7/1	13:15	曇	0.071	0.065	0.064	不検出
8	伯方ビーチ	今治市	7/1	17:05	曇	0.076	0.068	0.068	不検出
9	沖浦ビーチ	今治市	7/1	16:10	晴	0.066	0.056	0.062	不検出
10	台	今治市	7/1	12:45	曇	0.086	0.081	0.081	不検出
11	多々羅キャンプ場	今治市	7/1	14:15	晴	0.086	0.080	0.081	不検出
12	松原	上島町	7/1	10:45	曇	0.064	0.058	0.059	不検出
13	御三戸(河川)	久万高原町	7/4	13:05	曇	0.099	0.085	0.082	不検出
14	五色姫海浜公園	伊予市	6/30	13:25	晴	0.057	0.055	0.055	不検出
15	ふたみシーサイド公園	伊予市	6/30	11:08	晴	0.067	0.068	0.062	不検出
16	長浜	大洲市	6/30	9:50	晴	0.030	0.031	0.026	不検出
17	須賀	伊方町	7/1	14:31	曇	0.028	0.024	0.027	不検出
18	ムーンビーチ井野浦	伊方町	7/1	13:00	晴	0.036	0.030	0.030	不検出
19	川之浜	伊方町	7/1	13:56	曇	0.020	0.020	0.020	不検出
20	大早津	西予市	7/1	9:45	曇	0.066	0.062	0.059	不検出
21	須ノ川 (北)	愛南町	7/5	13:50	晴	0.081	0.072	0.069	不検出
21	 須ノ川 (南)	愛南町	7/5	13:20	晴	0.093	0.078	0.076	不検出
22	鹿島	愛南町	7/5	11:20	晴	0.080	0.076	0.074	不検出
00	堀江(No1)	松山市	7/5	11:15	晴	0.060	0.055	0.050	不検出
23	堀江(No2)	松山市	7/5	10:31	晴	0.072	0.065	0.065	不検出
24	鷲ヶ巣	松山市	7/6	9:57	璺	0.065	0.060	0.060	不検出
25	相子の浜	松山市	7/6	9:23	雨	0.053	0.046	0.045	不検出
26	鹿島	松山市	7/7	13:50	曇	0.076	0.071	0.067	不検出
27	立岩海岸	松山市	7/6	11:38	曇	0.061	0.052	0.053	不検出
28	長浜海岸	松山市	7/6	12:08	曇	0.075	0.071	0.073	不検出
29	姫ヶ浜	松山市	7/7	10:20	雨	0.090	0.084	0.086	不検出

(空間放射線量率の測定について)

- ※ 測定方法:環境省の指針に基づき、NaI(TI)シンチレーションサーベイメータを使用
- ※ 測定結果: 県原子カセンターが本年4月~6月に実施した、サーベイメータによる広域エリア調査結果(0.025~0.086マイクロシーベルト毎時)と同程度の値であった。
- ※ その他:地点により、地質等由来の自然放射線量が異なることから、測定結果にばらつきが見られる。

(海水等中の放射性物質の測定について)

- ※採水日:各水浴場の空間放射線量率の測定日と同日。
- ※ 測定方法:環境省の指針に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、2000秒間測定した。

資料3-14 ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針超過数	検出 検体数	調査検体数	検出濃度 (mg∕ℓ)	環 境 省 暫定指針値 (mg/ <i>ℓ</i>)
	ショットカン	0	0	1	検出されず	0.05
殺虫	スミチオン乳剤	0	0	1	検出されず	0.03
剤	ダイアジノン乳剤	0	0	3	検出されず	0.05
	リラークDF	0	0	1	検出されず	0.8
	イカルカ [*] 35DF	0	0	2	検出されず	0.5
	クルセイタ゛ーフロアフ゛ル	0	0	1	検出されず	0.77
	芝美人フロアフェル	0	0	1	検出されず	_
	シバンバEXフロアブル	0	0	2	検出されず	4.7
	セレンターフ顆粒水和剤	0	0	3	検出されず	1.4
殺	ターフトップ゜DF	0	0	1	検出されず	_
菌	トップ゜ク゛ラスト゛ライフロアフ゛ル	0	0	3	検出されず	3
剤	トップティ水和剤	0	0	1	検出されず	3
	「ツノ ノイ/八十月月」	0	U	1	検出されず	0.5
	トップパスター顆粒水和剤	0	0	1	検出されず	3
	バナーマックス液剤	0	0	1	検出されず	0.5
	プルーテンス	0	0	1	検出されず	3
) W) V)	U	U	1	検出されず	23
	アーシラン液剤	0	0	4	検出されず	2
	イテトッププロアブル	0	0	3	検出されず	_
	ウェイアップ。フロアフ゛ル	0	0	5	検出されず	1
	カーフ・水和剤	0	0	6	検出されず	0.5
	クサフ゛ロック	0	0	4	検出されず	_
除	ザイトロアミン液剤	0	0	1	検出されず	0.06
草	シバゲンDF	0	0	4	検出されず	0.3
剤	ディクトラン乳剤	0	0	1	検出されず	0.095
	ハイメト・ウ水和剤	0	0	1	検出されず	0.07
	ハ゛リケート゛フロアフ゛ル	0	0	1	検出されず	-
	フルハウスフロアブル	0	0	3	検出されず	0.24
	モニュメント顆粒水和	0	0	5	検出されず	-
	ラポ。ストフロアフ゛ル	0	0	1	検出されず	0.07

資料3-15 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ロ)掘さく 用の泥水分離施設
1 Ø 2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(n)洗浄施設 (洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ) ろ 過施設、(お)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン 酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設 (流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設 (流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18 Ø 2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18 Ø 3	たばこ製造業	(4)水洗式脱臭施設、(1)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ) 精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そ う、(ト)染色施設、(チ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21 の 3	合板製造業	接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)砕木機、(ニ)蒸解施設、 (ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、

		(ト)漂白施設、(チ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(メ)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23 Ø 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現 像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破砕施設、(コ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの 製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設 のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施 設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品 製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ハ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(メ)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(小ベンゼン類硫酸洗浄施設、(い)静置分離器、(い)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸りゅう施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施 設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(コ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(メ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ロ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸りゅう施設、(ロ)分離施設、(イ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(小洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ロ)アクリロニトリル 製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ)アセトアル デヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリ レンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ハ)アルキル ベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)

		イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び
		硫酸濃縮施設、(f)エチレンオキサイド又はエチレングリコー
		ルの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(リ)2-エチ
		ルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設
		のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(ス)シクロヘキサノ
		ン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル)トリ
		レンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、
		ガス冷却洗浄施設、(オ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、
		酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅ
		う施設、(ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコール
		のけん化器、(カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気
		凝縮施設、(3)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のう
		ち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(タ)廃ガス洗浄 施設
38	石けん製造業	(イ)原料精製施設、(ロ)塩析施設
39	硬化油製造業	(分脱酸施設、(小)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)石灰づけ施設、(イ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(分原料処理施設、(中)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(介水洗施設、(の)ろ過施設、(ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(コ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)分離施設、(ニ)混合施設、
		(お)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(イ)脱塩施設、(ロ)原油常圧蒸りゅう施設、(ハ)脱硫施設、(ロ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(お)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの	直接加流施設
	製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品	
	製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴ	ラテックス成形型洗浄施設
	ム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド	
	製造業	
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)タンニンづけ施設、(ロ)クロム浴施設、(ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研摩洗浄施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設、(ロ)成型機、(ハ)水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	(4)水洗式破砕施設、(1)水洗式分別施設、(1)酸処理施設、(二)
		脱水施設

59	砕石業	(4)水洗式破砕施設、(0)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延
		施設、白焼入れ施設、は湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設(溶融塩電解施設を除く。)、(ハ)焼入
		れ施設、白水銀精製施設、休廃ガス洗浄施設、へ湿式集じん
		施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛
		電極の化成施設、仁水銀精製施設、休廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 Ø 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化
		水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(小沈でん施設、(中)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗たく施設、(ハ)入浴施設
66 Ø 3	共同調理場に設置	ちゅう房施設(総床面積が 500m²未満を除く。)
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が 360m² 未満を除く。)
66の5	飲食店	ちゅう房施設(総床面積が 420m² 未満を除く。)
66 の 6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設(総床面積が 630m²未満を除く。)
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、そ	ちゅう房施設(総床面積が 1,500m²未満を除く。)
	の他の飲食店	
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(病床数が 300 以上の病院)	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	(4)卸売場、(1)仲卸売場
69 Ø 3	地方卸売市場	(4)卸売場、(1)仲卸売場
70		廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3
		条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が800m²未満を除く。)
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメ
		タンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメ
		タンの蒸りゅう施設
72		し尿処理施設(500人以下を除く。)
73		下水道終末処理施設
74		- 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるもの
		を除く。)の処理施設
指定地域	、 以特定施設(施行令第3条の2)	政令で指定された地域において、特定施設となる施設。
		(201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽)

資料3-16 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目(有害物質)

[単位:mg/0]

項目	が、沙及 びその化 合物	シアン化 合物	有機烽化 合物 (注1)	鉛及びそ の化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合 物	水銀及びアルル水銀その他の水銀化合物	アルキル 水銀化合 物	ポリ塩化	トリクロロエチレン
排出水(許容限度)	カド ミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出され ないこと	0.003	0.3
地下浸透水(許容限度)	0.001	0. 1	0. 1	0.005	0.04	0.005	0. 0005	0. 0005	0. 0005	0.002

項目	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン	四塩化 炭素	1, 2- ジ クロロエタン	1, 1-ジ クロ ロエチレン	シスー1, 2-ジ クロロエチレン	1, 1, 1-トリ クロロエタン	1, 1, 2-トリ クロロエタン	1, 3-ジ クロ ロプ ロペ ン	チウラム
排出水 (許容限度)	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0. 4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水(許容限度)	0. 0005	0.002	0. 0002	0. 0004	0.002	0.004	0. 0005	0. 0006	0. 0002	0. 0006

項目	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン及 びその化 合物		素及び 比合物		素及び L合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及 び硝酸化合物
排出水(許容限度)	0.03	0.2	0. 1	セレン 0.1	海域以外 ほう素 10	海域 ほう素 230	海域以外 ふっ素 8	海域 ふっ素 15	100 (注2)
地下浸透水(許容限度)	0. 0003	0.002	0.001	0. 002		. 2		2	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

- 注1:パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 注2:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
- 注3:1,1-ジクロロエチレンについては、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年10月28日公布)が平成23年11月 1日から施行されたことに伴い、従来の0.2 mg/0から1mg/0に変更された。

生活環境項目の保全に関する項目

〔単位: p Hは一、その他はmg/0〕

項目		ナン濃度 H)		酸素要求量 OD)		素要求量 OD)		<u>物質量</u> S)
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活環境項目の保全に関する項目(特殊項目)

[単位:大腸菌群数は個/cm3、その他はmg/0]

項目	油類含有	/////////////////////////////////////	7ェ/一ル類 含有量	銅含有量	亜鉛 含有量**	溶解性 鉄含有 量	溶解性マンガン含 有量	加含有量	大腸菌群数	空素	含有量	りん言	含有量
許容	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間 平均	最大	日間 平均
限度	5	30	5	3	2	10	10	2	3,000	120	60	16	8

[※] 亜鉛含有量については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が、平成23年12月11日に施行されたことに伴い、金属鉱業など3業種に属する特定事業場については、平成28年12月10日まで暫定排水基準(5mg/0)が設定される。

総量規制基準の算出に用いるC値 資料3-17

日告示 28 平成24年2月

(1) 化学的酸素要求量

 $Lc=(Cco\cdot qco+Cci\cdot qci+Ccj\cdot qcj)\times 10^{-3}$ Lc:総量規制基準=CODの許容排出負荷量(kg/H) Cc (Cco)、Cci、Ccj:業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 [CODに係る総量規制基準の算定方法] $Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ または

30

40

40

水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩土・塩蔵品製造業を含む。)

冷凍水産食品製造業

冷凍水産物製造業

30 30 30 40 30 30 30

30

09

野菜缶詰,果実缶詰,農産保存食料品 製造業 野菜漬物製造業

15 16 17 18 19 20 30 30 40

生菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業

米菓製造業

40 30 30 40 40 40

砂糖精製業 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 小麦粉製造業 パン製造業

40

20 20 30 40 20

20 20 30 40

しょう油・食用アミノ酸製造業 うま味調味料製造業

味そ製造業

ソース製造業

食酢製造業

30 30 30 90 40 30

40

40

パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)

植物油脂製造業 食用油脂加工業 動物油脂製造業

100

110

ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業

穀類でんぷん製造業

20 30

20

40

9 9 9

30 20 40 30

30 20 30

30 20 30 30 30

をう物 菜製造業のうち煮豆の製造に係

あん類製造業 冷凍調理食品製造業

豆腐・油揚製造業

麺類製造業

30 30

30 30

30 30

清京飲料製造業 果実酒製造業 ビール製造業 清酒製造業

e P

20

30

30

Ę G

魚内ハム・ソーセージ製造業 水産練製品製造業(前項に掲げる) を除く。)

30 20 20

40 30 30

40 50

水産缶詰・瓶詰製造業

寒天製造業

10 Ξ 12 13 14

 (mg / ℓ)

 $q_{\rm c}(q_{\rm co})$:昭和 55 年 6 月 3 $_0$ 日より前に発生していた工程排出水の量 $({\rm m}^3/{\rm H})$ $q_{\rm ci}$:昭和 55 年 7月 1日から平成 3 年 6月 3 $_0$ 日までに新・増設により増加した工程排出水の量 $({\rm m}^3/{\rm H})$ $q_{\rm cj}$:平成 3 年 7月 1日以降 (- 部の業権については平成 8 年 9月 1日以降)、新・増設により増加した工程排出水の量 $({\rm m}^3/{\rm H})$

3	21	22	23	24	25	26	2.2	2 0	07	67	30	31	32	33		34	35	37	38	39	40			,	41	42	43	11
	_																											
			框								近代の年0日1日以後	一十及の十岁とユエタダーア和労権等の背害とは	「はおんが吹りては」を表している。	加する特定排出水の量	(特定施設の設置又は	構造等の変更により同	日以後新たに指定地域	内事業場となった場合	にあっては、特定排出	水の量) を除く特定排	田水の量(以下「半坂 6年位	8年9月1日間の本原 特勢で依々中に	届受に来の■」 (^ '	しっ。一つのりつは、上ののは、上ののは、一つのでは、一つのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	字的酸素要求量(3)の欄	の値は、30とする。		
			ティ	\	(o)	Con	00	09	20	30	00	07															30	
	1	※素 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	コンコンドング	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(2)	CCI	0/	09	20	40	0.6	2															40	
		元孙 印	ナ (() () () ()) :) :	(1)	022	9	09	20	20	00	2															40	
			※ は から の から の から の から の から の から	大口へ回って田米		*	部 工 工 工 工 工 工 工	天然ガス鉱業	非金属鉱業	部分内・冷凍内製造業又は肉加工品 製治業	* は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・	- 古牧田牧石米															畜産食料品製造業(前2項に掲げるも	しのを除く)
			整理	番号			.73	က	4	2	y	>															7	

るものにあっては、化 学的酸素要求量の欄の 値は、それぞれ同欄の 順序に従い、10、10、 10とする。								精選工程においてドラ ム型洗浄機を使用して いるものにあっては、 化学的酸素要求量(1)の 欄の値は、80とする。		
	20	09	09	20	120	80	40	09	20	80
	20	70	09	50	130	80	50	70	60	06
	20	02	09	20	140	80	09	70	09	06
又はパーティクルボード製造業	木材薬品処理業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの	パルプ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でおもらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程(前工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で大きらしクラフトパルブ製造 当業で未さらしクラフトパルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程を含む。)に係るもの	パルブ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で占紙を原料とするパルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを 除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で占紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの
	75	92	77	78	62	80	81	85	83	84

!	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
\sum	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
恒	配合飼料製造業	20	20	20	
洲	単体飼料製造業	20	20	20	
一	有機質肥料製造業	20	20	20	
*	たばこ製造業	30	20	20	
#	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	
縛のもじ	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。) で整毛工程に係るもの	80	80	02	
첉	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	06	06	06	
篠 工作 朱蓿	機維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加 エその他の染色整理工程に付帯して 行われる加工処理工程(以下この表に おいて「染色整理工程付帯加工処理工程(程)という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	
袖住さる	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	
海 们	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。) に係るもの	06	06	06	
猫 包	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの	09	20	20	
海根 伽	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	20	20	20	
縮色を	繊維工業で繊維構品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	06	06	08	
鎌の	繊維工業で不織布製造工程に係るも の	70	7.0	09	
確も	繊維工業でフェルト製造工程に係る もの	40	40	40	
縫し	繊維工業で上塗りした織物及び防水 した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
権に	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程 に係るもの	40	40	40	
猫で	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
	\mathbb{P}^{1}	40	40	40	
ŲШ	合板製造業(集成材製造業を含む。)	30	30	30	接着機洗浄水を循環す

									黄鉛製造工程を有する ものにあっては、化学 的酸素要求量の欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、60、60、50 とする。	(1) 硫化鉄鉱を原準と する酸化鉄 (鐵準や 解かっ。) 製造工程に あっては、化学的酸 素要 来量の種の値 ほんでかれる 同種の値 原序に従い、70、70、 60とする。 (2) 希硫酸による二酸 化熱 財の洗浄工程 を有する 硫酸製造 工程にあっては、化 学的酸素 要求の 構の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、 50、50、50とする。	 (1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒはできる。
09	30	09	09	30	30	98	20		20	20	40
80	30	20	20	30	30	30	20	20	20	20	09
80	30	20	20	30	30	30	20	20	20	20	60
繊維板製造業(前項に掲げるものを除 く。)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品 製造業 (整理番号76の項から前項まで に掲げるものを除く。)	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	製版業	室素質・りん酸質肥料製造業	複合肥料製造業	化学肥料製造業(前2項に掲げるもの を除く。)	ソーダ工業	電炉工業	無機顔料製造業	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの
96	26	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109

						パルプ製造工程を有す るものにあっては、化 学的酸素要求量(1)の欄 の値は、70とする。						
70	40	20	20	40	40	09	80	20	40	70	40	40
100	40	20	20	40	40	09	06	20	40	7.0	40	40
100	20	30	50	40	09	09	06	20	40	70	40	40
パルブ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業で水材又は古紙以外のものを原 造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプスはサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	業策 (1) 日平均 関語 排 水 量 程に 30,000 立 こ場 方メート もの た以上の もの	(2)	(1) 数SKイも	(2) 井 水 30,000 カメート カメート もので もので もので は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	#K	4111/			411/	411/	É板製造業
ペルプ製造業、 造業で木材又は ₅ 料とするペルプ製	パルプ製造業、洋 造業でグランド、 グランドパルブソ ルパルプを主原* 程(前工程のグラ イナーグランド、 カニカルパルプ のに限る。)に係	パルプ製造業、洋紙 製造業又は板紙製造 業で洋紙製造工程に 係るもの(前項に掲 げるものを除く。)		パルプ製造業、洋紙 製造業又は板紙製造 業で板紙製造工程に 係るもの		機械すき和紙製造業	手すき和紙製造業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業
82	98	87		88		68	06	91	92	93	94	92

石油化学系基礎製品製造業で環式中 50 50 3 間が・台成染料・有機顔料製造工程に 50 20 2 7 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ドの製造工程にあっては、化学的酸素 ש大神の種の値は、 やれぞれ可種の値は、 やれぞれ可種の値は、 そのとする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあるっては、 大製造工程にあっては、 大製造工程にあっては、 が、社工の値は、来 がでれ、「4年的酸素関 たれたが、「4年的酸素関 たれたが、「4年の種の値は、 ただい、140、130、130、130とする。	30 合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要 いては、化学的酸素要 求量の欄の値は、それ ぞれ 同欄の順序に 従 い、190、190、180とする。	20 メチルメタクリレート 樹脂又はアクリロニト リル・ブタジェン・ス チレン共重合樹脂の製 造工程にあっては、化 学的酸素要求量の欄の 値は、それぞれ同糖の 順序に従い、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、	40 (1) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程 にあっては、化学的 酸素 要求量の欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、 50、50とする。 (2) クロロプレンゴム 製造工程にあって は、化学的酸素要求 量の欄の値は、それでれ同欄 をかっている。 は、化学的酸素要求 量の欄の値は、それでもの は、化学的酸素要求 とれ同欄の順序に	50 (1) 有機ゴム薬品製造 工程にあっては、化 学的酸素要求量の 欄の値は、それぞれ
20 30 20		<u>e</u>	2	4.	C
		20	20	40	20
石油化学系基礎製品製造業で環式中間か・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの 石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業でプラス 子ック製造工程に係るもの と製造工程に係るもの を工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間か・合成染料・有機 機筋料製造工程、第一個が・合成染料・有機		20	30	40	50
111 113			石油化学系基礎製品製造業でプラチック製造工程に係るものチック製造工程に係るもの		

	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。						平成8年9月1日前の 株字始記7 仮ス島7 ま	サルル以に示る事にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70	とする。					昭勝トステルマは一ト	nRムク/ 人なコート ロ化合物の製造工程に あっては、化学的酸素 要求量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従 い、60、60、50とする。										潤滑油製造工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の
30	20	30	10	40	40	30	09			30	30	20	20	1		20	110	20	20	20	10	40	130	40	20
30	20	40	10	40	40	40	70		G	30	30	20	09	9.0	0.7	30	110	30	30	20	10	40	170	40	20
30	30	40	10	40	40	40	70		o	30	30	20	09	9.0	0.7	30	120	30	30	20	10	40	170	40	20
レーヨン・アセテート製造業のうちア セテートの製造に係るもの	合成繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	石けん・合成洗剤製造業	界面活性剤製造業(前項に掲げるもの を除く。)	塗料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業		张 七 第一条 二 称 正	医栗品聚剤製 道業	生物学的製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	動物用医薬品製造業	ト	八米域教 但来	農薬製造業	合成香料製造業	香料製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造 業を含む。)	写真感光材料製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	イオン交換樹脂製造業	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	石油精製業
124	125	126	127	128	129	130	131		9	132	133	134	135	136	130	137	138	139	140	142	143	144	145	146	147

					値は、それぞれ同欄の間をに発い、30.30	175	フェロアロイ製造業	20	20	20
					順序に従い、30、30、30、30、30とする。	176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる ものを除く。)	10	10	10
潤滑油製造業(前項に掲げるものを除 30 30 (く。)	30			30	硫酸洗浄工程を有する ものにあっては、化学 的酸素要求量の欄の値	178		20	20	20
					は、それぞれ同欄の順 序に従い、40、40、40 ! ュァ	179		20	20	20
コークス製造業 180 180 90	180)6		C 9 0°	180	冷間圧延業(整理番号185の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20
02 02	7.0		2(181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20
- ブ製造業 10 10 10 N	10		10			182	-	20	20	20
ゴム製品製造業でラテックス成型型	40		40			183		10	10	10
0		+	6	+		184		10	10	10
コム聚品聚古業 (町2頃に掲げるもの) 20 20 20 20 20 20 20 2	02		70			185	\dashv	10	10	10
20 旅へ。	001	+	001	_		186	世 (10	10	10
100 100	001	+		+		187	-	20	20	20
09 09	00	+	00	_		188	_	20	20	20
10 10	10		10			189	めつき鋼管製造業	20	20	20
板ガラス加工業 10 10 10	10		10			190	めつき鉄鋼線製浩業	20	20	20
ガラス製加工素材製造業 10 10 10 10	10		10			191		20	10	10
10 10	10		10				項から前項までに掲げるものを除			
10 10	10	_	10				()			
10 10	10	_	10			192	-	10	10	10
ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製 50 50 50	20		20			193	\dashv	10	10	10
						194	鋳鋼製造業	10	10	10
ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 30 30 30 17るものを除く。)	30		30			195	^{せん} 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号	10	10	10
ガラス・同製品製造業 (整理番号156 10 10 10 00 10 の項から前項までに掲げるもの多除	10		10				197の頃に掲げるものを除く。)			
						196	-	20	10	10
生コンクリート製造業 10 10 10 10	10		10			197	\dashv	10	10	10
コンクリート製品製造業 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	10		10			198	\dashv	10	10	10
セメント製品製造業(前2項に掲げる 10 10 10 ものを除く。)	10		10			199	鉄鋼業 (整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	10	10	10
20 20	20	┝	20			200	\vdash	10	10	10
砕石製造業 20 20 20	20	H	20			201	\vdash	40	40	40
等処理業 20 20	20	H	20			202	H	10	10	10
20 20	20		20							
鉄 10 10 10 10 10 10 10 10	10 10	10		П	一クス炉を右するも	203	一般機械器具製造業	10	10	10
) i		•		_	りにあっては、一个学的	204	電子回路製造業	20	20	20
					酸素要求量の欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、40、30、30	205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気 機械器具製造業又は情報通信機械器	10	10	10
					とする。		具製造業			

20
40
30
20
20

			標準活性活活法その他にれた回程度に下水を を理するにとができる が採まり画展に下水を が強はするにとができる 力法により下水を処理 するものにあっては、 化学的酸素製決量の補 の値は、やれぞれに の値は、なれぞれ。 15とする。				平成18年2月1日以後 に設置したし尿浄化槽 を使用するものにあっ ては、化学的酸素要求 量(1)及び(2)の欄の値 は、30とする。	平成18年2月1日以後 に設置したし尿浄化槽 を使用するものにあっ ては、化学的酸素要求 量(1)及び(2)の欄の値 は、30とする。						業備その他の区分の禰 に規定する表に反応める 構造を有するし限等の 種より 自度にし 尿や治 用することができる 形によりし 家を 処 理す るものに あっては、 学的 酸素 関 表 関 表 し が で さっていい。 で が で さったい。 で が で さったい。 で が で は で に で で が で に で で が で に で で に で に で に で
10	10	20	20	20	20	30	30	30	30	30	09	20	30	30
10	10	20	20	20	30	40	40	40	40	40	09	20	30	30
10	10	20	20	30	30	20	50	50	40	40	09	20		30
輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業	ガス製造工場	下水道業	空瓶卸売業	共同調理場 (学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第6条に規定する施設をいう。)	弁当仕出屋又は弁当製造業	飲食店	宿泊業	リネンサプライ業	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	(写真現像・焼付業を含む	自動車整備業	病院	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)
206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	218	219	220	221

翻梅 四		公券	安妻 全有 昌		
	業種その他の区分	単位 1 J につきミリ (1) (Coo	リットル リットル リグラム (2) Cni	# #	析
	畜産農業	09	09		
	天然ガス鉱業	09	09		
	非金属鉱業	91	15		
ro L	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10		
	乳製品製造業	20	10		
2	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	30	10		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10		
	寒天製造業	20	10		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10		
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを 除く。)	45	10		
_	冷凍水産物製造業	45	10		
13	冷凍水産食品製造業	45	10		
14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から 前項までに掲げるものを除き、魚介類塩 干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10		
15	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製 造業	20	10		
16	野菜漬物製造業	20	10		
17	味そ製造業	20	10		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10		
19	うま味調味料製造業	20	10		
20	ソース製造業	20	10		
21	食酢製造業	20	10		
22	砂糖精製業	20	10		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10		
24	小麦粉製造業	20	10		
25	パン製造業	20	10		
26	生菓子製造業	20	10		
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10		
28	米菓製造業	20	10		
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から 前項までに掲げるものを除く。)	20	10		
30	植物油脂製造業	20	10		
31	動物油脂製造業	20	10		
32	食用油脂加工業	07	10		

	を除く。)					
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と		40	40	40	
229	中央卸売市場		20	20	20	
230	地方卸売市場		20	20	20	
231	試験研究機関(水 <u>]</u> 則 (昭和46年総理) 2 号) 第 1 条の 2 う。)	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規 則(昭和46年総理府・通商産業省令第 2号)第1条の2に掲げるものをい う。)	20	20	20	
232	前各項に分類さ れないもの	(1) 金属鉱業に 係るもの	10	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
		(3) 石こう製品 製造業に係る もの	10	10	10	
		(4) 上水道業又 は工業用水道 業に係るもの	10	10	10	
		(5) 生活排水に 係るもの(日平 均排水量400立 方メートル以 上のもの)	30	30	30	
		(6) 生活排水に 係るもの(日平 均排水量400立 方メートル未 満のもの)	50	50	40	
		(7) (1)から(6)ま でに分類され ないもの	10	10	10	

(2) 窒素合有量 [窒素に係る総量規制基準の算定方法] Ln=Cn・Qn×10⁻³ または Ln=(Cno・Qno + Cni・Qni) ×10⁻³ Ln:総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日) Cn(Cno)、Cni:業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 cn(Cno)、平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排出水の量 (m³/日) Qn(Qno):平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排出水の量 (m³/日)

10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10	10				10	10
20	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		20	20				20	20
繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色 整理工程付帯加工処理工程を含む。) に 係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水し た織物製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に 係るもの	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	一般製材業又は木材チップ製造業	合板製造業(集成材製造業を含む。)又 はパーティクルボード製造業	木材薬品処理業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で溶解パルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサー	モメカニカルパルブ製造工程に係るも の	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるもの)	を除い。 / とのである / とのできる / といる / といと / といる /	乗でさらしケミクランドバルフ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパル)を観ばす行きなった。	ノ製鱼工権を含む。)人はさらしたミケミカルルパルプ製造工程(前工程の未さらし カント・カー・カー・ディー・割出工程 ち	して、シュダグングノ数は土角からし、で、)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程 ド なえまの (% 昭)・ 相ばスメのなか ()	にいるもの(Kracina)ものであれる。 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でさらしクラフトパルプ製造工程(前
62	63	64	65	99	29	89	69	71	75	92	77	78		79	80				81	82
															一部である	4 1 2 3 4 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 6 5 6	02 4 5.			

																										おきまれた。	に を 発 上 性 に を し は が ま が ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	っては、窒素含有量(1)	の欄の値は、60とする。		
10	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10	10				10				10	10
20	20	20	30	20	30	20		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		20					25				25	20
ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	穀類でんぷん製造業	麺類製造業	豆腐・油揚製造業	_	冷凍調理食品製造業	**。 惣菜製造業のうち煮豆の製造に係る	60	清凉飲料製造業	果実酒製造業		清酒製造業	蒸		配合飼料製造業	単体飼料製造業	有機質肥料製造業				を嫁く。以下この表において同じ。) で 整毛工程に係るもの			り抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる	加工処理工程(以下この表において「染	色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの		整理工程付帯加工処理工程を含む。)に & z * の(前項に関げる*のを吟く)			繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係みまの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの
33	34	35	37	38	39	40		41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	22			28				29				09	61

40、30とする。 12) アンモニア誘導 日製造工程になっ では、鍛素の有量 の構の値は、ペカ ペれ同種の順序に する。、200 と する。 (3) 原素製造工程に 多のでは、鍛素的 動のでは、鍛素的 動のでは、一般では がたのでは、一般では といくが、1、500、1、100 とする。							窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、50、40とする。	a素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、60、50とする。		窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、40 とする。
	10	10	10	10	40	10	10	10	10	10
	15	15	15	15	20	20	15	15	15	15
		化学肥料製造業 (前2項に掲げるものを 除く。)	ソーダ工業	電炉工業	無機顏料製造業	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業でプラスチ ック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの
	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112

																		(1) アンモニア製造 工程にあっては、 窒素含有量の欄の 値は、それぞれ同 欄の順序に従い、
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	15
工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で古紙を原料とするパルプ製造工程 に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ、リファイナーグランドパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で板紙製造工程に係るもの	機械すき和紙製造業	手すき和紙製造業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	 敷維板製造業	繊維板製造業(前項に掲げるものを除 く。)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号26の項から前項までに掲げるものを除く。)	印刷業(新聞その他の出版物を印刷する ものを含む。)	製版業	窒素質・ り
	83	84	85	98	87	88	68	06	91	92	93	94	92	96	97	100	101	102

(1)			窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に徐 い、50、40とする。						医薬品原薬製造工程 (窒素又はその化合物 を原料として使用する ものに限る。)にあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順片に従い、25、20 とする。			
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	1.5
有機化学工業製品製造業(整理番号109の頃から前頃までに掲げるものを除く。)	レーヨン・アセテート製造業のうちレー ヨンの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちアセ テートの製造に係るもの	迖繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	石けん・合成洗剤製造業	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを 除く。)	塗料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業	医薬品製剤製造業	生物学的製剤製造業	牛 本 連 ・ 連 大 動 割 制 治 帯 等
122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134

金素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、20、15とする。		(1)				窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、60、50とする。	金素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、40 とする。	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、40 とする。
10	10	10	10	10	800	10	10	10
15	15	15	15	15	800	15	15	15
石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、アラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除く。)	脂肪族系中間物製造業	メタン誘導品製造業	発酵工業	ン製品 製造	式 中間 物	プラスチック製造業	合成ゴム製造業
113	114	115	116	117	118	119	120	121

動物用医薬品製造業	15	10	169	砕石製造業	20	10	
火薬類製造業	15	10	170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
農薬製造業	15	10	172	うわ薬製造業	20	10	
合成香料製造業	15	10	173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程
香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10					にあっては、窒素合
化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10					有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序
ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10					に徐い、600、400とする。
写真感光材料製造業	15	10					(2) スアンフス信覈覈
天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10					25.1年からからののであった。 のにをしては、 路繋
イオン交換樹脂製造業	15	10					含有量の欄の値は、
化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10					それぞれ 同欄の順 序に従い、55、40
	20	10					とする。
潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	20	10	175	フェロアロイ製造業 高炉によらない 製鉄業 (前項に掲げるを	15	10	
コークス製造業	009	400		このである。)	2) •	
石油コークス製造業	20	10	178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10		む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)			程を有するものにあっ
ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	20	10		「によるものに限る。)			ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄
ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを	20	10					の順序に従い、55、40 とする。
なるし革製浩業	20	10	179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
毛皮製造業	20	10		の頃に掲げるものを深く。)			柑を有するものにあり 7:4 -
板ガラス製造業	20	10					- (13、角米巾丘画の橅)の値は、タゼダ光回杆
板ガラス加工業	20	10					5 10 10 10 10 10 10 10
ガラス製加工素材製造業	20	10					とする。
ガラス容器製造業	20	10	180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10		一の項に掲げるものを除く。)			程を有するものにあっ
mK .	20	10					人は、海紫紀有重の欄 ク値な - タセダキ回鸛
ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	20	10					り置いて40c450周囲 の順序に従い、55、40
ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	とする。 ステンレス硝酸酸洗工
ガラス・同製品製造業 (整理番号156の) 項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10					程を有するものにあっては、窒素含有量の欄のは、
生コンクリート製造業	20	10					97個は、イオンケオン同人
コンクリート製品製造業	20	10					ラグはアイスト、このよう
セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	20	10	182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
黒鉛電極製造業	20	10					8年3日3日1日3日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1

	,	,	,	*			
	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40 とする。		窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。	(1) 裕融めっき工程 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			 (1) 民生用電気機械器 具製造工程(窒素又 はその化合物による表面処理施設を 設置するものに限る。)にあって限、 窒素合有量の欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、30、 20とする。
10	10	10	10	10	10	10	10
15	15	20	20	50	20	20	20
鉄粉製造業	鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	非鉄金属製造業	電気めつき業	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一般機械器具製造業	電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業
198	199	200	201	202	203	204	205

				の値は、それぞれ同構の順下は多い。
				の順声に体い、35、40 とする。
183	由鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40 とする。
185	引拔鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40 とする。
186	伸 線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40 とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	彩	15	10	
189	0	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40 とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	銀 工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	^{せん} 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197	15	10	
	の項に掲げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	

								業権その他の区分の協力 に規定する数又は 関連保証する数又は 対域第2号に 対域20 は 対域20 に と に と ができる力 に と ができる力 に と ができる力 に と ができる力 に と ができる力 に と ができる力 に に と が に と が に に と が に に に に に に に に の に に に の に に に の に に の に に の に に の の に に の の に に の の の に に の の の に の の の の に の の の に の の の の に の の の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	業権その他の区分の歯 品嫌院する表又は確築 3.項第24年の 3.項第24年の 4.3 時間の 1.2 2 2 3.2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	嫌気性消化法、好気性 消化法、過式酸化法又 は活性活泥状に凝集処 国政を加えた力法より 高度にし尿を処理する ことができる力法によ りしたな心理するもの にあっては、鑑素含有 配の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、
15	15	15	15	15	15	15	15	20	20	15
25	25	25	22	25	25	25	25	30	40	255
弁当仕出屋又は弁当製造業	飲食店	宿泊業	リネンサプライ業	(前項に掲げ	写真業 (写真現像・焼付業を含む。)	自動車整備業	病院	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 1項の表に規定する算定方法により算定 した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 1項の表に規定する算定方法により算定 した処理対象人員が201人以上500人以 下のものに限る。)	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)
212	213	214	215	216	218	219	220	221	222	223

				(2) 半導体素子製造工程にあっては、酸素 程にあっては、酸素 合有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順 序に従い、30、20 とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程(塗素又はその化合物による表面や理施 合物による表面や理施設を設置するものに限 る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。) にあっては、窒素含有量(1)の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	
506	不水道業	52	15	(1) 標準部ののでの を を を を を が が が が が が が が が が が が が
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	25	15	

編																															
りん含有量 1 リットル きミリグラム 1) (2)	8	1	1.5	H	1	1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5
りん言 単位 1 につきミ (1) Cpo	8	2	1.5	4	5	8	3	3	3	3	3	4	4	4	3	4	8	3	3	3	3	3	3	3	9	3	3	3	4	2	3
業種その他の区分	畜産農業	天然ガス鉱業	非金属鉱業	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	乳製品製造業	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるも のを除く。)	水産缶詰・瓶詰製造業	寒天製造業	l''.'	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	冷凍水産物製造業	冷凍水産食品製造業	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩藤品製造業を含む。)	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品 製造業	野菜漬物製造業	味そ製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	うま味調味料製造業	ソース製造業	食酢製造業	砂糖精製業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	小麦粉製造業	パン製造業	生菓子製造業	ビスケット類・干菓子製造業	米菓製造業	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	植物油脂製造業	動物油脂製造業	食用油脂加工業
報 梅 中 中	2	က	4	വ	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	22	26	27	28	29	30	31	32

15	15	20	15	15	15	15	15	10	10	10	10	20	20	10
25	25	40	25	25	25	25	25	10	20	10	10	30	40	10
ごみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを 除く。)	死亡獣畜取扱業	と	中央卸売市場	地方卸売市場	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則) 第1条の2に掲げるものをいう。)	前各号に分類さ (1) 金属鉱業に係 れないもの 8もの	(2) 女類・その他の 繊維製品製造業 に係るもの	(3) 石こう製品製造業に係るもの	(4)上水道業又は工業用水道業に係るもの	(5) 生活排水に係 るもの(日平均排 水量400立方メー トル以上のもの)	(6) 生活排水に係 るもの(日平均排 水量400立方メー トル未満のもの)	(7) (1)から(6)まで に分類されない もの
224	225 廃	至26 産級	227 死	228 E	229 中	230 財	231 講	232 計						

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法] Lp=Cp・4p×10⁻³ または Lp=(Cpo・4po + Cpi・4pi) ×10⁻³ Lp:総量規制基準= 9 んの許容排出負荷量 (kg/日) Cp(Cpo)、Cpi:業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の 9 ん含有量の値 (mg/8) Qp(Qpo):平成14年 9 月 30 日より前にすでに発生していた工程排出水の量 (m³/日) Qpi:平成14年 10 月 1 日から新・増設により増加した工程排出水の量 (m³/日)

	П	П		-	П	П	П	П	1	1	П	П	г	П
2	ro	23	2	23	2	2	2	2	2	2	2	C)	67	c ₁
繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染 色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	- 	繊維工業でフェルト製造工程に係る もの	繊維工業で上塗りした織物及び防水 した織物製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程 に係るもの	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	一般製材業又は木材チップ製造業	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はペーティクルボード製造業	木材薬品処理業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で容解パルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程、リスァイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業を大きらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業できらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程できむ。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの
62	63	64	65	99	29	89	69	71	75	92	2.2	78	62	80

1.5	1.5	1.5	1	1	1	1.5		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	1	П		1	H	П	П	П
က	3	3	2	2	8	4		3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2		2	2	က	೦	ıo
ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	穀類でんぷん製造業	麺類製造業	豆腐・油揚製造業	あん類製造業	冷凍調理食品製造業	**う 惣菜製造業のうち煮豆の製造に係る	もの	清涼飲料製造業	果実酒製造業	ビール製造業	清酒製造業	蒸留酒・混成酒製造業	インスタントコーヒー製造業	配合飼料製造業	単体飼料製造業	有機質肥料製造業	たばこ製造業	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるものですがずに)	りないな版への他の機構教品に深のものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加 エその他の染色整理工程に付帯して 行われる加工処理工程(以下この表に おいて「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの
33	34	35	37	38	39	40		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	22		57	288	59	09	61

									りん又はその化合物を	原料、触媒又は中和剤し、ケモ田ナイチので	として使用するものに をっては、マクター	の欄の値は、それがお	同欄の順序に従い、	0.3、4 C 9 る。	ングスはんグに自め名 同述 無柱マン 日本堂	※上、角楽へは「告告 ファケ毎 田中 ややのお	あっては、リカの有量	の欄の値は、それぞれ	同欄の順序に従い、	6.5, 4 2 4 5 ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °			りん又はその化合物を	原料、触媒又は中和剤	- かして食用するものだけ - 一方は - 15 でくかかい	めっては、りんは角庫	の欄の値は、かだがだし、調・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消・消	同欄の順序に従い、	6.5、4とする。			りん又はその化合物を	原料、触媒又は中和剤し、ケ年田子を	6つて反ん。90のにあってでは、90の合は、90の合は、90を付きを使しては、90を付きを使いません。	の欄の順序に従い、
1	1	1	1	П	-	1	1	П	1					-	7					,	-	1	1							П		П			
23	2	2	2	2	2	2	2	2	2					c	1					d	N	2	2						1	23		2			
印刷業 (新聞その他の出版物を印刷す るものを含む。)	製版業	窒素質・りん酸質肥料製造業	複合肥料製造業	化学肥料製造業 (前2項に掲げるもの を除く。)	ソーダ工業	電炉工業	無機額料製造業	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族	系中間物製造工程に係るもの				一	五百七十六角属牧田牧司米、米·大王 围犁。今识党选。在鰲楹选围油上的7.	同ち コダギー 古る教育教団十年5 係んさの	2,000			11 17 18	台油化子水塩糖製品製造業 Cノフターチック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るまの	て対化学系基礎製品製造業で有機化	学工業製品製造工程(脂肪族系中間物	駿茄二角、豚丸 子画物・何及粥棒・鱼湯 対対対対 カール コール・カー はいいん さぎない	機関科製店上程、フフスナック製店上 台手点を表え、製造工程を扱う、こ	権及び合成ゴム製造工権を深く。)に	条ろもの	The second section of the second section of the second sec	石油化学糸基礎製品製造業(整理番号)・6.6.5元、光程等しに調整する	1 0 9の頃から則頃までに掲げるもの 女際/	4 時が大。/ 脂肪族系中間物製造業			
100	101	102	103	104	105	106		108	109					011						,	III	112	113						\dagger	114		115			
П			-			1			1			П		-	4						П		1	-	٠,	_	П	1	П	П	П	Н	П		
03			2			2			2			2		6							2		2	c	1 0	.71	2	2	2	2	2	2	2		
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業で未さらしクラフトパルプ製造	工程に係るもの(次項に掲げるものを	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	パルプ製浩業、洋紙製浩業又は板紙製	治業でならしクラフトペルプ製造工程(単工程の米xcl、クラフトペルプ製造工程	製造工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	造業で古紙を原料とするパルプ製造	工程に係るもの(次項に掲げるものを 除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製作業によった。	回来 S 中教を原本としRインドスは 画仕を行っ S プレ製油工程 (単一組の)	解 工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	造業で木材又は古紙以外のものを原 おアナスパルプ制等工程に係るもの	イトランパン変垣工住に吹き Boy ペルプ制浩業 洋統制浩業 マは新観	・・・・・ 女角米、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	グランドパルプスはサーモメカーカ	ルパルプを主原料とする洋紙製造工	程(前工程のグランドパルプ、リファ	イナーグランドパルプスはサーモメ	カニカルパルブ製造工程を有するものに限る)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	造業で洋紙製造工程に係るもの (前項 に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	選業で板紙製造工程に係るもの 機械子をお鉱制		手すさ和秋製店業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く)	ペルプ製浩業、紙製浩業又は紙加工品	製造業 (整理番号76の項から前項まで に掲げるものを除く。)	
81			82			83			84			85		86							87		88	00	80	90	91	92	93	94	92	96	26		

	1	1	П	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	П	1	П	1	1	П	П	П	1	1	1	1	П
01	2	2	23	2	2	2	2	2	2	23	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23	2	2	23	2	2	2	2	2	2	23
写真感光材料製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	イオン交換樹脂製造業	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	石油精製業	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	コークス製造業	石油コークス製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業	ゴム製品製造業でラテックス成型型 洗浄工程に係るもの	ゴム製品製造業(前2項に掲げるもの を除く。)	なめし革製造業	毛皮製造業	板ガラス製造業	板ガラス加工業	ガラス製加工素材製造業	ガラス容器製造業	療用ガラス) う房用ガラス器具	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製 品製造業	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	生コンクリート製造業	コンクリート製品製造業	セメント製品製造業 (前2項に掲げるしものを除く。)	黒鉛電極製造業	砕石製造業	鉱物・土石粉砕等処理業	戮	高炉による製鉄業	フェロアロイ製造業	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる
143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	172	173	175	176

				合中も合れた物和の有ぞいを削い置れ、												毎年に国子を上の事をあるのの。										
6.5, 42 \$ 50				りん又はその化合物を 原料、触媒又は中和剤 として使用するものに あっては、りん含有量 の欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、 6.5、4とする。												医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物 を原料として使用する ちのに限る。)にあっ ては、りん含有量(1)の 欄の値は、4とする。										
	1	1	П	H	1	П	Н	П	П	1	Н	1	1	1	1		Н	1	1	1	1	П	П	Т	1	
	2	2	2	0	2	2	23	2	2	2	2	2	2	2	2	1 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	メタン誘導品製造業	発酵工業	コールタール製品製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	プラスチック製造業	合成ゴム製造業	₩.₽	レーヨン・アセテート製造業のうちレ ーヨンの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちア セテートの製造に係るもの	合成繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		界面活性剤製造業 (前項に掲げるもの を除く。)	塗料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業	医薬品製剤製造業	生物学的製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	動物用医薬品製造業	火薬類製造業	農薬製造業	合成香料製造業	香料製造業(前項に掲げるものを除 く。)	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造
	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	142

(1)の欄の値は、4とする。 る。 (2) アルマイト加工工程(9ん又はその化合物による表面処理施設を設置する ものに限る。)にあっては、9ん合有量(1)の欄の値は、8とする。			民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。	自動車・同付屬品製造工程(9ん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、9ん2有量(1)の欄の値は、4とする。			(1) 標準部分の他には 本の他にお を を を を を が より の の の の の の の の の の の の の
	1	1	1	Н	1	1	. . .
	2	2	2	2	2	2	c)
	一般機械器具製造業	電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気 機械器具製造業又は情報通信機械器 具製造業	輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業	ガス製造工場	下水道業
	203	204	205	206	207	208	209

																								りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。	(1) 溶融めっき工程 (9ん又はその化 合物による表面処 理施設を設置する ものに限る。) にあ っては、9ん含有量
-	1	П	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	П		1	1	1		П	П	1	1	1	П	-
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2
	熱間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	冷間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	冷間ロール成型形鋼製造業	鋼管製造業	伸鉄業	磨棒鋼製造業	引抜鋼管製造業	伸線業	ブリキ製造業	亜鉛鉄板製造業	めつき鋼管製造業	めつき鉄鋼線製造業	表面処理鋼材製造業 (整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除 く。)	鍛鋼製造業	鍛工品製造業	鋳鋼製造業	^{せん} 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号	197の項に掲げるものを除く。)	铸鉄管製造業	可鍛鋳鉄製造業	鉄粉製造業	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	非鉄金属製造業	電気めつき業	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)
178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195		196	197	198	199	200	201	202

れ同欄の順序に従い、 3、1とする。	嫌気性消化法、好気性 消化法、過式酸化洗又 は活性汚泥法に凝集処 は活性汚泥法に 開業を加えた方洗より 高度にし尿を処理する ことができる方法により りしかでをありたにより にあっては、りん含有 にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、22と															
	н	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	23	2	П
	m	4	4	4	4	4	4	4	4	1	2	1	1	က	ಎ	1
	し尿処理薬(し尿浄化槽に係るものを除く。)	ごみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	死亡獣畜取扱業	と 登場	中央卸売市場	地方卸売市場	水質汚 掲げる	前各項に分類 (1) 金属鉱業に係る されないもの もの	(2) 衣類・その他の 繊維製品製造業 に係るもの	(3) 石こう製品製造業に係るもの	(4)上水道業又は工業用水道業に係るもの	(5) 生活排水に係る もの(日平均排水 量400立方メート ル以上のもの)	(6) 生活排水に係る もの(日平均排水 量400立方メート ル未満のもの)	(7) (1)から(6)まで に分類されない もの
	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232						

■に及け入れた 相するもの(本活形がつの(まる方形形水のの をのりんを をの方形で 大を をを を 大下に で 所 で の に の の の の の の の の の の の の の											継続
	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	ol ol
	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4
		共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	弁当仕出屋又は弁当製造業	飲食店	宿泊業	サプライ業	(前項に掲)	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	自動車整備業		し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条 第1項の表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が501人以上 のものに限る。) 上尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条 第1項の表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が201人以上 500人以下のものに限る。)
	210	211	212	213	214	215	216	218	219	220	222

資料3-18 汚濁負荷量の測定手法(化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量)

<u> </u>	19 0 10 1	y 1.	** 11 4 == 0.47 = 1	一位 (11) 中间 中, 安木	里 王术百行	里 プル百年	
	適用条	件	日平均排水量	日平均排水量		特定排出水 が明らか	その他
計:	側方法・頻度		400 m ³ /目以上	400 m ³ /日未満	日平均排水量 400 m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	(差し引き方法)
汚染状態の計測方法	(1)水質自動計》 法換算式	則	0	0	_	_	0
<化学的酸素要求量・	(2) コンポジェットサンプラー及 指定計測法 () I S)	び	(1)によることが技 術的に適当でない場 合その他(1)により がたいと認められる 場合可能	0	_	-	(1)によることが 技術的に適当で ない場合その他 (1)によりがたい と認められる場 合可能
窒素含有量・りん含有量	(3)指定計測法 E 3 回以上試料取	柯	都道府県知事が定め る場合可能	0	ı	ļ	都道府県知事が定める場合可能
mg	(4)水質簡易測定 法換算式1日3 以上試料採取		同 上	0			同 上
水量へ	(1)流量計・流過計 計 (2)積算体積計	東	0	0	0	0	0
m ³ /日>	(3)簡易な計測 法	f	都道府県知事が定め る場合可能	O	_	0	都道府県知事が 定める場合可能
	測定頻度		毎日	200~400m ³ /日·1回/7日 100~200m ³ /日·1回/14日 50~100m ³ /日·1回/30日 (日平均排水量)			
			知事が定める場合	緩和可能			
					-		

資料3-19 県条例による上乗せ排水基準

- 1 化学的酸素要求量(COD)
 - (1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある 1 日当たりの最大の水量が $50 \,\mathrm{m}^3$ 以上である工場又は事業場の排出水(単位: mg/ϱ)

l⊄'		(3.4米湯や)	‡出水(単位:mạ 	5/ V)		生 許容	限度	甘淮洛甲
区分	区域	業	種			日間平均	最大	基準適用 用
		7.0	. 		通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	
		金属鉱業、非 係るもの	=金属鉱業又は非	鉄金属製造業に	□ 通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 ³ 未満/日	m 15	20	51. 1. 1
					通常排水量 5 千m 3 未満/日	20	30	
			畜産食料品製造	業(食鳥処理加	工業を除く。)に係るもの	50	70	
			飲料製造業(清液	酉製造行及び蒸留	習酒製造業を除く。)に係るも	の 50	70	51. 1. 1
		食料品製造業に係るもの	農産保存食料品類の(ジュース原	製造業に係るも	通常排水量5千m³以上/日	50	70	51. 1. 1
			ものに限る。)		通常排水量5千m ³ 未満/日	100		
			弁当製造業に係	るもの		60		元. 10. 1 51. 1. 1
			その他のもの		30.1.7	100		
			て服その他の繊維	製品製造業を除	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 7. 1
		く。)に係る	50		通常排水量1万m ³ 未満/日	100	130	
		木材及び木製	品製造業(家具	製造業を除く。)に係るもの	70	100	57. 7.16
					通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100	
既	県下へ			セミケミカル パルプの製造 を行うもの	通常排水量20万m ³ 以上23万 ³ 未満/日	m 80	110	51. 7. 1
設	全域		0 >0 #511 \		通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120	
			パルプ製造業に 係るもの		通常排水量11万5千m ³ 以上/	ı	100	
				クラフトパル プの製造を行 うもの	通常排水量10万m ³ 以上11万 千m ³ 未満/日	5 80	110	51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 未満/日	90	120	
		パルプ・紙			その他のもの	50	70	
		及び紙加工品製造業に			通常排水量1万m ³ 以上/日	65	90	
		係るもの		植物靭皮繊維	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 ³ 未満/日	. •	100	
				を原料とする もの	通常排水量2千m ³ 以上5千 ³ 未満/日	m 90	120	
			紙製造業に係る もの		通常排水量 2 千m ³ 未満/日	100	130	52. 4. 1
				L. Alberta	通常排水量 5 千m 3以上/日	40		
				未使用パルプ を原料とする もの	通常排水量3千m ³ 以上5千 ³ 未満/日	m 50	70	
				0.7	通常排水量3千m³未満/日	55	75	
				その他のもの	通常排水量4万m³以上/日	40	55	
					通常排水量2万m ³ 以上4万 3未満/日	60	80	
					通常排水量1万m ³ 以上2万 ³ 未満/日	m 65	90	
		パルプ・紙 及び紙加工 品製造業に	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 ³ 未満/日	m 70	100	52. 4. 1
		係るもの			通常排水量3千m ³ 以上5千 ³ 未満/日	m 80		
					通常排水量3千m³未満/日	90	120	
				その他	のもの	50	70	

_								
				アクリロニト リルの製造を	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	
				行うもの	通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35	
			 有機化学工業製	合成ゴム製造	通常排水量 5 千m 3以上/日	10	15	51. 7. 1
			品製造業に係るもの	業に係るもの	通常排水量 5 千m ³ 未満/日	50	70	
				発酵工	業製品製造業に係るもの	50	70	1
		化学工業に 係るもの		7 0 14 0 1 0	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15	F1 1 1
		係るもの		その他のもの	通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20	51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	
	ı		業及びアセテー る。)に係るも		通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40	51. 7. 1
既設	県下へ		その他	$\mathcal{O}^{\frac{1}{2}}\mathcal{O}$	通常排水量 5 千m 3以上/日	10	15	51. 1. 1
設	全域				通常排水量5千m³未満/日	20	30	
			石	油精製業に係る	もの	10	15	51. 1. 1
				弁当仕出屋		60	80	元. 10. 1
				飲食店		60	80)L. 10. 1
			し尿処理施設(く。)を設置す		特定施設であるし尿浄化槽を除	30		51. 7. 1
				洗	たく業に係るもの	100	130	51. 1. 1
		and the second			通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	
		サービス業 に係るもの	その他のもの		通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35	
				その他のもの	通常排水量 1 千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70	57. 7.16
					通常排水量1千m³未満/日	100	130	
			酸又はアルカリレ		施設を設置するもの	20	30	51. 1. 1
				共同調理場		40	60	元.10.1
			し尿処理	埋施設のみを設置	置するもの	30	40	51. 7. 1
		下水道終末 処理施設を	活性汚泥法、標 理することがで		の他これらと同程度に下水を処 処理するもの	20	30	
		設置するも の			ド・エアレーション法その他こことができる方法により処理す	50	70	51. 1. 1
			の 水質汚濁防止 の施設を設置す		通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1
		(°)			通常排水量 5 千m ³ 未満/日	20	30	VI. I. I
				埋施設のみを設置		25	35	
			下水道終	未処理施設を設	置するもの	20	30	
新	県下へ				通常排水量2千m³以上/目	10	15	49. 7.19
設	全域		その他のもの		通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日	15	20	
					通常排水量1千m ³ 未満/日	20	30	

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する 1 日当たりの最大の水量が50m 3 以上である工場又は事業場の排出水(単位: mg/ℓ)

 			基準	許容	限度	甘淮、古田
区分	区域	業種		日間平均	最大	基準適用 用 日
既設	内	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽		60	80	6. 4. 1
新設	海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽		25	35	3. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質量(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、銅含有量(単位: mg/ℓ)

			基準		許容	限度	甘渊	:`☆田
区域	業	<u> </u>		項目	日間 平均	最大	基準期	適用日
新居浜 海 域		全美	 養種	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(鉱油 類含有量)		3. 0	47.	1. 16
		セミケミカルパ ルプ製造設備を	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	10	6. 24
	パルプ又は 紙製造業に	有するもの	通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	40.	0, 24
	係るもの	クラフトパルプ 製造業に係るも	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	18	6. 24
		の	通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	10.	0.24
四国中央	食料品製造業	きに係るもの	通常排水量5千m³以上/日	SS	50	60	47	1. 20
水 域	及行吅表起来		通常排水量5千m³未満/日	SS	70	90	11.	1. 20
				SS	70	90		
)(水質汚濁防止 はするものを除く。	法施行令別表第1第1号の2 。)	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有量)		10	48.	6. 24
		せを設置するもの 2槽のみを設置す	(みなし指定地域特定施設で るものを除く。)	BOD	30			
銅山川 水 域		鉱山に依	系るもの	銅含有量		2.0	48.	6. 24
			通常排水量1万m3以上/日	SS	60	80		
		マニラ麻又は植物は水の	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	SS	65	90		
		物勒皮繊維を原 料とするもの	通常排水量 2 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	S S	70	100		
			通常排水量2千m³未満/日	SS	75	105	52.	4. 1
			通常排水量5千m³以上/日	SS	40	55		
四国中央		未使用パルプを 原料とするもの	通常排水量3千m³以上5千m³未満/日	SS	50	70		
く全公共	紙製造業に 係るもの		通常排水量3千m³未満/日	SS	55	75		
用水域			通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45		
			通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75		
		7 0 14 0 3 0	通常排水量1万m ³ 以上2万 m ³ 未満/日	SS	60	80	5 1	0.00
		その他のもの	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	SS	65	90	51.	3. 23
		通常 m ³	通常排水量 3 千m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	SS	70	100		
			通常排水量3千m³未満/日	SS	75	105		

^{%1}日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあっては、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 未満のものについても適用する。

資料 3 -20 市町別の特定事業場数 (平成23年3月末現在)

法令	水質汚泡	蜀防止法	100	環境保全 措置法	愛媛県公害	Λ =1
下町村名	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	防止条例	合計
四国中央市	9	223	56	1	6	295
新居浜市	9	214	20	0	9	252
西条市	12	328	33	3	12	388
今治市	40	371	22	0	11	444
上島町	8	41	0	0	4	53
松山市	31	628	70	1	14	744
東温市	5	88	11	1	3	108
久万高原町	5	103	0	0	5	113
伊予市	5	87	9	0	6	107
松前町	7	66	7	0	1	81
砥部町	14	56	8	1	1	80
内子町	1	139	5	0	5	150
大洲市	13	343	13	1	5	375
八幡浜市	7	116	6	0	2	131
伊方町	7	154	1	0	1	163
西予市	13	504	5	0	6	528
宇和島市	9	478	6	5	4	502
松野町	1	16	0	0	0	17
鬼北町	7	65	0	0	2	74
愛南町	9	97	3	1	4	114
計	212	4117	275	14	101	4,719

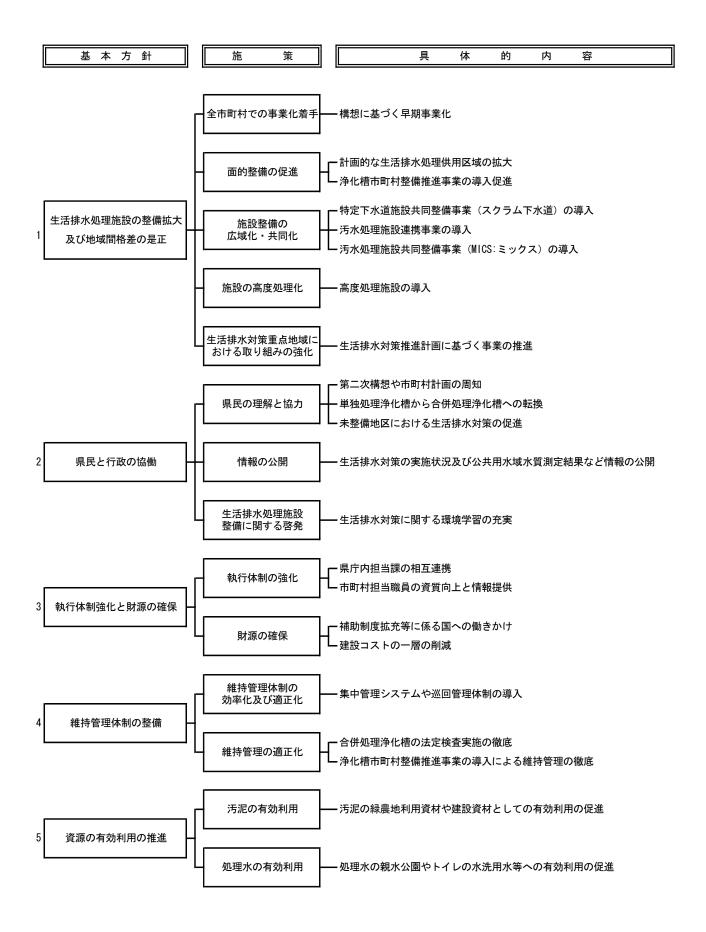
備考:排水量は、平均水量である。

資料3-21 排水基準の概要

法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
			全特定事業場	県下全域
		有害物質(27項目)	有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	· 八 主
			みなし指定地域特定施 設 ^(注) を設置する特定事 業場	瀬戸内海流入区域
水質汚濁防止法	排水基準	生活環境項目 (15 項目)	排水量通常 50m ³ /日以 上の特定事業場	県下全域 ※窒素・燐は以下のとおり。 窒素:瀬戸内海流入区域 燐:瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
			みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m³/日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
			排水量最大 50m ³ /日以 上の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除 く。)
		化学的酸素要求量 (COD)	みなし指定地域特定施 設 ^(注) を設置する排水量 最大 50m³/日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
		浮遊物質量(SS)	排水量通常 50m³/日以 上の特定事業場	四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場
	非水基準	/ハマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	II	新居浜海域流入区域
愛媛県 公害防止条例		" (動植物油脂)	II	四国中央水域流入区域
		 銅含有量 	鉱山に係るもの	銅山川水域流入区域
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(みな し指定地域特定施設 ^(注) のみ を設置するものを除く。)
	横出し 排水基準	有害物質(8項目)	排水施設を設置する特定事業場	県下全域
	1015/1	生活環境項目 (15項目)	ルナ <i>水加</i>	
	√√目.4日4-il		排水量通常 50m³/日以 上の特定事業場	
水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、燐	みなし指定地域特定施 設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m³/日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
	水質汚濁防止法 愛媛県 公害防止条例	水質汚濁防止法 上乗せ準	大質汚濁防止法 上乗せ 上乗せ 排水基準 上乗せ 排水基準 (COD) 浮遊物質量(SS) // バル・オン抽出物質 (鉱油類) (動植物油脂) 銅合有量 生物化学が酸素要求量 (BOD) 有害物質(8項目) (15項目)	本質汚調防止法 本語物質(27項目) 全特定事業場

⁽注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料3-22 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系

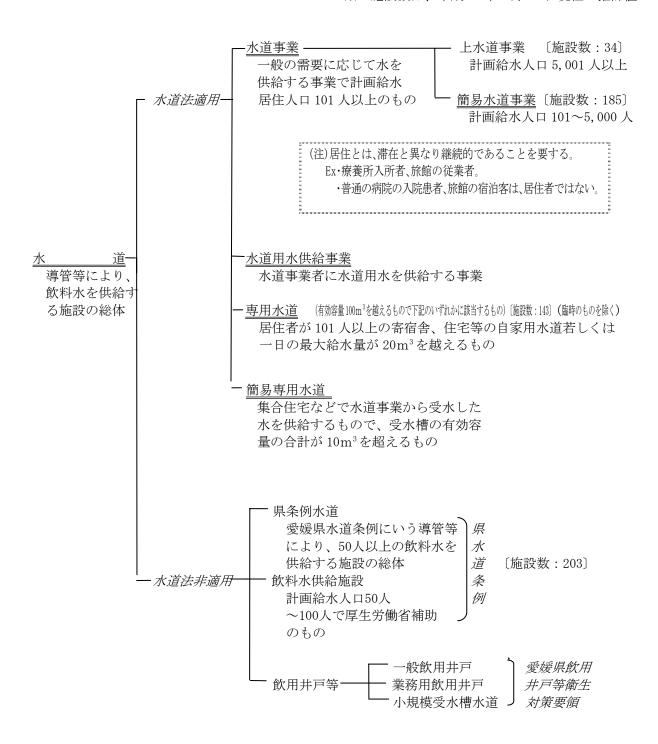


資料3-23 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成14年度末)	中間目標(平成19年度末)	平成 22 年度末 実績	最終目標 (平成24年度末)	
行政人口 (千人)	1, 502	1, 522	1, 450	1, 475	
下水道(千人)	573 (38. 1%)	705 (46. 2%)	696 (48. 0%)	725 (49. 1%)	
農業集落排水施設(千人)	29 (1. 9%)	(2. 9%)	40 (2.8%)	42 (2. 9%)	
漁業集落排水処理施設 (千人)	(0.3%)	6 (0.4%)	5 (0.3%)	(0.4%)	
簡易排水施設(千人)	0. 04 (0. 003%)	0. 04 (0. 003%)	0. 03 (0. 002%)	0. 04 (0. 003%)	
小規模排水施設(千人)		0. 03 (0. 002%)			
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	7 (0. 4%)	(0.5%)	
合併処理浄化槽(千人)	(0. 4%) 192 (12. 8%)	(0.4%) 239 (15.7%)	(0.4%) 271 (18.7%)	310 (21. 0%)	
汚水処理人口合計(千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	999 (65. 6%)	1, 019 (70. 3%)	1, 089 (73. 9%)	

^{※ ()} 内の%は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

※ 施設数は、平成23年3月31日現在の推計値



(平成23年3月末現在の推計値)

			現在給水		給水実績(上水・簡水のみ)			(平成23年3月末現在の推計 施 設 数			EPT (EZ)	
番号	市町村名	行政区域内 人 口	人 口 (条例水 道等含む)	普及率	年間給水量 (千m3)	一人一目	一人一日 平均給水量 (L)	上水道	簡易水道	専用	条例	計
1	松山市	515, 599	506, 062	98. 2	52, 553	327	294	1	22	47	61	131
2	今治市	172, 371	166, 051	96. 3	20, 696	410	342	7	6	4	3	20
3	宇和島市	87, 120	86, 524	99. 3	12, 266	432	389	1	3	2	1	7
4	八幡浜市	38, 986	38, 479	98. 7	5, 170	411	373	1	12		9	22
5	新居浜市	125, 768	119, 083	94. 7	16, 144	430	374	1		12	12	25
6	西条市	115, 249	61, 487	53. 4	7, 316	472	355	5	3	61	11	80
7	大洲 市	48, 148	43, 464	90. 3	8, 213	573	527	1	15		19	35
8	伊予市	39, 412	35, 590	90. 3	4, 748	444	368	1	9	2	9	21
9	四国中央市	92, 562	90, 175	97. 4	13, 057	457	398	2	12	1	7	22
10	西予市	43, 118	40, 720	94. 4	5, 349	500	369	4	41	1	21	67
11	東温市	34, 568	34, 011	98. 4	4, 331	477	361	2	8	8	10	28
12	上島町	7, 450	7, 160	96. 1	763	395	292	1	2			3
13	久万高原町	10, 157	8, 195	80. 7	1,090	540	391		18		9	27
14	松前町	31, 411	31, 224	99. 4	3, 743	390	334	1		2	1	4
15	砥 部 町	22, 358	21, 136	94. 5	3, 019	466	395	1	3	1	4	9
16	内 子 町	18, 758	16, 387	87. 4	2, 312	411	404	1	19		22	42
17	伊方町	11, 448	11, 187	97. 7	1, 515	466	371	2	1	1		4
18	松野町	4, 478	4, 436	99. 1	650	440	414		3	1	1	5
19	鬼北町	11, 783	11, 410	96. 8	1, 551	449	372	1	4			5
20	愛 南 町	25, 166	23, 920	95. 0	3, 890	626	447	1	4		3	8
	合 計	1, 455, 910	1, 356, 701	93. 2	168, 376	409	348	34	185	143	203	565

資料3-26 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/0)	番号	項目	基準値 (mg/0)
1	一般細菌	100個/m0以下	26	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	0.2以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	28	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	29	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	30	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	31	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ひ素及びその化合物	0.01以下	32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	33	鉄及びその化合物	0.3以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	34	銅及びその化合物	1.0以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	35	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	ふっ素及びその化合物	0.8以下	36	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	ほう素及びその化合物	1.0以下	37	塩化物イオン	200以下
13	四塩化炭素	0.002以下	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	39	蒸発残留物	500以下
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びト ランス-1. 2-ジクロロエチレン	0.04以下	40	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	ジクロロメタン	0.02以下	41	ジェオスミン	0.00001以下
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	トリクロロエチレン	0.01以下	43	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	ベンゼン	0.01以下	44	フェノール類	0.005以下
20	塩素酸	0.6以下	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下
21	クロロ酢酸	0.02以下	46	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロホルム	0.06以下	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	48	臭気	異常でないこと
24	ジブロモクロロメタン	0.1以下	49	色度	5度以下
25	臭素酸	0.01以下	50	濁度	2度以下

資料3-27 水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/0以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/0以下(暫定)
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/@以下(暫定)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/0以下
6	_	_
7	_	_
8	トルエン	0.4mg/Q以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/Q以下
10	亜塩素酸	0.6mg/Q以下
11	_	_
12	二酸化塩素	0.6mg/Q以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/0以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/@以下(暫定)
15	農薬類(102物質)	検出値と目標値の比の和として、1以下(別掲)
16	残留塩素	1mg/0以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/0以上100mg/0以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/0以下
19	遊離炭酸	20mg/0以下
20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0.3mg/Q以下
21	メチルーtーブチルエーテル	0.02mg/0以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/0以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/0以上200mg/0以下
25	濁度	1度以下
26	PH値	7. 5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1m0の検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1, 1ージクロロエチレン	0.1mg/Q以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/Q以下

資料3-28 水質管理目標設定項目(農薬類)

番号	農薬名	目標値(mg/ℓ)	番号	農薬名	目標値(mg/ℓ)
1	チウラム	0.02	52	メフェナセット	0.009
2	シマジン(CAT)	0.003	53	プレチラクロール	0.05
3	チオベンカルブ	0.02	54	イソプロカルブ (MIPC)	0.01
4	1, 3ージクロロプロペン(D-D)	0.002	55	チオファネートメチル	0.3
5	イソキサチオン	0.008	56	テニルクロール	0.2
6	ダイアジノン	0.005	57	メチダチオン(DMTP)	0.004
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	58	カルプロパミド	0.04
8	イソプロチオラン(IPT)	0.04	59	ブロモブチド	0.04
9	クロロタロニル (TPN)	0.05	60	モリネート	0.005
10	プロピザミド	0.05	61	プロシミド	0.09
11	ジクロルボス(DDVP)	0.008	62	アニロホス	0.003
12	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	63	アトラジン	0.01
13	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	64	ダラポン	0.08
14	CNPーアミノ体	_	65	ジクロベニル(DMTP)	0.01
15	イプロベンホス(IBP)	0.008	66	ジメトエート	0.05
16	EPN	0.006	67	ジクワット	0.005
17	ベンタゾン	0.2	68	ジウロン(DCMU)	0.02
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	69	エンドスルファン	0.01
19	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.03	70	エトフォンプロックス	0.08
20	トリクロピル	0.006	71	フェンチオン (MPP)	0.001
21	アセフェート	0.08	72	グリホサート	9
22	イソフェンホス	0.001	73	マラソン(マラチオン)	0.05
23	クロルピリホス	0.03	74	メソミル	0.03
$\frac{23}{24}$	トリクロルホン(DEP)	0.03	75	ベノミル	0.03
25	ピリダフェンチオン	0.002	76	ベンフラカルブ	0.02
26	イプロジオン	0.002	77	シメトリン	0.03
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	78	ジメピペレート	0.003
28	オキシン銅	0.04	79	フェニトエート(PAP)	0.003
	キャプタン	0.04	80	ブプロフェジン	0.02
	クロロネブ	0.05	81	エチルチオ外ン	0.004
	トルクロホスメチル	0.03		プロベナゾール	0.05
32	フルトラニル	0.2	83	エスプロカルブ	0.03
33	ペンシクロン	0.2	84	ダイムロン	0.8
	メタラキシル	0.06	85	ビフェノックス	0.8
35	メプロニル	0.00	86	ベンスルフロンメチル	0.4
36	アシュラム	0.1	87	トリシクラゾール	0.08
37	ティスター ジチオピル	0.008	88	ピペロホス	0.0009
	テルブカルブ			ジメタメトリン	
38 39	ナプロパミド	0.02 0.03	89 90	アゾキシストロビン	0.02
	ピリブチカルブ	0.03		イミノクタジン酢酸	0.5
40	ブタミホス		91 92	ホセチル	0.006
41	ブグミホム ベンスリド(SAP)	0.02	93	ポリカーバメント	2
42		0.1			0.03
43	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08	94	ハロスルフロンメチル	0.3
44	ペンディメタリン メコプロップ (MCDD)	0.1	95	フラザスルフロン	0.03
	メコプロップ (MCPP) メチルダイムロン	0.005	96	チオジカルブ プロピコナゾール	0.08
		0.03	97		0.05
47	アラクロール	0.01	98	シデュロン	0.3
48	カルバリル(NAC)	0.05	99	ピリプロキシフェン	0.2
49	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	100	トリフルラリン	0.06
50	ピロキロン	0.04	101	カフェンストロール	0.008
51	フサライド	0.1	102	フィプロニル	0.0005